

夫より程もなう、太子を勸め龍角を、狩倉の棟梁として、流沙川より船に召させ、數多の軍卒勢子のもの、波牟天亞へと漕ぎ下りぬ、そも此の波牟天亞といふ處は、太伊加伊の都より、流沙川の川下にして、此山のうしろの方は、幾丈ありとも計り難き、岩石の切り岸にて、根笹葉のみ生ひ茂り、思ひやるだに恐ろしげなる、獸の棲家あるゆゑに、凡て此の處に落入りしものは、再び歸り來ぬ者から、俚俗此所をかやしらず、又地嶽谷など、唱へて、尤も恐るゝ所なり斯かる難所にあるをもて、耆婆月光の兩大臣、此處に狩倉を催はさせて、折指太子を亡ぼす手段を、能く心づきたりけれ、扱や、あつて折指太子、波牟天亞の山のうしろに、しつらいし狩家につきて、夫々に御支度あり聽て合圖の太鼓を鳴らして、狩くらを初むる程に、勢子のもつ那方此方、馳け廻りて狩り立つれば、從ひ來りし武士ども、弓或ひは鎗をもて、さまざまのけものを打取り、太子の前へ差出せば、元より猛烈不敵の太子、勇み喜び弓矢を携へ、龍角がしるべに従ひ、嶮岨を厭はず馳けめぐるに、暫らくあつて息やすめの、合圖の太鼓に勢子の者、皆休息所へ引きければ、太子も狩屋へ立戻りて、聽て晝餉をさこしめす、其配膳には兼てより老女の指揮に従ひて、芙蓉女一人來りしを、龍角とくより喜びいれど、あたり人目あるものから、呷く事もならざりしが、近習の者は追々に、食事のために退きて、人目少なくなりしかば、此で逢はずに立歸らば、奥では尙さら六かしと、俄に工夫をめぐらして、一人の武士に密

かに命じ、太子をあなたへ伴なはするに、附添ひ赴く芙蓉のすそを、踏みとめて此狩屋に、差向ひとなりける、扱過ぎし頃龍角は、芙蓉を口説き落しつゝ、早や我物と思ふがゆゑに、我妻の死を病氣と披露し、芙蓉を妻になさんとせしに、我不在のまに居らずなりしを、立歸りて下男らに、様子を問へば奥向きより、迎ひ來りしといふを聞き、扱は芙蓉も迎ひとありて、是非なく歸りゆきたるならん、と別義なく思ひしかば、此のち奥の人目を見合せ、密かに語らはんとしたれども、芙蓉は逃げつ隠れつするゆゑ、よき首尾とては更になく、たまゝ文などは遣はしても、返り言もせざるをもて、聊か疑は起せども、元より一と夜の契りあれば、よも別心はあるまじくと、人なみくの戀と思へる、自惚心ぞいとおかし、そも此の芙蓉が龍角と、契りしは是れ外ならず、欺きすかして逃んどすとも、逃すべき氣色ならねば、御子の命と我身を思ひ、只涙にて明かせしとは、知らぬ龍角いかほど力ありて、弓矢の達人劍法の、名人とは思へても、戀にて女を殺すとは、假令怪我でも月下氷神の、免許しがたき人柄なる、身をば思はぬ出來心に、此時芙蓉を捉へつゝ、四下の様子を窺ふに、幸ひ人もなきものから、扱て芙蓉どのそなたは早や、過ぎにし事を忘れてか、極めて妻と思ひしも、奥の迎ひに引分れ、けふまで辛く過ぎたりき、いづぞや文を送りしに、何とて返辭をおこさぬぞ、我言葉違ひなく、此程君の知ろしめしは、定めて見聞きを致すべし、今ふの役儀を濟ませなば、私女を君に申受けて

表立てたる婚禮も、望みの儘である者から、何卒太子を我方へ、預け給はる計らひを、和女も御臺へ言告げよ、幸ひあたりにも人もなし、いざ解け給へと言よれば、「エ、もそのよな僞りは、聞きたうもムんせぬ、我人女は因果なもので、一と度肌を許しては、其人ならでは世の中に、男はないと思ふもの、夫に引かへ御身の氣質、年寄でも仇女でも、やたらに袖つま引かさすど、奥中の取沙汰に、私は腹が立つわいな、悪性男を本夫に持ち、苦勞氣兼の甲斐もなく、秋の扇と捨てらるゝ、末は今から知れてあると、味な悋氣で氣をもたせ、時刻を移せば龍角も、恰んど是に持餘せど、是は女の法界悋氣、常と思へば憎からずと、可愛さ餘りて胸は尙ほ、とよめかしの、猥たるれば、「あれ〜あそこへ折指さまが、お戻り遊ばす折あしやと、云ふに龍角あなたを見れば、實に走り來る太子に驚き、「月にひら雲花に風、我れ此に居ては悪し、おことは此弓矢を渡し、我等は最前あちらの山へ、太子を尋ねにゆきたるゆゑ、此弓矢を持ゆきて龍角に渡し給へと、僞りて赴かせよ、我は狩屋の裏手なる、藪かけにて忍び居れば、そなたも首尾してそこへ來よと、太刀も打すて徒はだし、慌て走りて藪かけへ、隠るゝ折柄折指太子は龍角々々と呼びながら、狩屋に這入れば芙蓉は手をつき、「最前あなたのお後より、龍角は尋ね参りましたと、云ひ切らぬ間に又馳けゆくを、呼び戻してあたりを見廻はし、「暫らく此處にと云捨て、裏手の藪を窺ひ見るに、龍角は崖のはざまに、身を屈めつゝ、屈めども、天罰なるか彼

れがかげし、虎の皮の行騰の、生けるが如く見へすくにぞ、時こそ得たれと一心疑らし、神に誓ひ佛に祈り、身繕ひして立戻り、太子へ密に告ぐるやう、「只今あれへ勢子の者に、追つめられて虎一疋、逃來りて密まり居れば、あれを其矢で射殺して、龍角初め勢子の者に、君のお手柄見せ給へ、嘸どかし帝も御臺さまも、此の御功を褒め給ひて、如何ばかりなる御褒美を、賜はらんも計られずと、云ふを聞くより猛烈なる、折指太子は雀躍して、「それは嬉しや龍角の、來ぬまに我れに射させくれよ、とここに〜と走せ出すを、「あゝ申し密かに〜、妾が教へ参らせんと、云ひつゝ、龍角が捨置きし、太刀をまさかの時の用意に、かいとつて太子を伴ひ、藪影間近く忍寄り、「われに見へすくけものこそ、虎に侍ると指させば、如何にも虎どと氣を張る儘に、大人に勝りし力も出て、弓さりと〜と引しぼる、太子の側に芙蓉は引をひ、「こゝぞ大事の處なり、仕損じ給ふな矢頃近く、行かるゝ丈は進み給へと、勵まし申せば合點じや〜と、弓引かため一心不亂に狙ひつめ、次第々々に近づきより、遂には藪の際まで進み、五間足らずの場に至りて、切つて放てば過またず、龍角が行騰の、上に當りて横腹を、物の見事に貫けば、「アツと一と聲叫びたる、龍角苦痛絶へ難く、忍ぶ野面の雉子ならで、おのが聲から隠れがを、顯はすも又小氣味よく、「芙蓉はいぬか早や〜來よ、誰も居らぬか助けよと、戀も無常どかはりゆく、娑婆の名残りの高聲に、「コワ訝かしと折指太子は、藪を掻分け見てびつくり、愕く後ろへ

芙蓉は差より、「ヲ、太子さま能くこそは、射とめ給ひしお手柄々々々、いや虎じやない龍角じや、コリや何とせんとうせうぞ、そなたが教へたばつかりで、思ひがけない此の龍角、麿が科ではおはさぬと、強氣不敵の者ながら、幼な心にうろくくと、慌て惑へば芙蓉は落つき、「コワ怪しからぬ龍角が、斯様な處に居るべきや、能く見給へど岩間に進ませ、兼ての手筈は此處なりと、佇立む太子の後より、背中をはたと突きのめせば、何かは以てたまるべき、絶る木草もなき儘に、踏みとまらず筋斗がへりて、峨々たる岩間へ落入りて、死治は知らず成りにけり苦しみながらも龍角は、打愕きつ芙蓉を見て、「なぞて太子を傷ひしぞと、云へば芙蓉は近くより、「されば妾が戀人の、仇なればかくはせり、「扱は我れを射たる者は、太子なるか情けなし兎も角もまづ介抱せよと、始終の様子を覺らねば、現在仇なる芙蓉女を、力に頼むぞ愚かなる芙蓉は是を幸ひと、勦るさまに見せかけて、彼の龍角が太刀をもて、肩先深く袈裟がけに、斬付くればがつくりと、弱りながらも龍角見返り、「コワ何ゆへに此手向ひ、と云ひつゝ、悶けば芙蓉女は、一息ほつとつきあへず、髻を捉みて罵るやう、「己れ逆賊龍角臣、最期のきわに能く聞けかし、妾は賤しき女でも、一命にかけ忠義の爲めに、かゝる手段を致したり、過ぎし年己れが宿にて、辱めを受けたるとき、太子諸共犬死しては、人の疑ひ晴らし難しと、是非もなく無体の戀慕に、熱鐵をわびるより、苦しかりつる其報ひを、此處にて思い知らせんと、油

斷をさす其爲めに、心にもなきひどり言もて、しばし和郎をたらせしは、冥土の旅の餞別ぞや、と云へば龍角よろばひながら、己れと髪の毛かきむしりて、「ヤア口おしや残念や、扱は汝が太子の手をかり、殺させたに違はぬな、「ヲ、そうともく、人で殺すは惜しけれども、理も非も知らぬ畜生の、虎と名づけて射させたに、夫さへ過分と思はれよ、人は死して名を残し、虎は死して皮を残すと、云ふ諺もある者を、君に及向ふ逆賊が、虎にて死すは過分なり、己れを殺すたとへには、犬猫が相應と、嘲りいへば齒がみを爲し、「あらかた謀叛の骨組も、出来て太望のけふとなり、女に計られ殺さるゝとは、返すぐも無念なりと、云ひつゝ、苦しむさまを見て、「其苦痛にはかはれども、思へばく過ぎし頃、無体に戀慕せし事を、人は知らねど我身から、我身を恥ぢて口惜しさに、疾より自殺と定めしが、せめてそなたを打捨て、其上にてと思ふ處に、忠臣たち寄り我身を見立て、折指太子をいよゝもて、失ふための狩くらに、けふの役目を命せられ、今は大事も調へば、太子を害せし科と云ひ立て、妾も此處で自殺して、共に奈落の苦を受けん、いざ觀念と突き立つる、とゞめの太刀に手をかけて、龍角いまわの聲をあげ、「謀叛人の芙蓉めが、太子を殺せり出合へど、云ふ一と言を此世に残し、流石の勇士も死してけり、扱て今芙蓉が血をあやせし、龍角の太刀といふは、過ぎにし事正舍利仙を、害したる銘劔にて、いづぞや太子の身祝ひに、頻婆娑羅の取らせしを、けふ初めて聞出でしに、此つる

ぎをもて龍角が、殺されけるは正舍利が、恨みは太刀にも残りけん、いと畏るべき事にこそ、去程に芙蓉女は、太子を片付け龍角を、打果して心安しと、其身も覺悟極めし折柄、一人の武夫顯はれいでしを、見るより早く聲をかけ、「ナア卒爾致すまい、仔細あつて勿体なくも、太子を此處にて失ひ參らせ、御狩の重役龍角をも、かく打果たし侍りしゆゑ、此身の科の重ければ今潔よく自殺をせん、然る上は妾の首を、打つて直ぐさま王舎城へ、持返られよと云ひつゝも、悪びれもせず坐をしめて、上着の諸肌ぬぎ下げつゝ、かの龍角が止めをさしたる、太刀取直せば件の武夫、走りよりて太刀もぎどり、聲を密めて云ひけるやう、「我れ老臣月光のより、内意を受けて諸士の内に、交り來り見へ隠れに、太子の様子も見届けたり、斯る働させし人を、道路に酷く殺されんや、さはいへ今日の御狩場の、お供の内には龍角臣の、一味の者の多きといひ、仔細もあればつらくとも、暫し縲めにかゝられよと、勦りながら兩の手を、うしろへ廻して繩をかくれば、芙蓉は涙の顔を上げ、「かゝる耻辱を受けまいとて、自殺に心定めしを、何とて繩目にかけれしぞ、月光の、内意とあれば、定めて様子も知りてあらん、妾此處にて相果てなば、此身一つで科人の、事済むも又お上のため、縲めどいて死なしてよと、身悶へするを押し止め、「いやとよ忠義のそなたなれば、罪に落さぬ志、我れ今斯様に致さぬ時は、他人の針らひ危き儘、暫し耻辱を忍ばれよと、厚く諫めて得心させ、狩屋の前へ引出でしに、數多の

武夫勢子のもの、彌が上に集りて、龍角と太子の行衛を、手を分け探せと知れぬ者から、顔色かへて居る程に、以前の武士は芙蓉を引すへ、各に打向ひ、「如何にかたゞ静まり候へ、扱て一大事の事こそあれ、此女がけふ太子を失ひ、龍角を手にかけながら、其科を隠さんため、龍角が折指太子を、害したるゆゑお上の仇と、我れ又龍角を殺したりなと、偽り飾る大膽もの、某是れを捕へし上は、此奴を突出し拷問して、有の儘を噂かせん、かたゞ警固致されよと、仔細を云へば居合はす者ども、愕き呆れて暫くは、途方にくれて居たりしが、時刻うつれば龍角が、家來は主のかばねを始末し、且は又供奉の諸士等は、芙蓉女を引立てつゝ、人數をまどめてすゞくと、王舎城へと戻りける、そは先づ置きて再び説く、悉達太子は雪山の、法嶺におはしまして、數多の魔界さまに、障害を爲せしが天の助け、或ひは諸神諸菩薩の、應護によりて打拂ひ、再び坐禪を爲し給へば、いづこどもなく聲ありて、諸行無常、是生滅法と明らかに聞ゆるを、太子つくづく聞給ひて、「我れ前後十二年の、修行をつめども今以て、鬱陀羅摩師耶に見えぬ事を、深くも嘆く時も時、あの御聲こそ凡ならぬ、もしや逢たき鬱陀羅ならば兼ての願ひを問ふべしと、立ちてしづく岩を下り、積りし雪を踏みしだきて、谷間へ尋ね入り給ふに、コワ畏ろしやうつたらとは、思ひもよらぬ山に等しく、見上ぐる計りの羅刹なり、扱はこも又最前の、魔界の長かど如意をもて、御身を堅固に構へ給ひ、「コヤそも汝は何者にて

今聞へたる二句の偈は、何等の爲に唄ひしやと、難じ給へば彼のらせつ、眼を瞋らせ牙をかみ身をゆるがせたる有様は、身の毛もよだつ計りなるが、耳まで裂けたる口をあき、「ホ、ウ今我唄ひたる、二句の偈のそのいわれ、諸行無常は天上へのぼるはし、是生滅法どうたひしは、愛欲二つの大海を、渡り越す船にこそと、答へて再び物云はず、太子は是を聞給ひて、扱は見かけは鬼なれども、こわ我日頃慕ひはべる、鬱陀羅摩師耶ではおはさぬかと、思へば面を和らげて敬ひつゝ尋ね問ひ給へば、羅刹又答ふるやう、「いや見忘れてか悉達太子、我はそも汝が爲めに命を取られし者なるぞやと、云ふに太子は驚き給ひて、「コワ空事や如何にして、汝を殺せし覺へあらんと、曰へば冷笑ひて、「さらば委しく云聞かさん、我れ檀特山にて、汝が爲に薪を樵り般若法臺にある時は、魔界を亡ぼす手段にとて、我一命を取りたる事を、早や忘れしか恨めし、「扱は汝は熊なるや、「されば般若法臺にて、五体の肉は施せども、魂魄宇宙に立迷ひ、かゝる羅刹に生をかへて、此に顯はれ居たりしが、此程いたく飢に及びて、あすの命も計られねば汝が身体を呉れよかし、夫を糧に生のびん、いで先づ捉み食ふべきやと、云ふに愕き太子は平伏し、「扱は大恩受けたりし、熊でありしかさは知らず、魔界の羅刹と見違へり、われおことの功にて、是まで修行を積みたるも、何卒正覺をとげん爲め、夫もかなわす今死しては、折角汝が過ぎし頃、能く聞分けよと詫びがてら、理を曰へば彼の羅刹、「先に我告げし事を、空事な

と云ひたるが、なべて鬼神に横道あらん、汝こそ偽りもの、般若臺にて殺すときに、我命は其方の、魂魄にくれるなど、我れに云ひしが今となれば、命を惜む道知らず、我れ畜類の身を以て、人を救ふに人として、畜類を偽りすかし、命をとりしは魔界より、邪非道は勝りたり、かゝればとて正覺を、得られん程は覺束なしと、眼をいからし罵れば、今は太子も理につまりさらば食はれて般若臺の、恩を償ひ侍らんと、「げに〜其恨みを聞きては、理に暗かりし我れ耻かし、今は此身を惜まんや、立處ろに引裂くとも、如何とも致すべし、さは云へ一つの頼みあり、兼て戀慕渴仰する、鬱陀羅摩師耶に逢はせくれよ、是れ今生の願ひなりと、赤心こめて曰へば、「コワ、身体さへ呉れるなら、うつたら仙に逢はすべし、先づうつたらに逢ひたくば、最前告げし二句の偈の、残りの二句を唱へなば、値遇は瞬きするまなり、「然らば後の二句の偈を直ちに教へ給へかし、「そはいと安き事なれども、我身の飢渴既にはや、必死に及べば中々に、僅の二句をも告げ難かり、先づ何れとも汝が皮肉を、糧として腹をつくるひ、其後にこそ云聞かせん、「そもいど安き事ながら、我身体を先ず與へなば、うつたらに逢ふは扱置て、彼の二句の偈を如何にして、聞く事を得られんや、「ヤア愚かなり能く聞けかし、他の命を借受けて、自の命につぐ事あり、自他一如とさどる時は、我ど人どを何隔てん、扱て因位の無言太子は、十年まで物云はず、別成太子は七度まで、位を辭せしも諸行無常、是生滅法を覺る故と、例を

引てよとせらるれば、悉達太子は聞あへず、「あら忝けなし今は早や、なぞか猶豫のあるべきぞ、直ちに此身を施せば、残りの二句を論してよと、云捨て岩を躍り越へて、羅刹の口へ眞つ逆さまに、身を投げ給ふ此時を、四句の偈に身を投ずと、佛家に唱へ尊びぬ、かくて不思議や此時に、羅刹の牙は計らずも、八葉の蓮華と變じつゝ、太子はいつしか是に坐して、觀念こらし居たまへば、件の羅刹は瞬くひまに、毘盧遮那佛と變身して、太子を御手に据へ參らせ、「善哉々々雪山闍梨、佛法最大の寶と觀ず、諸行無常は天上の端、是生滅法は、愛欲の大海をわたる船扱残りの二句の偈は、生滅々已、寂滅爲樂、されば生滅々已とは、つるぎの山を越す車、寂滅爲樂は、八相の證果なり、我れ今羅刹と顯はれしが、誠は汝に慕はるゝ、かの鬱陀羅摩師耶にして、本來は是れ毘盧遮那佛なり、汝辛くも十二年の大苦を凌ぎ、今既に成道正覺と、のへり是より惡世の天人及び、一切衆生を漏らす事なく、濟度なして十方の、諸佛の誓ひを立て給へと、寶生臺へ移しつゝ、敬ひ禮拜したまへば、俄に虛穴に音樂聞へ、五色の花ふり名香くんじて、三世の諸佛、三身、五智、七佛及び五十二菩薩、諸天善神、梵天帝釋、天龍八部雲にのり遍曼として天下り、太子を禮拜渴仰して、異口同音に三世の教主、釋迦牟尼如來本師佛と、賞嘆ありける御聲の響きは、三世に轟く計りなり、是れ八相の内に於て、三十成道とぞ申し侍る扱三十二相、八十四種好の、御姿より麗々と、金光を放ちて、十方世界を照らし給へば、又十

方より光明を、はがらかに照らし添へて、十神力を現じ給ひ、多年の間の御望、衆生濟度の本願を、此處にてみてさせし給ひしは、如何にも尊き次第なり、

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾四編 終

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾五編 序

一經に曰、中天竺毘羅衛國に於て、四月八日に釋迦菩薩を誕生、御長丈六尺也、四月九日に難陀を生、長丈五尺四寸、白飯王四月八日に調達を生、長丈五尺四寸、四月十日阿難を生、長丈五尺二寸、斛飯王摩訶男阿那律を生、甘露飯王汲々跋提を生と、爾はあれど是を證に探ず、又一經には、調達は本名調達多にて、則提婆達多の事とあり、されど是を正として、折指太子名を改めて、阿闍世太子と號より、釋迦如來寂場樹下にて、廓然大悟空寂までを、予空寂の戲心より、暫く法の道草に、いと眼覺しげに著せど、拙き噂に若かゝらば、只々嚏をする而已にこそ

嘉永六年癸丑孟陽

萬 亭 應 賀 誌

訂校釋迦八相倭文庫第貳拾五編

江戸萬應賀

扱も王舎大城にては、頻婆娑羅王を初めとして、御臺所韋提希夫人は、折指太子が初めての、狩倉を喜び勇み、獲物もさぞと其歸りを、今や遅しと待ちし處に、日も早や暮れに及べども、其沙汰なきゆゑ大奥より、急ぎ使ひを走らするに、使ひのもの途中にて、歸る人數に、はたと行逢ひ、あらかた騒ぎを聞く者から、飛ぶが如くに馳せ戻りて、事の次第を老女まで、告ぐれば老女は兼てより、しかあるべきを知るが故、扱は芙蓉は首尾もよく、事を爲せしかでかゝしたりと、心に思へど其氣色、外に見せじとわざと愕き、慌て御前へ走りいで、御二方は待わびて、噂のみして居玉ふを、押しめつゝ申すやう、「先に遣はせし使ひのもの、道にて御狩の御人數に行逢ひて、様子を聞き、只今歸り侍りしが、一大事の事こそあれ、仔細委しくは知られぬど、太子は山の崖よりして、百丈あまりの谷底へ、あへなくも落ちさせ給ひ、勢子がしらの龍角は、芙蓉に殺され侍りしとの、沙汰これありと申出でぬと、聞くより御夫婦諸共に、顔色變り立ちつ居つ、呆れて言葉もなかりしが、御臺は分けて正体なく、狂氣の如くに泣き叫びて

君の御膝に縋りつゝ、返らぬ愚痴を嘆ち給ふに、仔細を知らざる女中達は、太子は只身の過ちにて、失せたまひしかと計りに、皆々悲しむ其折から、表て役より追々に、龍角太子を害せしかば、其仇を報ひしと、申出づるもあれば又、二人を芙蓉が殺せしと、内奏をする者もあり、其聞く所定まらねば、びんばしやらは何にもせよ、虚實を正し聞きたる上にて、無念を晴さで置かうかと、表書院へいで給ひ、とく月光を召出し、今日の騒ぎの其實否を、まだ正さずや疾く申せと、きつと尋ね給ふ程に、流石忠臣無二の月光、凡そこたびの一條に於て、彼の芙蓉を助けずもあらば、我れ人畜に異ならんと、心一つに思案を定め、「けふの御狩に折指太子を、龍角が弑し奉る事、某兼て覺るがゆゑに、毎度諷諫仕りしを、些つとも御用ゐこれなきま、御一大事も出で来りと、畏るゝ色なく述べけるを、びんばしやら聞あへず、「そは又不審の晴れぬ一言、彼の龍角何を以て、太子を害する事あらんや、彼には格別の恩をかけて、乳人役につけおくを、如何でひがごと爲すべきぞ、「如何にも仰せはさる事ながら、是には深き仔細あり、其由委しく告げ奉らん、君は未だ知らし召さねど、七年以前若君の、降誕ありし其砌、高樓より落されて、其難をば免かれ給へど、前以て殺すべしとの、仰せを守れば女中たち、隠して育て參らせんとするに、彼の龍角が妻は芙蓉が姉にて、其頃一子を失ひて、乳ある故に屈強と、密かに太子を抱き參らせ、芙蓉は忍びゆきて頼みしに、太子計らず龍角の妻を、害し給へば、芙

蓉は愕き、太子を奥へ連れ歸らんと、するを龍角押止め、妻の死せしは是れ幸ひ、汝今より妻
 となりて、太子を我手に育てあげ、應て我君を押込めて、太子の御代とするときは、國家はふ
 たり心任せ、など云ひしを芙蓉は聞かず、太子と共に逃げ戻りしを、龍角深く憤り、兼て
 害心を抱ける由、是等をまづ能く賢察あれど、委しく告ぐれを聞入れなく、「ヤア其言葉胡論な
 り我れなぞ誠と思はんや、汝こそ兎や角と、言葉をかざりて芙蓉めを、かばふ心疑はし、最
 前近習の告ぐるを聞くに、龍角の肋には、確に矢疵ありしとか、かれば芙蓉と慣れ合ひて、
 太子を失ふ謀叛のもの、勢子の内にありと覺ゆ、兎も角もまづ目通りへ、縛めの儘芙蓉を引け
 ど、激しき嚴命、間もあらせず高手小手に縛めたる、芙蓉女を老女が連れ出づれば、「頻婆娑羅
 は目に角張り、「ヤア見かけに違ひし大膽女、最早科は聞き置きたれば、汝が口から有の儘、白
 狀致せいざ聞かん、何んど」と詰寄せ給へば、芙蓉は元より一命を、捨つる覺悟と兼て知る
 月光老女も其罪を、言紛らして逃れよと、疾く言聞かせし甲斐もなく、芙蓉は忠義一つより、
 仔細も云はず只平ふし、皆私しのとがに侍りと、身一つに引受けて、詫ふればびんばしやは
 尚は怒り、そも狩場にて龍角に、矢を射かけしは何者ぞ、そやつが謀叛の奴ならん、とく其姓
 名を明かすべしと、さま／＼叱り尋ねれど、其矢も又私しが、射はべりしと執念へ答へて、誠
 を白狀せざるに似たれば、老の一徹びんばしやは、耐へ兼ねて差副引抜き、芙蓉を斬らんと

爲し給ふを、月光其身で押圍ひ、「芙蓉がどがの定まる上は、某が吟味おろそかにて、再び國政
 なるべからず、まづ某からお手打にと、支へるかたへに進みよる、老女は兼て懐るへ、納め置
 きたる玉章を、取出して捧げつ、「只今大老の申されし、龍角芙蓉に不義せし證據は、此の文
 にて知ろしめせと、云へば流石に手もたゆみ、件の文を見れば實に、龍角が筆に紛れなく、尙
 は初めより讀下すに、偽りもなき不義の沙汰、頻婆娑羅も今更に、思案に暮れて茫然たるを、
 見つゝ老女は諫むるやう、「君まづ御心和らげ給ひ、我申す由を聞しめせ、扱て餘の人はいざ知
 らず、私し女の身ながらも、かゝる大家に召遣はれ、數多の女中を支配する、役儀を以て我君
 へ、なごか不忠を致すべき、月光の言葉に等しく、私し女中の司として、其善惡を僉議致
 す、身を差置かれてお手づから、此芙蓉を罪し給はし、私しの役目は何とせん、是非とも彼れ
 を罪せんとならば、先づ支配致す私しの、等閑なる罪よりして、糺し給ひて然るべし、もし左
 もなくて罪もなき、芙蓉ばかりを害し給はし、此身も共に自害して、やがてお家の落目になる
 を、せめて見まじと思ひ侍り、そも主將の器といふは、只信仁と申すならず、凡そ一度不
 義を發して、一人と雖も罪する時は、假令百功を積みたるとも、立どころに其功すたりて、國
 家亂れて末代まで、汚名を鋪綻すべからず、かゝれば餘國の他人は畏れず、自國の家臣は服す
 べからず、此處をよく／＼思召すべし、科は誰にかゝるにもせよ、よからぬ太子を成長せしめ

ば、のちくのしぎ如何なり、是までは私しども、女心の淺墓に、只いたいけに思ふ者から太子に冊さ侍りしが、よくく物を辨ゆれば、空畏ろしき御ふるまい、君にも御思案遊ばされ只御心だに正しくして、御仁心あるならば、神佛の恵みを受け、又よき太子をもうけ給ひて、御代繁盛を唱へ申さば、行末めでたき例なり、此義天地に誓ひを立て、さらく偽りなき所なり、如何に月光の、此言葉に相違あらば、其是非を述べ聞へたべと、云へば月光臣感にたへて、尙は御側に進みより、只今老女の申せし處、某が意に少しも違はず、しかも我君のおんたしなみ、國家を大事となす所存、我れに於ても此外に、諫むべき事更になし、此義御聞入れなきならば、某初め老女の一命、召されし上にて兎も角も、と諫言する身は戰場の、一番鎗にも勝る忠節、さればこそ頻婆娑羅王は、此二人のいふところ、一つとして捨て難く、皆な理に當れば返すべき、言葉のなきま、劍をすて、奥の方へぞ入り給ふ、其時老女は月光に問ひ、「先づ以て安堵致せり、扱て此及は妾が持行き、御機嫌に従ひて、又々宥め奉らん、兎も角もまづ芙蓉が身は、御身よきに計らひ給へと、云ひつゝ、此場は分れける、かくて其夜びんばしやは、思案の胸も物苦しく、いねつゝ夢を見給ひける、抑も此王舎城に勝地あり、名を金剛園とよび、他國に類なき名所なり、扱て天竺には松の木なく、又甚だ熱國にて、年毎に米は三たび實り、三四月の夜はちと涼しく、八九月より三四月までは、みなはだかにて、毎日三四度づゝ水

をわび、禮服には單の絹の、いと短かきを、腰のあたりへ纏ひつゝ、頭は勿論總身の内は、伽羅の油を塗るといふ、今日の本にて伽羅の油を、髪につけるは此の奥びとかや、扱て此の金剛園の不思議といふは、世に無類の松の木あり、四季の季候能く備りて、九夏三伏の暑さと雖も此園生に限りては、涼かせに誘はれては、よき伽羅木の香りして、さながら名香を焼くに似たり、夫のみならず彼處こゝ、地を穿てば金砂出て、無類の靈地なるものから、頻婆娑羅は自ら詰り、國の寶と秘藏して、絶へせず此處へ通ひける、然れば今宵の夢の内に、此園へ來り給ひ、風景を賞する處に、此園一の所とすなる、藥草生ずる山の上に、數多の人聲聞へしかば、コワ誰ならんと行きて見れば、思ひもかけず十二支の、えどの頭の十二神、各身には法服を纏ひて、皆鋤鍬なをもて、山を穿ちて其土砂を、運び出すを見る程に、コワ類ひなき靈地を知りて、山を盗みて行くにやと、大ひに怒りて制し給へと、彼の者どもは耳にもかけず、尙は掘り穿ちて止まざれば、愈よ怒りて止め給ふに、一人の異人間近く來りて、びんばしやらに云ひけるやう、「我々は盗人ならず、そも東方淨瑠璃世界の教主、醫王善逝藥師佛の從者なれば、其姓名を名乗るべし、先づ宮毘羅大將、伐折羅大將、武企羅大將、安智羅大將、額彌羅大將、因達羅大將、波夷羅大將、摩虎羅大將、眞達羅大將、招杜羅大將、毘羯羅大將とて、十二神の使はしめなり、そも此山をこぼつ仔細は、そも帝の臣下なる、耆婆大臣は則ちこれ、藥師佛の化身

に侍れば、凡人ならぬ醫道に名を得て、其いさほし三國に聞へ、譽れを取りしも其故なり、然れば東方淨瑠璃世界の、藥草山を此處へ移し、他國に類なき勝地と爲して、藥草及びさまざまの、名本金砂を生せしむるは、これ何の故なるぞ、皆耆婆一人へ附屬のためにかゝるめでたき園生となせり、然るに國王、佞辨なる家臣を愛して、忠臣のぎばを初め、よき家來を遠ざくれば、國を守る神も加護をといひ、まして藥師のつかはしめなる、我々なれば、捨置かれず、速に此高山及び、名たゝる草木を掘り穿ちて、東方の淨瑠璃世界へ運び返せば、今更愕くべからずと、其仔細を述べ終りて、又々山を穿ちかゝれば、頻婆娑羅は打驚き、尙ほ制せんとするとたんに、早や曉の夢さめて、扱は是れ常の臥戸にあり、コワ只事に非ざるべしと疾く起き出て凶夢か實夢か、何にもせよ彼の園生に、人を馳せて其有様を見せしめんと、一人の小性を呼出して、しかくくと云聞けつゝ、早馬にて金剛園へ遣はし、其地の様子を見せしめしに、やがて小性は馳せ戻りて、息つぎあへず申すやう、「彼の園生第一の場所、藥草生ふたる高山は、不思議にも半腹より欠け崩れしが其土とて、いづちへ行きてかあたり無く、又た名木の松の葉は悉く色をかへ、他國に類なき甘露の瀧も、水涸れて渴きつゝ、何となく彼の園生は、冬枯れし野の如くにて、是までためし無きさまなりと、見聞したる有様を、述べれば頻婆娑羅いよ、驚き、扱は正夢にてありけるな、實にさる事もあるべきかと、初めて心を改め見れば、過ぎにし

かたの不仁非義も、自然と胸に覺えければ、今更後悔限りなく、何はともあれ耆婆が事、尙ほあの儘に捨置かは、國の寶を失ふ上に、如何なる冥罰もあらんかと、俄に畏れて取敢へず、文章の博士をよび、耆婆大臣が愼みの、赦免の允書を認めさせ、其場に居合はす小性に持たせて耆婆の屋敷へ遣はしぬ、兎角して後頻婆娑羅は、何となく是までの事を、恥づる心の頻りなれば、折指太子のあへなくなりしを、悔ゆる心も薄らぎて、いつぞや耆婆が諫めし言葉、又月光が勸めし事を、採り用ゐて今より後、政治を改め精神をこらし、彼の園生の名木も、再び此地に榮へさせ、汚名を此に雪がすば、他國の誹り國家の恥辱、身の衰へものがるまじ、過まつては改むるに憚る事なかれとは、今此處の事にこそと、一人思案を定めつゝ、如何に誰々來れよと、近臣をよびてしかくくと、命じて月光を召させ給ひ、是までの我及ばぬ事を、云ひつゝ、諾びて諷諫の、彼れがいさおしをめで給ひ、其日の内に佞人ばらは、皆閉居を命せられ、是まで遠ざけて逢はざりし、忠臣を選び出して、残らず家録を増して與へ、彼の龍角は大惡人ゆゑ、佞人らを味方につけて、謀叛せしに極まれば、存命ならば死刑になせと、計らずも天罰をもて死せしものから其沙汰なく、食録家財は沒收すべく、其餘類をば國を拂へと、嚴かに仰せ出さる、實にや變れば變る者かな、有爲轉變の世の習ひ、煩惱は菩提のため、善は惡の表なれば、惡人ありてわざわひの、出で來れば又其の家の、忠臣も尙ほ顯はれて、理非を正して忽ちに、

黑白わかるき時となりけり、かくて帝は老女を招き、さきの諫言を深く賞し、扱て彼の芙蓉は汝等が、申せし如く狩場にて、龍角太子を殺せしゆゑ、其場で芙蓉が龍角を、害せしに違はずば、是れ上もなき忠臣にて、主の仇を打ちしなれば、莫大の褒美して、然るべしと曰ふを、承はりつゝ、老女は、つくづくと思案をするに、折指太子の御身には、深き仔細のある事なれば、かく仰せありたるどて、俄に芙蓉を恵みては、他人の嘲り如何なり、折もあらんと外女中の、手前を憚り進みいで、則ち君へ申すやう、只今の仰せさる事なれど、芙蓉は太子の乳母ながら、疎かなる處より、太子を龍角の手にかけてれば、其科なしとすべらず、されど又忠義もあれば、科を許して忠義の賞とし、這度は兎角の御沙汰なく、尙ほ是までの役義に居らせ、褒美の事は此上の、舉動に任されて、然るべく存ずると、申す言葉に従ひて、月光も夫こそ宜しからめど、答へ申す其折柄、先に遣はされし彼の小性は、耆婆を直に召連れ歸りて、次の間に扣へさせ、其旨君へ聞へ上ぐれば、即坐にそこへ呼入れ給ひて、越し方の我つらかりしを、厚く詫びつゝ、彼の靈夢の、不思議なるを細やかに、語り給へば耆婆とても、我身の上の事ながら、夢の如くに驚く程に、月光頓て耆婆に向ひて、「如何に耆婆のひと方ならず、御邊の才覺勝れたれば、斯る不思議も顯はれたり、某しいつぞや逢ひし時、暫しは天の明月も、さがなき族がさかしらの、雲に蔽はれ曇るとも、頓て君臣の徳風にて、其俊辨のひら雲を、吹き拂はんづと

告げたりしが、今其如く貴殿の身は、共に勝りしはまれも顯はれ、君も貴殿の言葉を思ひ、より用ひ給ふとあれば、何とぞ以前に彌勝り、國政を能く勤められよ、扱折指太子の御事は、未だお聞きもあるまじきが、さのふ波牟天亞の山中へ、狩倉に出でられしを、逆臣龍角が失ひければ、女中芙蓉が其坐にて、又龍角を打取つたり、是等の事は天道みづから、手を下さずして、人を以て爲さしむるといふ、世の諺に等しきかどよそしくいふ、其實は耆婆一人の才覺にて、事なりけるを天道の、徳になぞらへ賞しける、言葉の謎こそ床しけれ、扱又耆婆は金剛園の、名木及び名山の、衰微を殘念に思へども、是れ凡人の業ならねば、一と先づ彼地へ赴きて、其有様を檢聞なし、再び榮ゆる盛觀を、起すべしと思ふ旨を、述べれば帝を初めとして月光並び有司のともがら、皆同音に此義に於ては、先生の誓ひを除きて、誰か達するものあらん、誠に國の寶なれば、彼の園生の再び又、共に替らず榮へん事を、偏に仰ぎ頼むなりと、持て囃さるゝ身のはまれ、流石は耆婆は凡人ならぬ、いさほしとこそ思はれける、斯くて此日の一義は果て、各々退出する程に、老女は芙蓉を受取りて、奥御殿へ召連れ歸り、さまざまに勦はりていふやう、これびのおとが大功を、帝よりも莫大の、御褒美あるべき筈なれど、ちと仔細のあるとなれば、其御沙汰をばやめられて、元の如くに召使はる、此義を難有く心得て、未だ恩賞のこれなきを、必らず不足に思ふまじ、妾を初め大臣達は、能く知る處あるがゆへ、

行末悪しくは致すまじと、云聞かされて芙蓉は驚き、「そは難有き仰ながら、私もとより出世を願ひて、斯る事は仕らず、大臣たちの御内意あり、殊に忠義の爲とあれば、一命を擲つて、非義非道を働き侍りと、云ふを老女は聞答め、夫は又何と云やると、非義非道とは如何なる故に「されば、貴婦とした事が、先づ能く物を辨へ給へ、假令忠義に侍ればとて、折指太子は主君なり、又悪逆の龍角とて、妾の爲には姉婿にて、是も目上に侍るかし、然れば事を爲し損ねるか又は首尾よく爲したるとも、何れか生きては歸らぬ覺悟、夫ゆへ既に彼地にて、自害の處を月光の、隠し目付に支へられて、繩にかゝりけふまでもながらへ、居るさへ本意ならぬに、再び元の宮づかへは、思ひも寄らぬ事にこそと、云へば老女は言葉返し、「そは又道理至極なり、さりながら奥様より、他事なくお召ある者から、まげて御前へ出よと云はれ、餘義もなく従ひ出れば、いだいけ夫人はいとし子を、亡くせし憂へも見え給はず、只々芙蓉を厚く勞らひ召物などを下されければ、芙蓉はお禮の言葉盡し、其儘部屋に歸り來て、扱つづく」と案ずるに、いだいけ夫人の御心中には、如何なる事のおはしてか、斯くまで妾に恵み給ふ、コワ全く恨みの裏にて、此身を自然に死なすべき、計畧にや去はなくとも、お主を害し夫ならぬ、無体の戀慕を受けし上は、どうまア生きて居られうぞ、死ぬる覺悟は疾く致せと、月光さまの諭し言、老女の情け捨て難く、死ぬ身を死なぬ苦しきは、人目に知れぬ胸の内、積る思ひの捨

てやるも、泣くより外の事はなしと、只涙にのみ掻きくれしは、如何にも不憫の有様なり去程に又折指太子は、波牟天亞の谷底へ、芙蓉が爲めに身を落され、まぬかるべきに有らざれども、此太子は生れながらに、不思議の助けある者から、既に此時巖窟の、嶮岨に落ちて身を碎き、獸の餌食となるべきを、幸ひにして巖窟の中途の、岸へ差出でたる、大木の枝先へ、弓絃かゝり止まりて、谷底深く落入らず、さるから下には猛虎顯はれ、上を睨まへ飛つかんと、岩根に登りつ目をいからし、落ちなば啖はんとするさまを、折指太子は見もあへず、生きたる心地もなき折柄、虎嘯きて風を起し、いのちと頼む木の枝さへ、揺れにゆれて撓ふが故に、氣も魂も身にそはず、漸やく小さき枝にすがりて、上の方に傳はんとするに、此大木は切岸より、横さまに生いで、梢は下へ垂れたるゆへ、上れば根元へ至るのみ、外へ移る事も叶はず、かゝる嶮岨の谷間なれば、助けに来る人もあらじと、心細くもやうやくに、件の枝にすがりし儘、いのちは助かりけると雖も、遂には渴命に及ぶべく、落ちしにまさる苦しきみよなど、太子は只管嘆きいけるが、其翌朝と爲りし所に、提婆達多は仙薬の用意にとて、此山の靈芝といふものを、取りに來りて此處かしこの、谷間々々を見廻る程に、計らずも折指太子の、枝に懸りている有様を見付けしゆへ、家來の者に吩咐けて、如何なる者にて何ゆへに、かゝる様ぞと幾聲か、呼はらずれば流石にも、こだまに響く大音の、微かに太子の耳に入り、僅に此方を打仰

ぎ、や、人々を見付けつゝ、いと噴々なる聲根もて、我れは王舎の折指太子、此の處に狩りく
 らして、斯る難義に及びたり、いづこの誰かは知らねども、助くる手段もあるならば、偏へに
 一命を救ふてたべ、さあらば父王に由をつけて、如何なる者にて侍るとも、褒美は望みに任す
 べしと、一生懸命の聲を發し、又幾度か叫ぶにぞ、提婆も是を聞とりて、扱は我あだがたき、
 淨飯王と同國なる、びんばしやの太子なるよな、彼れは是れ生れながら、不思議の奇特ありし
 と聞く、コフよきものを見付けたり、我れ今是を助けなば、悉達太子を妨ぐる、宜しき手段あ
 りぬべし、や、妙顯あわのわらべを、助けて呉れよと云ひかくるは、兼て館に養ひ置く、摩遏陀
 國の魔法つかひ、法性妙顯幸ひに、提婆と共に此の所へ、來りし者から立どころに、あつと答
 へて魔術を以て、大驚と身を現じ、折指太子をさらひつゝ、助け來れば提婆は喜び、先づよく
 勸り慰めつゝ、扱て御身は大國の、太子たる身の如何にして、斯る大難に陥りしは、そも何ゆ
 へにやと、問へば折指はといきを吐き、「されば候ふきのふ某し、人夫二千を引連れて、此の所
 へ狩りに來り、斯る難義に及べども、從者近臣見返らず、主を打捨て速かに、皆歸りたる不届
 さ、夫に引かへ他人の御身が、幸くも我等を助けられしは、如何なる人にておはするぞ、尙此
 上の情けには、人を差そへまかだ國へ、送り返して給はらば、父に此由申聞かせて、きと御報
 ひを致すべしと、さすがの灣泊惡童も、他人と思ひ且は又、提婆がさまの只人ならず、思ふが

故にいのちの親と、敬むる心深ければ、言葉しなよく述べけるを、聞きて提婆は打首肯き、「未
 だ年端もゆかざるに、心言葉の賢き舉動、助け甲斐ある童かな、今我れそなたをつくく見る
 に、面ざしと云ひ目の内の、よのつねならぬ光りと云ひ、眼力強く備はれば、未頼もしく思ふ
 につけ、今故郷へ歸らんより、先づ我國に養はれ、人と爲りて一天下に、名たゝる司と爲り給
 へ、御身の父摩遏陀國、王舎城の頻婆娑羅は、迦毘羅城に續きたる、大國の主とは云ながら、
 兼ての政道ひがめるにや、斯るそなたの難義を見すて、近臣達も歸るを見れば、仁義もこれな
 き鬼國なり、扱又斯くいふ某は、伯濟道三ヶ國の主個、いさな國なる斛飯王の忤、調達といふ
 者なり、願はくは我れ尊太子を、今よりして猶子となし、養ひたく思ふなり、けふ不意なく此
 の所にて、廻り逢ひしは深き因み、又太子此の山に、捨てられたるは父王初め、臣下等も皆な
 深き仇、此處をよく思はれよと、割り口説きつゝ、云ひければ、太子は幼けなき身にも似ず、
 其聞く處の理に當るを、能く辨て打首肯き、「然らんには兎も角も、よきに計らひ給はれか
 し、扱伯濟道いさな國の、斛飯王の新王は、提婆達多と噂に聞さしが、未だ調達といふ姓名は、
 承はらぬが如何にやと、詰れば答へて、「さん候、其疑ひも道理なり、提婆達多といふ名こそ、
 我父母の名づけたる、俗姓にて侍れども、我れ近頃此處におはする、まかつ國の妙顯より、稀
 代の幻法魔術を受けて、今や我等に立並ぶ、魔法の達人外になく、其外文武十能に達し、整は

ずといふ事なし、されば調は則ちとのふ、達は則ち達するなり、さばかり調ひ達するをもて、調達とも又、調婆達多とも、自から改め名乗るなり、いざらば伴はんが、かほどの難にて足手も草臥れ、且又餓に及びしならん、是をまゐれど携へし、割籠の飯を與ふれば、折指太子はかいとつて、提婆の額へ投げ付けつゝ、コワ無禮の舉動奇怪なり、如何に我れ幼なくとも、假令うへにすればとて、人の喰ひさしを食ふべきか、正に是れ鳥獸を、懐くる如きしかたなりと、怒りし顔のいと鋭く、流石の提婆も呆れ果て、暫し兎角の言葉もなく、従者も皆その威勢に畏れて、どゝきを吐きつゝ、扣ゆるのみ、提婆は短慮の一徹に、赫とせき立ちと挫ぎ、踏殺さんかと思ひしが、いや待てしばし此の小つば、今既の命のきわを、助けられたる思ひもなく、幼なきながら斯くいふ言葉、又怒りし其面ざしの、只人とは思はれず、斯程の勇氣あらずんば、我片腕にはなるまじく、三つ兒の根性百までと、譬もあれば未たのもし、いよ、伴ひ連れゆかんと、思ひ返して急がはしく、形ちを改め敬ひて、「コワ尊太子の御怒り、丈もさこそおるべきが、おながちに幼な兒とて、悔りし故ならねども、御答めこそ畏けれ、粗忽を許していざ、せ給へど、自分の輿を參らすれば、折指太子悠然として、乗り移りし有様は、不敵のたましひ此頃より、早や顯はれて畏ろしく、斯くて提婆は折指を伴ひ、皆々を従へて、いさな國へ戻りしかば、其日よりして男女らに、命じて何彼といたわらせ、機嫌に任せて置くはとに、

或る日數多の女中を集めて、吳樂を致させ幾干の、珍味珍物を安排べ、折指を遇さんとしてけるに、太子提婆に打向ひ、「我れ此處へ伴なはれてより、何くれとなく遇なされ、既にけふは吳樂のよし、我れ音樂珍味などを、さらく、以て樂みとせず、夫よりも先づ希ひたきは、御身の秀でし幻法魔術を、見せ給はんやと望みければ、そは何より安き事、さらば此處にて行はんと、並べしものなぞ其儘置きて、先づ水火の術を見せん、其器の水一滴、此板椽に垂らされよと、云ふに任せて折指太子、直ちに指を水にひたして、椽のなかばへ垂らしければ、其一滴の水板目にしみて、何の仔細も是なき儘、折指不興げに云ひけるやう、「是なん何の術なるや、一たらしの水板目にしみたるは常の事にて珍らしからずと、云はせるやうにしかけし事ゆへ、提婆すかさず云ひけるは、「は、尤もなる仰せなり、さらばあの水板の上に、再びいづる事は如何に、いかで板目にしみたる水の、再び出づべきやうあらんや、うげにも左にこそさらば又、這度はこよりに火を點じ、あの板に乗せ給へど、云へば又折指太子、教への如く紙をよりにて、螢ほどの火をうつし、そこへ乗すれば、是も又消へて跡なくなりければ、いたく怒りて提婆の顔を、睨めつけたるを見もやらす、提婆重ねて云ひけるは、「今の火再び出づべきや、「コワ又思ひもよらぬ事、「是も爾なりさらば我、深くも得たる妙術の、不思議を今こそ顯はさん、眼をどいめて見られよと、云ふ聲終れば提婆が姿は、掻き消す如くに失せたりける、折から最前の板目より、

水氣聊か顯はれしが、しだい／＼に廣がりて、庭一面の海となり、荒浪たちてど／＼と、逆まく事凄まじかりしが、良あつて其中に、聊かなる火の燃へいで、忽ち蔓り荒浪の、上一面に炎々たる、ほのふ燃えたち水と火の、戦ひとなりていと／＼烈しき、其中に提婆、忽然と姿を顯はし、如何に太子是れ見られよ、調達は此にありと、云ふかと思へば其形ち、十丈あまりの大身となり、空に昇ると見へける内、水火は消へて跡方なく、あたりは元の様となれば、折指太子は空のみを、仰ぎて居たる其ひまに、二三才なる小兒あらはれ、折指の膝に這ひかゝれば、其乳呑兒の愛らしさに、思はず抱きあげ、餘念なく懐ろへ入れたりしが、いつしかちどは消へ失せて、跡なくなりし折こそあれ、彼方の一と間の襖をわけて、出で來りたる提婆達多、は、笑みつゝ、坐につけば、折指は思はず坐を退き、頭をさげて敬ひつゝ、其妙術の奇特をほめて、何卒偏へに此法術を、我に傳へて給はらば、師と仰ぎて其藝に、身を委ねて學ぶべしと、實に尊びしさまを見て、其義安き事なれば、如何にも傳へ侍るべし、是まで何かと遇したれど、遂に笑みたる事もなきに、今初めて見る笑面の有様、實に我術を、信ずる心あらはれて、末頼もしく思ふなり、就きて又尋ねたきは、そなたは最早故郷にて、鎧の着そめは濟みたるやと、問へば太子は頭をふり、いや其義は未だ仕らず、さらば今日日柄も宜ければ、鎧を參らせ軍陣の、爲に着どめを賀すべしとて、俄に鎧兜を着せて、戦さの打扮など教へたる、提婆が心の底

深き、仔細のある事なりしとは、後にぞ思ひ合はされける、此處に又悉達太子は、やゝ十二年難行をつみて、多年のわいだ望まれたる、成道正覺を遂げ給ひて、南無釋迦如來本師佛と、諸神諸菩薩、諸天たちに拜まれ給ひ、淨居天如來の御手に、鐵鉢を渡し給へば、過去未來の三世を見通し、法性寶臺を欣然として立いで給へば、四天王の面々は、如來の前後を擁護して、惡魔外道魅魍魎の、障害を攘ひ除きつゝ、彼の寶臺を僅か隔つ、寂場樹下に來給へば、俄に傍ら震動して、不思議や如來の目前へ、二本の蓮華生ひいでたり、一と本は色青く、一と本は色紅し、餘りにふしぎと思召して、そこかしこを見給へば、白髪なる一人の翁、此岩影の清き流れに、大きな斧の柄の、朽ちしを打折つて岸邊に望み、岩根にかけて斧の刃を、研ぎすます其音は、山に響きてかまびすし、如來は暫らく見て居給ひしが、仔細ぞあらんと岩根を下りて、伴の翁に打向ひ、如何に翁に物申さんと、宣へども尙は斧を研ぎ、或ひは石を拾ひとりて、斧の刃をすりつぶしなと、さま／＼にして餘念もなく、見返りもせでありけるが、御聲三たびに及びしより、翁はやうやく頭を擡げて、如來を見るより髯かきわけ、コワ見慣れぬ比丘いづくよりか、來りて我營みを妨ぐるぞ、用事あらば疾く云へかしと、咎むる如く物いへば、いや汝何の爲めに、其斧を磨きながら、我れを忘れて目前に、かゝる蓮華の生ひいでしを、見もやらずしていらるゝぞや、今見る處其斧を、只管みがくかどすれば、又石をもて刃をつぶし、あな

がら研ぐとも思はれず、其仕業こそ誂しけれど、宣へば翁答へて、「されば此斧は研ぐにあら
 ず、是を滅らして釣針となし、此谷川に釣を垂れ、身の樂みと致すのみ、コワ愚かなる事をぞ
 いふ、其大なる斧をすりて、釣針とする内には、汝がいのち終るべし、いや愚かとは汝がまな
 こ、我年いくつと見て思ふや、そも十萬歳のそのかみより、此に顯はれいる者なれば、彌勒菩
 薩の説法をも聞きて、此先滅する期を知らずと、云へば如來は驚き敬ひ、「扱も尊き翁かな、我
 れは摩迦陀國、迦毘羅城の太子にて、母上を吊らふ爲め、又一つには一切衆生を、濟度せんと
 の請願にて、十九才の時世を遁れ、檀特山の難行に、十二年の功をつみて、成道正覺を既にえ
 て、名を釋迦といふ者なり、我れ三明六通を得れども、翁の事を證せんと、偏に往昔の覺えし
 さまを、具さに語り聞かされよと、宣へば彼の翁も、形ちを改め敬ひて、「扱こそ御身は釋迦如
 來、天人師にてましますか、さらばお尋ねに従ひて、昔の様を語るべし、抑も如來の前生に、
 八千度の往來なぞ、我れ能く知る者なれば、既に此山七たびまで、湖となるも尙は知り、さ
 れば、此斧は彌勒の在世に、堂を營む其木を樵り、又は如來の因位に、寶海梵志と敬はれし時、
 又尸毘大王、薩埵王子と生れいで、世を知召す宮造りも致したり、さるゆへ斧の柄八たび朽ち
 ぬ、扱又人命千二百歳の時は、釋迦如來天に生れて濟度をし、今人命百歳なれば、此世に顯は
 れいでたる事、昔にたがはぬ法の功德、又彌勒菩薩は今天にあれど、八萬歳になる時は、此世

へ下りて法を説く、此八萬歳は人間の、五十六億七萬歳に當れり、蓋し人のいのちの長短は、
 潮の干満に異ならず、今は人壽百年なれど、頓て十歳と滅すべし、是を短きの限りとす、又夫
 より次第にのびて、五十六億七萬歳と満つる、是を長き限りとす、此時彌勒此世にいづる、滅
 する事前に同じ、爾は云へ若し佛いでぬ時は、此正法の定めにしたがひて、滅する事あり畏るべ
 し、又生死する事も、人間鳥獸に限るまじ、先づ初春の元日は、是れ年の生れなり、又冬の終
 りなる、晦日をもて死と定む、されば一日に朝あり、これ日の生れにして、夜に入るを死とも
 いふ、夫のみならず天地にも又、生死なくんば有るべからず、そも天は子に生れ、地は丑に生
 れ、人は寅に生る、事あり、三十才を一世といひ、十二世を一運といひ、三十運を以て一會と
 いひ、十二會を以つて一元といふ、斯る盛衰世界にあり、其不思議一々に、たやすく言語に述
 べられず、扱又最前此の所へ、あれなる蓮華の生ひ出でしを、如何なる仔細と尋ぬるに、如來
 八千度の往來の内、寶海梵志と生れし時の、其體此處にありて、青蓮華は夫よりはへぬ、又
 一と本の紅蓮花は、世を隔ちて薩埵王と、生れし時の其頭も、則ち又此處にありて、夫より生
 しものぞかし、そも二本の蓮の花の、斯く色を分けたるには、深き仔細のある事なり、夫をも
 聊か語るべし、先づ青蓮華は其昔、刪提嵐國のあるじをば、無上念王と申したり、是則ち阿彌
 陀佛なり、其時の臣下の内に、寶海梵志といふものあり、是れ如來の因位なり、寶藏如來の慈

父たりし、然るに念玉寶藏について、十八願を立て、遂に願望成就の上、安樂世界の淨土をば、西方に構へつゝ、諸衆を助け救ひたり、此時寶海も、寂靜無著の小心を發して、超世難思の本願を爲せば、其功德廣大にして、身の頭はいみじく今に残り、其舌穢せず、經を讀む聲は頻伽の如くにて、山中に麗々たる事、尤も殊勝のためしなり、又紅蓮花の生へし頭は、薩埵王子の時かどよ、餓へたる虎の爲にとて、王子一命をすて身を施せり、斯る功德は有りながら、愛妃に戀慕執着せし、其妄念の罪業にて、其色遙に下りたる、紅ひの蓮花となる、是れ執着心のしるしなり、畏るべし、そを疑はしく思ふとならば、直ちに岩根を掘反して、其形ちを見すべしと、云ひつゝ立ちて斧振上げ、岩根をはつしと打碎き、又持かへて打つ音は、高々堂々々々たる、山風殊に烈しく起りて、其場へ魔界魑魅魍魎、顯はれ妨ぐ其の處を、兼て如來を擁護する、四天王達追拂へば、頓て障害も靜まりて、五色の雲わたりに靨き、程もあらせず件の翁、二つの頭を取上げて、「これ見られよ天人師、生を隔ちて目出たきと、宿業殘るかうべに、是斯るふしぎの有るものなり、いで參らせん我れとわが、前世の頭を濟度あれと、渡せば直ぐに彼の蓮華をもて、二つ共に受取りつゝ、暫らく觀念爲し給へば、二つの蓮華に乗せたりし、二つの頭は紫雲と變じ、虚空をさしてぞ昇りける、其時おきなは如來に向ひて、「御身は此上一切の、衆生を救ふには、先づ何を以て、教へ諭さんとせらるゝぞと、難じければ如來の曰く、

「されば先づ方便をもて、正信の道を造る、經を説かんと欲するのみ、「如何にも爾なり扱其後、往生なさしむる處はいかに、「我れ一切衆生を惟みるに、皆其心おろかにして、濁り亂れしもの多く、正念のもの少なければ、十萬億土此の土を隔ちて、西方なる阿彌陀佛の、國を歎じて濁亂のものに、此をよく教へてもて、往生を勸むるなり、そも迷ふが故に三界城、悟る時は十方空、本來無東西、何れの所に南北あらんや、此外に別意なしと、潔よく宣へば、翁は岩根にひれふして、「如何にも尊き方便なり、何れの山より眺めても、眞如の月は一つなり、其志違はずば、其身其儘極樂の、彌陀となるこそ頼もしけれ、さらば早く此を下りて、衆生を濟度致されよ、返すゝも方便は、本願達する實にて、而も方便の其内には、無爲の正法こもりたりと、諭すを如來は不審に思ひて、「コワ翁そは如何に、なぞか方便を實として、正法に等しとは、「そは又何を宣ふぞ、如來の言葉とも思はれぬ、愚かな事を聞くものかな、無用は有用の助けにて、無用なくんば何として、有用の達する事あらんや、是を俗に譬へて云は、かゝる山路をくだるにも、踏む處は只兩足の、下さ、あれば用足れりぞ、餘る處の是れなくば、なぞて歩みを運ばれんや、されば足にて踏む處は、是れ有用にて跡の地は、皆無用の者なれど、これ有用の者なれど、これ有用の助けとなれば、有用に何ぞ異ならんと、示せば又首肯き給ひ、「如何にも、道理至極、扱翁のお名はと問へば、兩手をはたと打ち、是なり」と微笑むにぞ、

如來は不審に思ひ給ひ、「コワ何事を爲し給ふや、我れはお名こそ尋ねたれ、」されば今兩手を打ちしが、則ち我名に侍るかしと、云ふに如來は打首背き、「扱は翁の御名をば、空寂と申すにや、」されば我名は空寂とも、又觀念とも名乗るなり、そも天は空にして、晝夜よく連行し、地も又虚無にて萬物を産み、人は無心にて動靜す、一物もなき拍手も、空にしておのづから、音を生せば、空の内に靈のある事目前なり、然れば我れは空寂にて、ものあれば我れ顯はれ、鏡にも異ならず、如來は本心我れは影、如來なくんば我れもなし、名に覺りて我體は、在るものとばし思はれなど、云ふかどすれば翁はなく、如來は獨り空然として、寂場の菩提樹下に佇立み給ふ、我影のみにて人氣も無ければ、此に於て尙も觀念大悟したまひ、臘月八日の曉に、明星の光りを戴きて、雪山を降り給へば、風も御跡を慕へるか、如來の袖を吹送り、雪の名残の盡させむや、一と足毎に跡を残し、草木も別れを惜むかや、皆そよよと音立て、騒ぐに似たる有様は、難有しとも尊しとも、申すも中々おろかなり、時に周の穆王四年、癸未十二月八日に當れり、八相の内第六の、成道とは此時なり

訂校釋迦八相倭文庫第貳拾五編 終

訂校釋迦八相倭文庫第貳拾六編序

或人手に問て曰、そも此冊子は釋迦八相と題しながら、如來の傳記に大に違ひ、又年月合ざるどころあり、又六編の序の始に、却説と書しは如何にぞや、予答て曰、その三事皆理あり、劣我には似たれども、その細譯はいたすべし、世に如來の傳記山々あり、十部寄れば十種の説あり、何を採て證とせんや、然ば數經の説を拾著て、原より大人の閱ものならねば、假名手に葉の違ひをいとはず、唯少男女の目覺草に、今様の人情を司とし、俗語をもつてするのみならず、一寸も太子の出ぬ巻あり、そは此編に限るべからず、扱年月など正さんとすれば、前後へ書離て童衆の見るに悪しければ、その場によつて先を操揚、一編の中に結事あり、縦令一編の草紙のうち、太子と王宮のことあるとも、年月緯毎に合するに及ず、又合見る場もあり、その餘の違ひこれに准ん、都で太子のありさまは、太子のところへとびく、讀つて見れば、亦六編の叙の却説は、さても無粹仁かな、他人はしらす野生などは、かゝる拙き草本ごどきの、序文にまで實を入れて居る間なければ、傍客のいふに隨せ、或は備書の筆勢に、任する事もまゝあれば、其らの無念はいふに足らず、笑ふ人は笑ふにまかせ、予は又その人を笑ふ、此後

とてもそれしきの事、改めている餘力はなしと、強情述て歸しにき、看官方もその意して、御覽なされてくだされかし

嘉永六癸丑年孟陬開市

萬亭應賀誌

訂校釋迦八相倭文庫第貳拾六編

江戸萬亭應賀

去る程に轎曇彌の方は、彼の阿私陀仙人が追従もなき、觀相の言葉を篤と聞き玉ひて、身も世もわられぬ思ひより、彼所の神社此所の佛閣、且つ聊なる堂等へも、寶を惜まらず夫々に、布施して無病息歳を、只管に祈らせられ、又はしがなき世活の物、婆羅門僧比丘孤等を、遠方まで沙汰せられて、其日々々の糧代を、普く施し惠まるれば、數日の間月景殿の、外構なる施行の庭に、賤山賤或は寡の、老父老母に至るまで、集いて人の山をなし、敬ひ嬉ぶ其の功德には、如何なる難病發するとも、忽ちに消へ散じて、御壽命萬々歳ならんと、付々の女中末々まで、其の善根の廣大なるを、皆尊はぬはなかりける、去ば轎曇彌は、かゝる事をなし玉ひてより、御心も晴やかになり、胸の鬱氣も忘れて、一月も過し玉へど、かはりし事もはしまさねば、扱ても功德は其の甲斐の、あるものなりと人々に、語りなどして遂に御身の、上なる事を忘れて、功德施しにも、をのづと疎くならせられ、又二月三月と過て、或夜大殿の、椽先へうかど出でさせ玉ひしに、微塵の如き虫飛び來りて、右の御目にはいりしを、少しも知らで居玉ひし

に、不思議や俄に御目痛み、堪へ難ければ袖を持って、抑へて大殿に入らせられ、打伏し苦しむ玉ふがゆえ、女中たちは此は何事、如何遊ばし玉ふにやと、驚き御様子伺へば、云々なりと仰せあるに、そは聊の御事なり、なほにも夫等の事は、まゝ侍れども目の中に、入たるもの、出さへすれば、其座にて癒侍りと、たれもく無造作に、申すも例あるゆえなり、されど夫人の御目の痛は、是れ假初の事ならねば、手かへ品かへ御醫師も、様々に氣根を碎きて、世に乏しき妙薬を、用ゆれども其の驗なく、遂に片目は塞がりて、間もなく左の御目に移り、是も遂には旨ひ眼れ、はや旨目にならせられ、事なふ腦み玉ふ物から、阿私陀仙の告たりし、其の言葉は違はねども、有るとあらゆる貧しき物に、恵み施し婆羅門僧にも、若干の物與へしは、是れ何の爲なるぞ、かゝる憂目を見まじきとて、心を盡せし甲斐もなく、とても免れぬ事ならば、さるわざくれはすまじき物と、愚痴のみ言ひ出で玉ふ内に、耶輸陀羅女の御身の上を、ふと思ひ出させ給ひて、心の中に思すやう、若や彼が實氣なるを、知らず是れまで様々に、いとも無情く待遇して、憂き艱難をさせたる事の、我身に報ひ來にけるに、あらずやなど、おのづから、夫を案じて是よりは、耶輸陀羅女を頻りに恐れ、且つ忍の若宮をも、何となく憐に思され、此程阿私陀仙の告げに寄つて、耶輸陀羅姫は實氣に定まり、生たる子は悉達の胤に、相違なき事顯はるれば、妾是を束間も、捨て置くべきにあらざるを、疎かにして心付かで、居たりし事の

口惜さと、我身で我身を羞じ玉ひ、急き優陀夷の女房を召して、耶輸陀羅女は如何なるやと、懇に尋ね玉へば、優陀夷の女房有のまゝに、此程者婆の妙薬にて、御過失の疵も癒へ、御息災になり玉へりと、答へ申せば扱て其の一子は、如何ぞと又問はせ給ふに、夫も御替りは無きよし、告ぐれば夫は幸いかな、今更言ふも耻かしきが、是まで其方の言葉を拒み、姫を深く見侮り、不義野合に言ひ落し、憂き艱難をさせし事、如何にも面目之無きゆへ、此上それを償ふため、自からがなすやう有れば、親子共侶我が傍へ、連て出でよと仰すれども、流石女房は物馴て、若や又かく宣言ひて、心許させかの姫を、どをか遊ばす事やあらんと、思ふに付て尙も又、先を考へ案するやう、此君はやゝもすれば、人の口葉に迷はされ、御心亂れて僻言のまゝ、をさせしを、如何にして氣は許されしと思ひ占め、今實氣を持て宣まへども、女房はそれと悟らねば、いと危ふく思ひつゝ、そは何事か存せねども、口外や阿私陀仙の言はれしにも、姫は實氣の物にして、生たる一子は悉達太子の、御胤に相違なし、とあるを俄かに取りはやし玉は、是れ禍の種なるべければ、太子様の此所へ、戻らせ玉ふ夫までは、矢張其のまゝ私へ、お二人ともに預け置れば、事穩かに侍らんかしと、聞て申せば橋曇彌、そは夫にてもよきなれど、少と仔細の有る事ゆへ、何ぞ連れて來てたもれ、是れまで自から愚かにて、姫の爲に幾度か、危うき事も仕たるゆへ、夫に怖て其方たちが、心に妾を疑ふにや、开も無理ならぬ事な

から、妾追々年も積み、其の上目さへかばかりに、不自由なる身となれば、我と我が身の罪深き、昔を忍ぶに忍ばれず、羞をも打開け言ふからには、なごか別意の有るべきやと、今にも太子が歸り来て、姫に逢ひなば姫とても、其方が働き一方ならぬに、輪を掛けてよく太子へ語らん、其の時は又自からが、無情りし事もわを掛けて、言はれん事も是非なけれど、せめては姫が見し憂き目の、其の百分一なりとも、我が罪贖ふ爲なれば、太子の歸り来ませし後と一なりては何の益もなし、我れ人ともに嫁の身は、姑を鬼とも思ふならずや、只さへ煙たく厭はるうへに、無慙や自からと、姫とは誠の仇敵とし、もし太子へ越方の、我が計らひを告げられては、如何にも顔が合されず、是等の事もかゝる身に、成て自然と心付き、悔めと今さら返らぬ事、何はともあれ氣遣なく、安心してあの姫を、此所へ伴ひ来てたもれ、我が心だに誠にならば、忍ぶの若も眞實の、妾が孫に異ならずと、今は流石に轡曇彌の、御言葉にも誠心顯はれ、いとも哀れに宣言ければ、優陀夷の女房も疑ひ晴らし、去程の思召ならば、何をか辭み侍らんや、只今伴ひ申さんと、言ひつゝ忙しく下り出で、頓て耶輸陀羅女の部屋へ行き、云々と言ひ聞かせて、いさ轡曇彌の御前へと、言へば耶輸陀羅女は肝先へ、針を刺さるゝ思ひにて、何卒不參致したしと、斷り言へば女房は、「さらさら」御案じ遊ばすな、危き事に侍るなら、其方様が參らんと、仰せありても私しが、中々お連れ申はせじ、是まで御懲り遊ばせば、恐れ玉ふも無

理ならねど、彼の御方も御目塞がり、何かに付て此頃は、深く力を落させ玉ひて、便りすくなく思せばこそ、姫をも慕ひ玉ふなれ、聊かも御氣問なく、妾に任せて御出あれど、忍の若宮其侶に、手早く衣服を改めさせ、御前へ誘ひ云々と、轡曇彌へ申上ぐれば、御目の色は知れねども、耶輸陀羅姫に逢ふ事の、左も面目なきその様は、御面差に顯れぬ、其の時姫と若宮は、替るゝ轡曇彌へ、見舞の口上述べ玉へば、只ちかふくどばかり、手招きして呼び近づけ、是までとは打て替り、まさぐる手先も柔やかに、背撫でさすり、さも優しげに愛し玉ふは、いと哀の有様なり、扱て轡曇彌は、よそ事らしく物に譬へて、現には宣言ねども、越方の身の不束を詫び玉ふ、御物語に時移り、名残を惜み稍やありて、御暇を玉はりぬ、去れば此目がをだまさの、繰返しくる糸口となりて、日毎に二た方は御前へ召され、わりなくも互に馴染め打解て、ありし恨も消へ行ま、誠の親身の如くなり、次第に愛の増りゆく、轡曇彌は忍の若宮を、皇太子に立てたらば、耶輸陀羅姫の身の譽れ、又妹の摩耶が生みし、悉達の思はく彼是れ持て、妾が罪を贖ふ事、此他には何もなし、此事何より大なれども、自から帝へ取繕ひ、事をなさば堅くもあらじ、彼程の事をもなさずんば、造りし科も消へまじと、思へば瀕りに心急がれ、まづ優陀夷の女房まで、内意を告げんと召させられ、物ひそやかに忍の若を、此度親王に立てなければ、帝へ其の由優陀夷より、内奏致し呉れよかしと、仰あるを聞きあへず、そは結

構なる事ながら、はや過し年帝より、好容夫人の生せ給ひし、難陀太子を皇太子に、勅命下り
 をはす物を、今又然なる事あらば、帝の叡慮且は又、御家臣たちの思はくも、宜敷からずと存
 すれば、此義は思し止まり給へど、諫めけれども、轡曇彌は、甚く思ひこみ給へば、まづ兎も角
 も優陀夷まで、是非言ひ次ぎてたべどあれば、是非なく女房は部屋に戻りて、優陀夷に斯ど物
 語れば、以の外に拒みて言ふやう、其方能く積りて見よ、御世繼の悉達太子、王宮を出で給ひ
 てより、郷へ再び戻られても、はや萬乗の御位を、嗣せ給ふ事なき由は、日外木の葉に認めら
 れて、右將軍に遣されし、悟の文にて分りたれば、爰にて餘義なく難陀太子を、皇太子に定め
 られ、彼所へ此由御沙汰ありて、今又様々難癖付し、忍の若に皇太子の、勅命を下さるゝは、
 よしなきことに侍るなり、増して我等は悉達太子、耶輸陀羅姫に對しては、一命をさへ擲べき程
 に、忠節を顯はせしに、是等の事を取持たば、百官百司の面々に、最負の沙汰を羞しめられて
 も、一言一句の言譯なし、譬へ此事自然になりても、我等が最負の方落に、難陀様を見落して、
 耶輸陀羅姫の生し御子を、親王に仕立るとは、大臣の職にも似ぬ、邪曲邪見の心底など、疑
 ひ掛かるはまのあたり、是れ一大事の事なれば、其方より屹度云々と述べて、御斷わりを申せ
 かし、かく不束なる事などは、我が耳へ入るまでなく、なぞて直に其の坐にて、御斷はりを申
 さぬぞ、甲斐性なき愚物と、叱咤懲せば女房が、「夫れしかしの事、辨へぬ妾にても侍らぬゆ

へ、其の坐で御諫め申たれど、兎も角も優陀夷まで、是非言ひ次ぐれよなど、餘儀なく仰せ
 ある物から、是非なく傳へ申せしと、言へば優陀夷は訝しげに、「夫が誠であるならば、なせ又
 今まで忍の若ど、耶輸陀羅姫に難癖つけ、我が諫をも聞れざりしか、餘りと言へば様々に、心
 を變させ給ふ事、我には一圓合點が行かず、今去ることを宣言て、耶輸陀羅姫と忍の宮を、執
 立て給ふやうなれど、是も常にはならぬ事なり、とをいふ委細か知らぬとも、しなつこらしう
 取り上げて、程無く手の裏返す如く、又もや見落し給はん事、今見るやうでは有るまいかと、
 兼て懲たる事あれば、疑がふも又無理ならぬを、夫と察して女房が、其の委細は云々なりと、
 先に夫人が明白に、身の愚かしき羞を打明け、掛かる難病うけしより、心で心の科を知れば、
 聊かそれを贖はんと、思召さるゝそこ所は、御最もに思はれぬ、然れば此度は悪心ありて、
 斯かる事を宣言ふならず、眞實御心改めての、思召には侍れども、義理は違へば詮方なし、只
 御斷り申さんと、立を優陀夷は押しめて、「いや其の御心なら委細なし、成る事ならば忍の宮
 を、御世繼に立てたきは、我等も望む所なり、去れども今言ふ如くなる、餘儀なき譯ゆへ是非
 もなし、品よく斷り言ひ上げよと、折角御心直りし甲斐なく、御目不自由の御身となりて、鬱
 々としてをはずれば、優陀夷も厚く喜びしが、御政道にはかへがたく、其の御心を耶輸陀羅姫
 にも、よく言ひ聞かせ喜ばせんなど、取繕ひて申すべしと、委敷敷へて遣しぬ、女房は再び御

前へ参りて、云々なりと先に夫が、告げたる如くに言葉品よく、先づ御心を宥め参らせ、扱て先の事夫へ告げしに、難陀太子のをはすうへに、又ぞろ太子の御胤とて、親王に宣じあらん事、先に私が申せし如く、御家臣たちの思はく、方々よろしからぬよし申せしと、いとなごやかに述べけるを、轡曇彌は聞こし召して、げに去る事もあるべしと、何氣なく其のまゝに、女房に暇を給ひしが、如何にも此事に掛かり、何卒なして調のへたしと、種々御工夫ある所へ、夜に入てゆくりなく、淨飯王音信れ給ひて、御物語など有ければ、是れ能き折と轡曇彌、頓て邊りの人を拂いて、御膝に探り寄り、「のふ帝聞こし召せ、自からが一命に、替へて願ひまつる事こそあれ、一重に叶へ給へ、开も別儀には侍らぬかし、かく不自由なる身となりて、越方や又行先を、考へ見れば便り薄く、何とも盡ぬ心細さ、其を又何故と思するならば、妾が實の妹なる、摩耶は没去り夫が生し、太子は宮にまします、今御世繼の親王には、摩耶が傍に召使ひし、好容夫人の生たりし、難陀太子に定まりぬ、是も是非なき事なれど、現在血縁の摩耶夫人が、血を分け侍りし御總領の、其の御胤のありながら、御脇腹なる御二男が、御世繼に立ち給ひし事を、よくし思ひ廻せば、悲敷ことに侍らずや、悉達太子の御身にとりては、誠に妾伯母に當れど、君の仰に有難くも、誠の母と云ふべきなど、付々の女中どもへも、仰あれば自からも、母と仰がれ眞實の、我子と思ひて育てたる、悉達太子と思召て、何卒忍の若宮を、皇子

になし給ひ、御世を譲らせ給はらば、其の悦びは如何ならん、是れ異なる事にさこゆれども、帝には御孫なり、开も我が子より孫の身は、不便彌増す物と聞く、されば帝も然なし給は、御心地も宜しかるべく、悉達も聞て御恵を、嘸かし喜び侍らん、自から是を捨て置かば、只妾がなす業とのみ、悉達に聞こへ疑ひて、難陀一人を取立つる、佞しさまでや恨むらん、夫が浮薄くいとつらし、是れまでとても所以なく、憎むならぬ悉達の胤と、分明せさればをとしめて、あられぬ憂目に逢せつ、母耶輸陀羅女共侶に、しがなく月日を過させて、年十才に餘れども、名さへ定めず世を忍ぶ、子なるがゆえに忍の若と、仇名を呼て自からが愛も恵みも絶果て、無情く致せし耻かしさ、君は祖父さま妾は祖母、其の祖父祖母の爲す業にあらぬ、仕打も此身の不束、何卒夫が償いたく、斯かる願もなし侍れば、急ぎ忍を皇太子に、立て、給はれ喃我君、難陀是まで廿年ちかく、榮耀榮華に育てられ、其の母好容夫人とても、妾に將りし御寵愛うけ、忍の宮と耶輸陀羅女とは、雲と泥との違ひなり、是等を篤と思召て、一重に勅命を下されよと、帝の御膝に取絶り、涙と侶に願ひ給へば、淨飯王は始めより、具に是を聞給ひて、げに去る事と思すがゆへ、今そは最もなる願なり、我とて孫の事なれば、何とて憎く侍るべき、難陀に優る心なれども、是まで悉達の誠の胤と、定まらざればをとしめしも、此度阿私陀仙の告により、其の實證は知るれども、夫も如何と思はるれば、その義はまづ兎も角も、悉達

太子が宮に歸りて、其の上の沙汰にせん、隨分其方の願ひの旨、確と聞きとゞけ侍るどとの、御意聞き敢ず轡曇彌、尙摺寄て御袖を引き、「夫はきこえぬ詔り、何故と宣言此所に、悉達太子のをはさねばこそ、かゝる事も致される、歸りてからは益なき事、又彼の仙の言ふのみならず、此頃忍と耶輸陀羅女を、日々に招きて物語るに、悉達が姫に別る、折、紀念に遣せし片袖など、見せたるからには疑ひなし、頓て悉達が戻り來まして、忍を立てんと仕給ふとも、いかでか柔順に受引べき、是非とも御舎弟難陀太子を、立んとこそ争ひ給はめ、こは是れ仁義の立つ所、帝と妾が忍を持って、皇太子になさんとするも、是れ又仁義の道ならずや、人として仁義を知らねば、鳥獸にも劣るとかや、其の上國政立すとあり、此所どころをよく思召されて、一日も早く定の給は、悉達の歸り來ますまで、暫時が程の惠にて、妾が身に取ら如何計か、嬉しき事の限りなれば、かゝる病も本腹せんに、あなもどかしやと歎かれるれば、帝も今は理に詰りて、去らばまづ兎も角も、優陀夷夫婦に内談せんと、仰あるより轡曇彌、喃嬉しやとまづ此所へ、二人の者を召出して、品よく語らひ給はれど、直に二人を召し給へば、何事やらんと忙がはしく、夫婦連れ立ち御前へ出れば、帝の傍に夫人は寄り添ひ、優陀夷夫婦を近く招ぎて、先に自からが告げたる事、其方たち夫婦の身の上から、忍の若や耶輸陀羅女を、取立るは非義の沙汰に、及ぶとて斷はりしが、げに夫も去る事なり、然るに云々彼様々の、深き委細の有るゆへ

に、是非とも忍を皇太子に、宣じあるべき筈なれば、其の身を庇護い聊なる、人の誹を憚かりて、君の勅命かるしむるは、忠義の道にも欠るなり、此所をよく辨へて、急ぎて事を計るべしと、改めて仰せ渡されるれば、優陀夷も今は返すべき、言葉なければ帝へ向ひ、然らば其の義に相定め、申べきやと伺へば、淨飯王も詮方なく、如何にもよきに計らふべしと、仰あれば畏みて、夫婦は其のまゝ退きつゝ、扱て其の明日優陀夷より、觸示して百官百士、有司の輩を參内せしめて、此度耶輸陀羅女の産れたる、忍の若宮御事、悉達太子の御子に定まり、皇太子の宣じあるべき旨、勅命を蒙りしが、今御世繼の皇太子は、難陀太子に定まれり、然るを廢して忍の宮を又、御世繼に立る事、是れ例なき事なれば、各々方若し所存あらば、其旨包ます發言われ、是れ某の計らひならず、帝よりの勅命なる物から、我れ最前諫めしかど、深き委細のあるよしにて、是非なくこれに定まれりと、列なる諸臣へ達せしに、暫らく坐中に誰れ一人、答ゆる物もなかりしが、右將軍一人進み出で、「餘人は兎もあれ某の、所存を包ます申すべし、扱て難陀太子は、悉達太子の御舎弟なるゆへ、先づ年既に皇太子の宣じ下りて、親王に御披露ありしが、此頃の御身持ち、御若年とは言ひながら、腰元局の差別なく、姪奔不義を言ひ掛け給ひて、五つの道も辨へず、甚だ以て懦弱なる、御振舞は兼てより、内外の物の知る所、かゝる君を此まゝに、御世を繼がせまつりなば、三十七代連綿と、打續きたる迦毘羅城も、他國の將に

襲はれなん、譬へ勅命無くとも、其のまゝには捨て置き難きに、幸ひにも君よりして、仰せ出さる上からは、如何で其の義に背くべき、忍の宮へ宣示の旨、最も宜敷所なり、我れに同心ある面々は、此所に進み出で、所存の程を述べられよと、彼方此方を見返るに、此場に列なる面々は、多くは是に同心せしゆへ、異口同音に優陀夷へ向ひ、其の儀然るべしと述べたれども、其の餘三十餘人の物は、暫らく是非も言はざりしが、稍わつて難陀の付人、宇波里の臣一人ぬきんで、三十餘人の存意を聞きて、頓て優陀夷へ言ひけるやう、今皇太子御座が上に、又々忍の宮を持て、御世を繼がしめ給ふ宣旨は、定めて仔細候はん、なれども是等は古へより、例もなき事なれば、某始め三十餘人は、其の儀に同心なし難ければ、此所にて所存を述べたれども、何故か當席へ、光明大臣御不參なれば、御即答も致されずと、臆する色なく答へつゝ、先に御受をなしたりける、多くの諸臣と顔見合せ、其の席しらけて見へにける、其の内優陀夷は心の内に、さればこそ案に違はず、異な事の出で來ねばよきと、案せし事よと思ひつゝ、三十餘人に打向ひ、然らば追つて御存念を、承はらんと言ひ捨て、其の座を立て入にけり

○去る程に難陀太子は、兄君悉達のをはさぬ物から、御世繼の皇子とあをがれ、持囃され生立給ふに、げに光陰は矢の如く、はや二十才程に成らせられ、御年頃とは言ひながら、御父君には似もやらず、色好にまし、く、て、玻璃舍那殿の腰元など、誰れ彼の嫌いなく、唆かしては不

義淫行、其の御身持懦弱なれども、世繼の太子と定まる物から、誰れ一人の女中の内に、是を諫むる物もなく、只陰言に兎や角と、さゝやき誹り暮すうち、此度耶輸陀羅女の子なる、密男の胤と憎みし、忍の若は眞實の、悉達の御子に定まりて、既に御世繼の太子に立られ、難陀の君は皇太子を、すべらせらるゝ勅命下り今朝其の御評議ありけるが、光明大臣不參に寄つて、其の座で一決せざりしかと、諸臣の内九分程は、忍の宮に從ふよし、其の上優陀夷夫婦ながら、耶輸陀羅女の方に付ば、明日にも夫に極まらん、と玻璃舍那殿に告る物あり、是を聞て好容夫人は、天に仰ぎ地に泣き伏し、甚く驚き悲しみしが、時移りては甲斐もなし、是迄優陀夷夫婦の者は、去る邪非義なる事を、企つる物ならずとのみ、思ひしは此方の拔り、油斷大敵とは此事よ、こは頼む木蔭に雨漏りぬ、未だ事の極らぬうち、命婦に歎きて事をなさんと、難陀太子に密に見へ、此度の次第は云々なれば、一生の羞此所に侍り、去れども他に手段もなく、只頼みの綱と申すは、命婦一人に限るにより、此者に歎き付き、御身の安堵を頼み給へ、延引ては事もなるまじければ、いざや招きて逢ひ申さんと、急ぎ召使を走らせて、密に命婦を招きけるに、程なく呼び迎へて來たりしかば、好容難陀も喜びて、供に一間へ引入つゝ、まづあらかたを物語り、夫人只管歎き頼めば、太子も流石今となり、夢のさめたる心地して、一つは身持も改むべしなど、自から謙遜り、打歎きつゝ、頼まれるれば、命婦の當惑此上なく、去れ

ども人には夫々に、最負無最負ある物にて、此命婦と光明は、何となく難陀の方を、最負する
 にはあられざれど、日外優陀夷夫婦の者に、耶輸陀羅姫を現責の、計らひを甚く言はれ、夫より
 して兩人は、優陀夷夫婦とすれど、先が先なら此方もこちらと、耶輸陀羅姫忍の若を
 も、是に付て疎めども、あながち憎み申すにあらず、只同じくは難陀の方に、心を寄するまで
 なれど、親子彼程に頼まれるれば、流石命婦もげにもと思ひ、何卒安堵させなければ、難陀太子
 に打向ひ、こは勿体ない夫程までに、此私しを人がましく、見掛けて御頼み遊ばすれば、なる
 事ならば如何にもして、御安堵致させ申たけれど、私も今朝受給はりしに、此は轎曇彌の御願
 にて、是まで例なき事ながら、然なる事に極まるよし、餘りに君の痛はしさ、首尾よく参らぬ
 までも、先づ光明殿を只管に、頼みて帝を宥め申さん、受給はれば今朝程の参内に、光明殿一
 人御不参なりけるよし、是が一つの力にこそ、君は是より轎曇彌の方へ、莫大の進物調のへ、
 御見舞に行かせられ、只管御機嫌取り給へ、夫が第一の近道なれば、假令御身代を投打つとも
 御安堵ありし上からは、聊か惜むにたらぬ事、よしや御身代富貴にても、此度の禍ひ御逃れな
 くば、無きにも劣る御身の上、必ず御脱り遊ばすな、去らば妾は光明殿へ、急ぎ見へて一筋に
 頼み申さんと言ひあへず、急しく立て行く跡を、見送る間もなく好容夫人は、俄に手箱取りひ
 ろけ、玉の香箱珊瑚の器、玳瑁の櫛笄、其の他にも二つとなき、品多く取出して、七重八重に

包みつゝ、飾りを付て乳人に持たせ、衣服を改め、難陀共侶、月景殿へ行かんとせしに、何と
 なく氣持わるく、俄にさしてこみ來たりしまゝ、暫らく猶豫せしかども、病は癒ず色青め、尙ほ
 彌増せば此身は止まり、難陀太子に乳人を差添へ、彼の品々を差上よとて、月景殿へ赴むかせ
 ぬ、扱て稍あつて彼の命婦は、急しく好容の部屋に來たり、其の急病を見て憂ひ、且つあぢき
 なく語るやう、扱ても、殘念や、先に直様光明殿に、逢ふて仔細を語りしに、はや彼の人も
 此方の事を、何卒よきに執成さんと、御前の首尾を伺ひしに、既に此事定まりて、彌々忍の若
 宮を、皇太子に宣示下りて、御世繼となさるゝ趣き、夫々へ達せられ、此所へも今に御沙汰あ
 らん、さすれば無慙や難陀太子は、日陰の御身とならせらる、其が口惜とて光明殿は、優陀夷
 の女房に對面して、今日の仰は異なる事なり、一度太子に立給ひし、難陀様の御身持、悪き事は
 幾重にも、御叱り懲し給ひて、然るべき事なるに、左はなくして思も寄らず、是まで悪名付た
 りし、忍の宮を御世繼とは、前代未聞の新令なりと、詰り問はれてかの女房、妾も去る事よし
 なければ、最前御諫申せしかと、押ての勅命默止し難く、斯の仕合去りながら、悉達太子のを
 はしなば、難陀様は是までとて、太子に立べきはずなけれど、御座ぬばかりに長の年月、皇太
 子と敬まはれ、今日まで有しは御仕合、然るに此度の論言は、忍の宮を悉達太子と、思召ての
 事なれば、是非なき次第なり、されど暫時は斯てもあらめ、頓て悉達の御戻りあらば、よも其

のまゝには差置れし、只管是を御辭退ありて、難陀の君を世に立んと、宣言では叶はぬ義理、此所をよく聞き別て、暫らく何も宣言ふなど、事を別たる言ひふんに、是非なく其のまゝ、濟せしが、右梵士太郎を始めとして、諸士の内三十餘人、難陀太子に隨ふ由、其の姓名は是にありとて、光明ぬしが渡されしと、言ひつゝ命婦は懷中より、難陀に隨ふ諸臣の姓名を、書き識したる巻物取出し、渡せば始終涙ながら、聞き居たる好容夫人、巻物受取り押し戴き、「御腹は賤しき妾ながら、御胤は帝にましますゆへ、難陀様とて他所にせず、力を合せて隨ふとは、ても忝じけなき心いれゆへ、未頼むは此人たち、返すくも喜ばし、扱てこなさんの教へに任せ、自からも月景殿へ、行んとせしに何となく、俄に氣持悪くなり、見らるゝ如くに侍べるがゆへ、最前太子に乳人を付て、御進物の品々持たせ遣はせしが、何故か戻りの遅さか、今更に心に掛ければ、御太儀ながら、御前の首尾を窺ひ見て、急ぎ戻して給はれど、頼むに任せ命婦は又、去らば御様子見て參らんと、立て出行く摺違いに、難陀太子は乳人と共に、廊下を荒く踏み鳴して、部屋に入るより狂氣の如く、着たる官服かなぐり捨て、乳人が持し捧物の、品を邊りへ投げ出し、身を振はして踏み碎き、衣服を食ひ裂きなどしつゝ、其の場へどつと打伏したる、其の物音に好容は、驚き周章つと立ちて、襖を開き出で見れば、かくの仕合此は如何にと、供に泣き伏す乳人を呼ぶ、是も正體なき様なれば、好容手づから引起し、何故さまでに歎

くぞと、問へば乳人は涙を拂ひ、「是が泣ずに居られませうか、仰の如く太子に附添ひ、轎曇彌夫人の御前に出れば、其の褥の傍に、彼の密男の胤と言はれし、忍の宮と淫行者の、耶輸陀羅女が轎曇彌の、左りの方に附添ひ居て、見識ふりし有様にて、難陀様が入らせられても、落しめたる其の振舞の憎ていさ、夫を忍びて御前へ向ひ、難陀太子が御見舞に、入られしと申すを聞き、御目塞がり御不自由にて、見へ給はぬとは言ひながら、左もよそ／＼しき御言葉にて、何難陀が來りしとや、夫は見舞にはあるまじく、我身の上を危ふく思ひ、夫を償ふ爲にこそ、見舞と言ひて來りしとは、見へぬ淺きに見へ侍る、誰に其の智慧付られしぞ、我が得手勝手の贈物、何品持ちて來たりしぞ、其所にていち／＼披露せよと、あられもなきをつしやりやう、去れど落目を詫びんため、其の品々はまづ第一に、龍王の玉箱、二つには紅白斑の珊瑚の菓子器臺には玳瑁もて、作りたる花鳥の筭、第四には玳瑁へ七寶持て、唇氣樓をうがたたる、御簾に後挿、第五には御干菓子、右五品好容様より、僅かながら御見舞に、進せられ候へば、宜敷御受納遊ばされよと、勧め申せば頭をふり、いや／＼夫は受取らぬ、かゝる不自由の身となりて、左様の寶何とせん、其の品々は一つとして、得易き、物にあらざるを、越すに仔細がある又取らぬにも仔細がある、斯く盲目となりてからは、左程の寶を得るとも聊なる益もなし此身に取りては一本の、杖のみがたゞはしきなり、其の杖も是れ此所にありと、忍の若を撫で

さすり、此のよき杖に老の身の、行末始終の不自由を、扶けらるゝ嬉しさよ、兎角に杖こそ寶なれ、杖に劣つた其の品々、無益の物ゆへ受ぬなり、早や持歸りて好容に、然言へかしと有しゆへ、是早や返さん言葉もなく、餘儀なく其のまゝすごんゝと、持て御前を下りしが、見る人多き其の中にて、太子も妾も立端なき、耻を忍びてよろゝ歩み、涙抑へて此所までは、歸りはかへりましたれど、其の御有様开も何たる、科あるやうなる御振舞、如何にも無念さ聞へませぬと、聲を上げるの山姥ならで、山々恨みに姥が身の、髪をもをるに掻きむしり、口惜かるこそ道理なれ、好容も是を聞き、共に齒を噛み泣き伏せしが、稍あつて乳人に向ひ、「忍の若を御世繼なら、御世繼にて能き物を、大事の若に人中にて、恥に恥を見せるとは、譯も差別もなき仕方、譬へ后になる身じやとて、ならぬ身じやとて一つ女、心に二たつは有はせじ、妾は帝の御淫行より、かく成上れ身を顧み、只我君を大切に、思ふ物から愁いに、太子を持たずばかくばかり、悲しい憂目は見まじきもの、嬉しい昔が今となりて、あら恨めしの仰かな、難陀様とて帝には、矢張り同じ御子なるに、何故片落のなされかた、淫行事で設けたる、子は憎ひ物かいのふ、去りとは聞へぬ胸愆な、又橋曇彌の方とても、なぞか恐るゝ事あらん、同じ帝に添ひ奉れば、今は互角の御奉公と、言ふ内にも自からは、尊ひ御胤も持ち侍る、彼方は左ばかり俊ましく、嫉妬の心深ければ、去る御胤もなく月や日と、頼む二つの目も塞れ、闇の世人と

なりながら、身の程知らぬ邪見物、よからぬ事の出来初めし、今日と云ふ今日橋曇彌の、名に寄る文字と思ひては、今日と云ふ日も恨めしく、こや乳人はや歎くまい、最前命婦が密に来て渡したる此巻物は、難陀太子に随ふ臣下、人数は三十餘人あり、若しもの時には是を頼みて、無念を晴す事もあらんと、言ふ聲耳に入れるにや、難陀太子勃然と起て、常に替りし面相顯はし、扱て口惜き數々は、言ふとも歸らず、はやかくまで、落しめらるゝ上からは、一命も何惜からん、此巻物の人数を頼みに、恨みを晴さで置くべきかと、怒に任せ躍り上りて、咄を乳人は押し宥めて、其の御怒は御最も、去れども君は帝の御子、夫のみならず其の他とても、御身内の事なれば、御短慮の計らひありて、若しもの事に至りなば、屍の上に恥を受け、後々まで世に唄われ給はん、妾たらわぬ下司の身ゆへ、人の誹りも憚りなければ、君に替りて山々の恨みを晴し申べければ、今にも御沙汰有るとても、異儀なく御受をなし給へ、却つて何か拒む時は、後々の御難義なり、必ず逸らせ給ふなど、言葉を盡して諫めつゝ、其の日は事なく暮されぬ、扱て其の翌朝となりけるに、今日は愈々忍の若宮、春宮に立ち玉ひて、御名を羅織羅太子と下され、莫大の御儀式行なわれて、御附人数多付られ、頓て又月景殿の、橋曇彌の御許へ、入せらるゝ取り沙汰なりと、玻璃舍那殿へ聞こへければ、兼て乳人は是等の事を、聞たく思ひし折柄なれば、これ幸いの事にこそ、今日此時を過しつゝ、太子共侶何方へ、移しやらる

事もあらば、後悔そこに立ち難からん、それよくと一筋に、思案の胸をぞ定めける、去る程に忍の宮は、今日彌々太子の宣示下りて、御名も羅喉羅とめされ、御附人も難陀君より、多く増されて耶輸陀羅女も、一方ならぬ身の譽れを、やうくに見は見ても、過し憂目に比ぶれば、是しきは物かはなれど、まづ世に出し嬉しさは、浮木の龜が優曇華の、花を飾りて局を連れ、其他の附人も、勇ましげに衣服を着飾り、羅喉羅太子に附添て、月景殿へ赴けば、優陀夷の女房御先立にて、既に此日も夕暮にをよび、燈火は多くつけたれど、廊下くくの長ければ、衣服の色目も分たすなれば、優陀夷の女房足を速めて、簾の廊下を差急ぎ、早や御座敷へ入れば、皆々も足早に、後れどと急ぐ程に、既に廊下の上り口まで、來たりし頃計らずも、椽の下より一人の女中、懷劍逆手に躍り出て、手早く羅喉羅の引給ふ、裾の端し取つて引戻し、懷劍振り上げ突んとすると、其の鋭さに羅喉羅太子は、逃んとすれど身は軽く、引手強きに引戻され、既に眞向より突掛くる、今や危き其所を、此女の後より、耶輸陀羅女の局飛び掛かり、抱き留めて支へしが、死物狂いの力強きに、振り拂はれてはつたと轉べば、女は得たりと又手を上げ、突かんとすれど此騒に、邊の燈火消へしゆへ、黒白も分ず暗ければ、捕へし衣の先目當として、をよび腰に突けれども、裾は長く引く物ゆへ、間ひ遠くて劍はどいかず、こは口惜と引寄すれば、羅喉羅は傍の欄干へ、しかと取付きをはするゆへ、強き力も叶はぬ上、又

も局が駆け寄て、兩脇しかと抱き占れば、邪魔仕やるなど焦る内、耶輸陀羅女始め其他の、女中たちが大音に、盗人あり組留よ、いであへくと齒の根さへ、振はせながらわめく聲、聞よりはつと彼の女、事を果さず此まゝに、搦められては詮なしと、一際勵みし勢力は、男十人にも勝るべく、局をはつたと投退る、機に放す裾のはしを、引て羅喉羅は逃出す、廊下の暗に過まつて、彼の欄干より此所の庭の、間路へをど轉び落ちたる、とは知ずして彼の女は、是非々々事を仕負せんと、追行く廊下の片蔭に、密に隠る、耶輸陀羅女を、僅に見留て夫ども知らず妨げするなら冥途の道連れ、覺悟をせよと透し見ながら、突んとしたる其の後より、聲を知邊に走り掛かりて、以前の局が抱き止むる勢力に、二人共侶前へ轉びて、耶輸陀羅女をさへ押倒し、其が上に伏し重なれば、下には頻りに泣き叫ぶ、聲に得たりと彼の女、刺んともがけと後より、抱きし其の手を緩めねば、口惜の餘りにや、局の腕に噛み付く所へ、優陀夷の女房雪洞取つて、袷脱捨て馳せ來りて、篤と見止め彼の女の、懷劍をまづ拳取りて、其の手を直に腰帯にて、縛めんとする頃は、早や多くの女中馳せ集ひ、皆手傳て難なく搦め、其の顔よくく打見れば、是はこれ餘の人ならず、難陀太子の乳人なれば、扱てもくと驚きながら、始めて皆々心付き、羅喉羅太子のをはさぬゆへ、件の乳人を責め問へども、其の太子をこそ仕留もやらで、取逃せしが残念なりと、言ふに皆々又驚き、其所よ此所よと手別して、其の御行衛をぞ

尋ねける、「やあ此月景殿の奥庭へ、忍び入たる横道者、其所一寸も動くまい、「何を小癩なそこ
 放せ、曲者とは汝が事、闇夜に燈火も携へず、かゝる御奥の庭先へ、忍び入たは盜賊よな、「や
 」「さう言ふ聲は右梵士太郎、「を、貴殿は又右將軍か、「扱てもく、案に違はず、謀叛の本性顯し
 たる、汝は無二の忠心なりしが、好容夫人に頼まれて、かゝる悪意を抱きしよな、何は兎もあ
 れ右將軍が、見附し上は大事の御世繼、さうく、此方へ渡しやれさ、「如何さま此君抱きしゆへ
 謀叛あるとの疑ひも、滿更無理とは思はねど、我は中々人に頼れ、悪事なんどに組すべき、不
 忠不義の者ならんや、「やあ言ふまい偽るまい、既に此度此君を、春宮に立せらるゝ、詮議の時
 とて汝を始め三十餘人は難陀太子に、付く物なれば其の席にて、是非も言はず不興顔に、退散
 したではあるまいか、夫ども彼方へ組せぬなら、何故すぐ柔順に優陀夷殿へ、御受をば致さ
 りしぞ、其の上はまだ疑ひの、晴ざるはそれ其の若を、奪ひ取つて何所へ行く、夫言へ聞くと
 詰め寄れば、「成程夫等は等の疑ひ、有るならば、我が存念をいざ語るべし、能く聞れよ、开も
 此度羅羅羅太子を、春宮に立給へば、難陀太子一生涯、日蔭の御身となり給ふ、开は兎も角も
 他國の聞へ、かゝる事は椿事なり、去れば難陀の御身持、悪しきことは幾重にも、御教諭あり
 て矯め直され、悉達太子の御座ぬからは、御舍弟なるゆへ其のまゝに、尙皇太子に据へ置れて
 羅羅羅太子は又他に、如何ほど結構に遊ばすとも、成るべきことに侍らすや、かゝる諫を出し

たけれど、光明殿不參を見て、彼の時即答は致さぬなり帝の仰を背くに似たれど、开も國の爲
 め思へばなり、かゝる實儀の心底なるに、好容夫人に頼まれて、謀叛を巧む某など、聞だに
 耳の穢なり、幸ひに此羅羅羅太子、我れ見出して抱き申せば、是よりすぐに直訴して、帝若し
 我諫を、聞し召すば是非に及ばず、此若君共侶我も死して、國士の爲を致すべし、此儀をもな
 は疑はしく、思は共に御所へ来て、我がせんやうを篤と見べく、御邊も忠義の心あらば、我
 意に従ひともく、帝を諫られよかし、此他になど別條あらんと、潔く述るを聞き、右將軍も
 今更に、其の疑ひは晴せども、なほ言ひ聞す仔細あればと、行んとするを引止め、「まづく、右
 梵士言ふことあり、今其の仔細を聞く上は、我が疑ひも晴たれど、汝は未だ深き仔細を、知ら
 ねば一圖に逸ならんが、凡そ此度の一條は、皆轡曇彌の御歎にて、羅羅羅を御嫡子悉達太子と
 思召しての事なれば、詮方もなき次第なり、去れば悉達此宮に御座ば、難陀太子が何を以て、
 御世繼に立給ふべき、羅羅羅太子の御身に取ては、難陀は即ち御伯父君にて、御日上に當れど
 も、悉達太子とする時は、取も直さず太子なり、尙又深く云ふ時は、好容夫人は後の身にて、
 入内ありし物にあらねば、轡曇彌より軽く扱ひ玉ふ上に、彼の御方は摩耶夫人の、姉といひ近
 き頃は、御目不自由とならせられ、彼是以て帝にも、不便のことに思召し、歎を聞こし召され
 たり是等を篤と辨へなば、其の心を翻へして、某等に同心せよと、道は替れど忠義は一つ、何

れも君の御爲なりと、仔細を語れば打點頭、「如何にも夫は左もあらん、去れども夫は此宮の、内限りの事にして、他國へ其事觸もならじ。夫よりもまづ先立て、某が斯くせねば、無分別なる諸臣等が、疾にも謀叛を起しやせん、禍は下にあり、忠義は一つと知ならば、まづ某が意にまかせ、共に帝を諫め申、一度太子に定まりし、難陀の君を世に立られよと、事爽かに述べたりける、こは元より、優陀夷を始め誰々も、悪きとは思はざれども、止難き御内々の義理ありて、その諫も遂に叶はず、斯かる事には定まりしが、今右梵士が言葉正しく、言ふ所最もなれば、右將軍もはや是非を言はず、去らば兎も角も詰所へ行き、各々とも談ずべしとて、羅喉羅太子を右梵士太郎に、抱せしま、打連たち、表の詰所へ赴むきぬ、扱ても又月景殿には、羅喉羅太子耶輸陀羅姫を、渡り殿にて難陀の乳人が、害せんとせし所を、怪我なく搦め取たること、速くも告る物あれば、轡曇彌は驚き怒り、「すは事よ難陀太子、謀叛あるに定まれり、急ぎ捕へて来るべし、彼是れ時刻を延しなば黨を集めて容易は、捕へることも難からん、いざ誰れ彼よ馳せ迎ひて、若し手に餘らば好容は、打果してもかまいなし、是れ自からが下知なれば聊か猶豫すべからず、急げ」と急り立給へば、御傍に居合す女中たち、はつと答へて十人餘り、小褰をさりと端折あげ玻璃舎那殿へと急ぎける、扱て又玻璃舎那殿にては、乳人が只今月景殿の、渡殿に忍び寄りて、羅喉羅太子と耶輸陀羅女を害せんとせし所、果敢く仕損じ搦め

られしと、言ひ告ぐ物のありしかば、難陀好容度胸を付き、去あらば二人が身の上も、謀叛ありとて此まゝに、よも打捨は置れまじ、如何はせんと途方にくれしが、難陀太子は屹度思案し、いざ此上はうかゝと、此所にて死も犬死なり、さればとて召捕はれ、誅せられては耻の耻ぢ寄てまづ二人とも、宮を密に遁れ出て、味方に従ふ勇士を集めて、我が存念を晴すべし、いざと勸むれば、好容夫人は詮方なく、左あらば仰に任すべし、斯なりて大切なるは、此連面の一卷なりと、三十餘人の姓名を、書き識したる巻物を、取り出したる其の折柄、其所彼所の入口より、合圖をしつゝ、ひらゝと、一度に女中馳せ入て、月景殿の仰なりとて、無躰に難陀好容を、取り押ゆれば二人とも、こは何故にかゝる慮外、譬へ科ある身にもせよ、我々を誰れかと思ふ、忝けなくも皇太子、又御后に等しきものを、軽々しく然する事、失禮なり不敬なり若し身の不肖を正したくば、大臣より達すること、是れ宮中の作法なりと、組付く女中を制せんとて、以の外に、叱り懲せば皆同音に、「其の仰御最もには侍れども、此方も役目の事なれば仰別られあるならば、月景殿にて陳じ玉へと、爭論ふ所へ又追々に、男女の役人馳せ來り、御二方に是非を言はさず、捕へて彼所へ連れ行ぬ、扱て此所へ馳せ入たる、一人の女中難陀太子に、随ふ物の姓名を、識せし者を早くも夫と見付しゆへ、好容夫人の持たるを、漸くにもぎどりて、急ぎ轡曇彌の御前へ持行き、其の姓名を讀あげしに、末に至りて命婦の名前、書き識し

てありければ、轎臺彌驚き玉ひて、こは憎き物共なり、さらば皆々是より直に、命婦を早く召捕れかし、其の餘の者は残りなく、優陀夷に告て搦めさせん、必ず命婦を逃すまじと、御下知あれば女中たち、畏りつゝ七八人、かいくしく命婦の部屋へ行く、先より命婦の局、周易て惑ひて駆け來れば、女中たちは是を見て、まづ此者より召捕んと、長廊下にて組留れば、局は一通の文を見せ、まづ女中達を押沈めて、我が主人命婦事、此の如くの書置認め、只今部屋にて自害致せり、憚りながら此文を、夫々へ渡し下され、又其の死骸の様子をも、御見届け下さるべしと、赤心顯はし述けるゆへ、扱ては謀叛露現に及びて、自殺せしとは殊勝やと、言ひつゝ、まづ件の局を、厳しく縛め引立て、書置持ちて立戻り、轎臺彌へ差出して、局の言ひし事共を洩さず聞へ上げれば、轎臺彌も聞し召て、如何にも左なくては叶はぬ事、次て又實否を糺す迄は、命婦の局を閉込置き、必ず免すべからずと、嚴かに仰あり、斯くて後命婦の自殺を見聞として、優陀夷の女房に、使番の女中を差添へ、命婦の部屋へぞ遣はされぬ、

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾六編 終

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾七編序

夫悉達太子出山には、朔風破袂を飄し、積雪敗鞞を埋然燈の記を受ず、獨歩して釋迦と號す、初七思惟し畢て、雅音頻迦に比す、唯根熟のもの、爲にするに似て、華嚴四阿に先、影響與龍臨交參して龍蛇を雜ゆ、奈苑に弊垢を衣て、珍御の舍那を隠すと、正書に見えたり、奈苑とは、鹿野苑也、されば茲に六度集經をひきて、鹿王の戒を著し、又仁王經の須阿摩王と、班足王の不安語戒を賢立太子と尼狗陀太子に摹擬て、聊佛心の法味を蒔事としたり、

嘉永七甲寅年孟春辰開市

萬亭應賀誌

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾七編

江戸萬 亭 應 賀

去る程に釋迦如來は、既に雪山を出で玉ひ、漸くにして波羅那國なる、鹿野苑に着き玉ふ、扱て此の所は他の獸物なし、只鹿のみ多ければ、鹿野苑とは名附たり、去れば此の所の鹿の王、如來の此所へ來玉ふを、早くも知りて迎へ出で、道の方に躡蹠り、禮拜しつゝ、敬ひける、如來は是を御覽じて、鹿王に宣まふやう、「ヤヨ汝は鹿王と見ゆ、我が通行を敬ふ事、畜類ながらも殊勝なり、去りながら汝が面色、憂ひを含む色見へたり、疾く其の仔細を懺悔せよと、仰せあれば、鹿王は尙ほ敬ひつゝ、如來に向ひ、「仰に違はず僕は、身に大難をか、へ侍り、开も其の仔細は餘の儀にあらす、阿耨耶尼國の堅立太子、其の性極めて狩を好み、所々の山谷に狩較して、餘念なく樂しむ物から、遂ひに此の所に數多の鹿の居る事を、聞傳へて、過し頃より度々來り大勢の勢子に下知して、狩り出させて我が眷族、若干を損じたり、寄つて僕れ止む事を得ず、賢立太子に逢ひ見へて、何卒此の以後此の邊りの、狩をば止めて玉はれかし、其のかはりには怠りなく、日並の鹿を獻すべし、物の憐れを武士の、知はならひと聞く物と、聞分玉へと只

管らに、詫の歎げきつ願ひければ、賢立漸く開届けて、去らば今日限り狩較を、止まるゆへに偽りなく、日並の鹿一疋つゝ、日並に屹度差出せと、契約堅く定まりて、狩を止まり玉ひしかば、夫より日々に懈怠なく、日並の鹿を獻せしに、既に昨日の日並に當る、鹿は孕りなるをもて、若し此の鹿を獻しなば、二疋の命を斷つ物なれば、五百の衆の眷族等を集めて、言ひ聞かせしは、今日の日並に當る鹿の、日並を延さば間もあらせず、二疋となれば一日の、日並の鹿の、殖へるがゆへ、誰も今日の日並に代りて、死する者はこれなきやと、問ひ侍れども誰れあつて、代りて死なんと言ふ者なし、是も又道理と思へば、所詮誰れ彼れと言はんより、僕れ昨日の日並にかはり、今日の今にも太子が來らば、命を捨つる覺悟なり、夫故にこそ思はずも、憂ひの色を顯はしたり、察し玉へと言ひ掛て、涙はらゝと振り翻し、かつばと伏して鳴き叫ぶを、如來はつらゝ見玉ひて、「夫は不憫の限りなり、汝畜類の身ですらも、無益に捨つる命をば、左ばかり惜み悲しむに、人として物の憐れを、知らぬは木石に異らず、其の賢立太子と言へるは、義理に強くて譽れある、武士なれども、生れ得て、優れて心猛きにつれ、自づからに殺生を好む、是れ一つの彼れが瑕瑾、我れは元より知る人なれば、幸ひ此所にて法を説き、其の殺生を止むべし、夫とて汝が棲家とする、此所等を過る其の報ひと、云ふにはあらずを、けなき、我が正覺の慈悲をもて、汝が命は助くべし、よりにて我は暫時が程、此所等にありて賢

立の、來るを待んど邊りなる、木の下蔭に休息ひ玉ふ、折柄果して賢立太子、數多の人數を召具して、轡を鳴らし馬を早め、此所へ來るを見るよりも、鹿王馬前へ跪づきて、賢立太子に申すやう、「こは日並の延引故に、殿の御出恐れあり、扱て昨日獻すべき、日並に當る其の鹿は、此の程身籠り侍るから、是を殺すも便なれば、他の鹿を以て代んとすれど、何れの鹿も命を惜みて、代るものこれなきま、兎や角猶豫いたしたりと、言ふをも待たで賢立太子、「ヤア何かと事にかこつけて、彼の約諾を變ずるよな、此の上は是非もなし、今より直ちに獵を始め鹿の眷族残りなく、狩盡して國への土産に、持て行かんず覺悟をせよと、云ふ見幕のすさまじければ、鹿王愈々恐れ敬ひ、「其の御怒りは御尤も、去りながら畜類の、我々なりとて契約を、何如でか變じ申すべき、其の代りには某しが、命を召されて昨日の日並に、満て、獵をば止まり玉へと言ひつゝ、涙を振り拂ひ、首差延べて打たる、覺悟、夫と見るより家來共、刀の鏢元くつろげつゝ、いで打殺して日並の料に、持ち行かんずと今既に、斬り倒さんとする体を、如來は篤と見玉ひて、悠然として出玉ふに、光明邊りに輝やけば、皆々驚く其の中に、賢立太子は屹度見て、彼奴は开も何者なるや、貴人の前をも憚からず、異形の様にて顯はれしは、何如にも怪しき曲者なり、疾く縛めて仔細を糺せど、下知の下より家來ども、はつと答へて立向ふ、彼の光明に眼くらみて、立寄る事も叶はずして、思はず傍に寄舉りて、さも見苦しき有様

なれば、賢立倅へす弓に矢つがへ、馬上より射て倒さんと、よろひいて放しも敢ず、其の儘に急ちとうと落馬しつ、去れどもひるます立上りて、太刀抜きをばめて進み寄り、と見れば彼れが、其高尚さ、凡人ならず思はれて、自然に己れが五体もすゝみ、邪見の心忽ちに、翻りつゝ、我れ知らず、跡へしさりて敬ひける、是則釋迦如來の、功德廣大無遍なるゆへ、斯る奇特ぞ顯はれける、其時如來は莞爾として、賢立に向ひ宣ふやう、「ヤア阿耨耶尼國の賢立太子、我れを見忘れられしよな、我れは是れまかだ國なる、淨飯王の一子にて、悉達太子と云ひしもの、檀特山雪山の難行を、十二ヶ年勤めつゝ、無爲の正覺本望を、遂げて今出山の道、ゆくりなくも再會せり、先に鹿王の言葉につき、御身に示す事あれば、暫らく此處に足をどいめぬ、確に聞かれよ御身の爲に、委しく法を説くべきなり、そも我れは十九才にて、此世の無常を觀せしゆへ、遂に玉宮を遁れいで、斯る姿になりたりき、さらば御身もよき人に、ならんとなれば身を責めて、先づ能く戒を守られよ、我等は山に籠りしより、二千五百戒を能くたもてり、御身は夫までならずとも、せめて十戒を保たれよ、夫も難くば五戒をたもて、戒をたもつ人と爲れば、九十八の煩惱、八萬四千の惡業の、戦さと雖も改め落す事叶はず、其上戒を守る時は、二十五の善神守り給ひ、持戒の者は淨土の法を受け、犯す者は地獄鬼畜の報ひあり、十戒を以てば十善の人となり、是を犯せば十惡の人となる、今告げたりし五戒といふは、殺生、偷盜、邪

淫、妄語、飯酒の五つなり、其内にも御身が好む、殺生を五戒の第一とす、扱又不殺生一申すは、物の命をとらぬ事にて、蟻の卵をいふしても、其身に報ふは靦面なり、假令我手に殺さずとも、人の殺すに同意もせず、既に畜類の鹿王も、身ごもりの子の、命を失ふを悲みて、日なみを延ばす其爲に、我一命もて代へんといふ、畜類でさへ斯くの如く、不殺生を好む中に、人として鳥けものを、殺して樂むうたてさよ、されど是まで殺せし罪も、懺悔をすれば忽ち滅して、菩提の花の開くぞかし、それ百丈の重き石も、筏につめば沈まぬ者ぞ、是れ石は罪なり筏は懺悔、千萬年の暗き處も僅の、紙燭の光りには、暗明らかに晴れ渡るなり、惡業生の薪をば、千里の山につひとても、是に懺悔の火をかくれば、焼け失せぬといふ事はなし、惡業の雲霧は厚しと雖も、懺悔の風よく是を吹き給ふ、煩惱の露、樹木さんげの旭日登るときは、悉く消へ失する、是等を早く覺り得て、殺生の罪を補なはれよ、此世の車は乗りよけれど、地獄の火車は苦しさぞ、凡て人の身の果敢なき事は、朝の露宵のいなづま、後れ先立つ事はあるとも、遂には誰や残るべき、愚かや、菩提心の、よき友には交はらずして、煩惱心の惡友に誘はる、ゆへ、おのづから斯く淺ましき心とはなれり、そも受け難き人の身と、生れて尙も遇ひ難き、法をさどらば實相の、者となる事難からずや、やよや努めて浮世の夢を、とく覺まされよと細やかに、説き示さる、法の道を、賢立太子は初めより、土に手をつき頭を垂れ、や、聞果て涙

を流し、如來を拜して云ひけるやう、コワ忝けなき御論し、迷ひし夢とは云ひながら、是まで造りし殺生の、報ひの程こそ畏ろしけれ、とは云へ今の仰せには、懺悔だによくせしならば、其罪科も消へぬると、あるがせめての力なり、今より心を翻へし、殺生をやめ菩提心を、起して五戒を堅く守り、是まで長き年月に、造りし科を償はん、扱如來へは御説法の、報ひの爲めに聊の、布施を參らせたく思へど、我國はおちかたにて、速に調はねば、跡より送り參らせんいでや心を改めし、其しるし是れ見給へど、云ひつ、太刀を抜き放し、携へ來りし弓に矢をさんぐに切り捨て、扱側に居る鹿王を、いたく憐み是までの、不義の殺生を詫びていふやう、我れ是より此の處の、守りとなりて末長く、殺生禁斷の掟を立て、尙そくばくの鹿どもに、日毎に食を送るべし、堅く約して彼がまに、歸らしむれば鹿王は、躍りあがりて喜びつ、如來を拜し賢立を、拜して頓て辭し分れ、園生の奥へぞ入りける、かくて如來も身を起し、我れも是より摩竭國に志すゆへ分る、なり、又再會の折もあるべし、さらばと云ひつ、立去り給ふを、とゞめ兼たる賢立太子、只後ろ影を拜するにぞ、數多の供人も残りなく、平伏してぞ見送りける、時に不思議やいづこより、如何にしてか忽然と、賢立太子を引立て、鷹の雉子を取りたる如く、虚空をさしてぞ連行さける、此有様も供人らの、目に遮ざらねば知る者なく、コワ我君にはいつの間にも、國へ歸らせ給ひしならん、扱もくと騒ぎたち、皆々あわて、馬

を引き、荷物を持たせ下部を急ぎたて、阿耨耶尼國へと馳け返りぬ、去程に賢立太子は、何物やらんに物も云はせず、捕へ行かれて名も知らぬ、高き山を幾つか打踰へ、只ある處にいと美しく、建てつらねたる宮殿の、庭へ下して引据へられ、早や殺るべき様なれば、賢立いたく打驚き、何者なれば斯くの如く、此の處へ連れ來りしぞ、又何科にて殺さんとするや、我れ殺さるゝ覺へなしと、聲振立て云ふを聞き、宮の内より官服を、着けたる國王凜然と、顯はれ出て云ひけるやう、「ヤア我れを誰とか思ふぞ、波羅奈國のあるじなる、尼狗陀天子と呼ばれる者なり、我れ百王の首塚を立て、鬼神を祭りて百王の、司にならんと思ふがゆへ、早や九十九人の國王を、召捕りて置きたるが、今一人で百王の、數調ふと待つ處へ、汝能くも我國の、鹿野苑を踏荒らして、多くの鹿を狩り捕りしよな、我れ知る事の遅かりしに、殘念いやまし捕手の者を、密かに遣はし置きたりしに、手筈たがはず果してけふ、捕へられしは天の網、觀念せよと睨め付ければ、賢立太子は怒りにたへず、己れ目にも見せんづと、立たんとせしが待てしばし、今がたこそ如來のさとしを、受けて是より物のいのちを、取るまじけれと懺悔せし、上にて心を改めながら、又殺生に數多の人の、命をとらば畜類を、殺すより尙ほ罪深し、とても此世の勇猛は、後世の助けになりはせで、これ修羅道の道案内、さすれば忍ぶに如くはなし、されど九十九人の内へ、加へられて殺されなば、如來へ布施を參らせんと、約せし事も鹿王へ、

食を送らんと云ひし事も、皆僞りに成り果て、五戒の内の其一つなる、妄語戒を破りなば、一念發起懺悔せし、其甲斐とてもあらばこそ、如何はせんとたゆたひしが、何れにもせよ一命を、惜まで後世を助かるべき、手段こそ宜しからんと、思案を定めて猛き心も、投げやり捨て尼狗陀天子を、厚く敬ひ扱ていふやう、「コソ思ひ寄らざる事ながら、かくなりけるも因縁づくさらば惜まず一命を、參らすべけれと仔細われは、何卒七日の暇を賜はれ、我れ本國へ一とたび參り、願ひを達せし其上にて、又此宮へ歸り來て、異議なく命を參らせん、聞入れ給はば後々まで、御身を少しも恨むまじと、云はせも果てず尼狗陀天子、「こやつ童が何ぞと思ひ、我れを欺き逃るとて、何かは放ちやるべきか、空言吹かずと奥へ來れと、許すけしきの非れば、賢立太子、「さればその、嘘いふ事のうたてさに、七日の暇を願ふなり、先づ其仔細を申すべし、まかだ國なる悉達太子、既に正覺を遂げ給ひて、釋迦如來と名を改められ、其出山の折もよく最前鹿野苑に於て出逢ひ參らせ、我爲に説かるゝ法を聞きしより、此身の罪科を懺悔なし、五戒を堅くたもつべき、誓ひを立てし其時に、如來へ布施を送らんと、約せし事のある者から、いま是ぎりに爲す時は、如來へ妄語の罪を着て、地獄へ墮するが悲しさに、先に願ひし事の如く、七日のいとまを賜はりて、其義を達せし上からは、心にかゝる事もなく、妻子珍寶及王位、未來の世には不隨者と、悟りし身には望みなし、かほどに申して參らずば、いとゞ妄語の罪を

重ねて、墮獄の報ひ重かるべし、かくれば三世の諸佛に誓ひて、嚴然として偽りなく、必ず再びきたるべしと、赤心顯はし託るにぞ、さしもに猛く疑ひ深き、尼狗陀天子も心柔らぎ、左程の言葉に相違もならじ、用捨の日數も僅かなれば、許す代りに確なる、しるしを殘して七日の内、信と用事を濟まして來よと、嚴しく吩咐けるしをどつて、追放ちてぞ歸しける、されば賢立の本國にては、御臺若君家臣たち、御狩の留守を守りつゝ、其お歸りを待つ程に、お供の面々馳せ戻りて、我君狩りの御場所にて、如來の法を聞召し、忽ち失せさせ給ひしより、宮へ還御と存せしま、直ぐさまに急ぎ歸りし處、未だ還御は是なきかと、驚きながら告ぐるを聞き、此方も愕き其不念を、叱り懲らしてこゝかしこへ、手分けをしつゝ尋ねける、扱て賢立は憂き事のみ、胸に數へて力なく、しほくとして只一人、戻らせられれば御臺若君、取籠りて喜び給ふを、かいやり退けて家臣等を、呼出さるれば皆喜び、先づ其御無事を祝し申し、扱又ふしぎの有りし次第を、尋ね申せばしかくゝと、有りの儘に宣ふを、聞きも終らず家臣たちは以の外の事、假令如何なる事あるとも、波羅那國へ又再び、入らせらるべき所以なし、もし軍卒等が寄せ來らば、我々命を的にかけ、防ぎ戦ひ花々しく、力を盡し候はん、其義は思ひ止まり給へど、忠臣無二の心より、潔よく述べれども、いやく夫は無用なり、我れ生れ得て狩を好み、數多の鳥獸を殺せし科、思ひ出すも畏ろしく、去るから夫を懺悔して、後世を助く

るたよりにと、如來の諭せし五戒を守り、身を亡き者と悟るからは、妄語戒は大事なり、我れ一人身を捨つれば、妻子家臣にさわりなく、尚此上に國も榮へて、目出たき事も出で來なん、それく指圖して、數の藏よりそこばくの、寶物を取ださせ、如來への布施外に又、數多の波羅門しかなきものへ、施しせよと残りなく、掟さだめて其坐より、直ぐに立いで給ふにぞ、御臺若宮家臣たち、つきくくの女中ども、聲を上げて悲しめども、賢立は早や金鐵の如く懺悔に心を堅めしかば、名殘惜しさの色をも隠し、氣強く出で行き給ふは、誠に哀れの限りなり、去程に波羅那國の、尼狗陀天子はけふすでに、日數も丁度七日に當れば、兼て捉へ置きたりし、九十九人の國王引出させて、廣庭の庭の上へ押並べ、人數を改め賢立の、來るを待ちて百人の、數を揃へて一同に、首打つ支度をする處へ、阿耨耶尼の賢立推參せりと、名乗れば直ぐに案内のもの、奥庭へ連れゆきしに、堅立おなたをつらく見て、「扱もくあれは皆、それくくの國王にて、妻子眷族あるものが、首枷かけて縲められ、あらむしろに居る事かと、思へば流石一杯に、ふさがる胸に彌まして、九十九人の面々も、此賢立が來らずば、只今首は打たれまじきに、百人の數揃ふ上は、今が最期か恨めしやと、命を惜む者もあり、中には又臍甲斐なく、斯く耻受けては中々に、少しも早く死するがましと、勇みて覺悟極むるもあり、兎に角此場の哀れさは、目も當てられぬ有様なり、扱て櫓にて時刻の太鼓、打轟かすを合圖にて、尼

狗陀天子は高樓へ、立顯はれて笑みを含み、「ヤア賢立僞りなく、又來りしは殊勝なり、早や百人の數調へば、今我れ自からそこへゆきて、いで首打つべし履を廻せと、猛り呼はる聲の下に履取りくつを參らすれば、尼狗陀下へおり立ちて、履おど鳴らしてゆるぎいで、百人揃ひし頭を數へて、劍を引ぬき佇立む處へ、檢非違使一人の沙門を伴ひ、「此者何卒わぎやに國の賢立太子の命の内に、對面したきと願ふにより、召連れて候が、如何致してよからんと、伺へば尼狗陀天子、「ヤアそりやかなわぬわ、併し、出家の事ゆへ暫し許さん、一と目逢はせ追立てよと鋭き下知を檢非違使は、傳へてこなたへ進ますれば、沙門はすりよりつくく見て、「如何にも君は賢立さま、某はしかくの事にて、斯る姿になり侍りと、語るは是れ餘の人ならず、則ち彼舍利弗なれば、驚きながら賢立は、さすがに知る人懐かしく、「ヤアそちは獅子が嶽、扱もく憂き世とて、替れば變る其すがた、我れとてもかやうくと、云はんとするを押とゆめ、「仰せなくとも其仔細、とつくり承知仕りぬ、某此程修業のため、御國許へ罷り越し、御臺若君御家臣たちにも、御目通り致せし所、云々々々の事ありと、委しく語り給ひしかば、取る物も取わへず、近道いそぎ馳せつきしに、願ひも届きて御無事の内、お目にかゝりて先づ重疊、扱第一にやつがれが、お尋ね申上げたきは、悉達太子御下山の後、何處へ赴き給ひしや、其御行衛を御存じあらば、何卒教へ給はれかしと、問へば賢立、「さればとよ、悉達太子は既にして、正覺を

とげ給ひ、釋迦如來と名乗らせられ、鹿野苑にてゆくりなく、見へし折に我々へ、尊き法を説き示し、分れに望みて摩竭國へ、御越しあるよし仰せありしと、聞きて舍利弗喜び勇み、「そは嬉しや忝けなや、扱又君は逸早く、如來に逢ふて説法を、聽聞ありし羨ましき、某こそは人さきに、如來に逢はんと勵みしかど、果報薄くていたづらに、遅れし事の殘念さよ、夫に付けても鹿野苑の、値遇の由も御臺より承はりて候が、君はよくこそ如來の法を、深く信じて懺悔なし、早くも悟り給ひにき、此世は夢と見る時は、天輪王の位ゐとて、何たのしみの有るべきぞ四海の珍珠珍物も、金殿樓閣宮室も、誠に藁くづ塵あくた、石かわらにも異ならず、して此に並びいたまふ、かたはは皆君と共に、打たれ給へる人々よな、定めて佗びも盡されたらんが斯くおぞかなる有様にて、我々如きが言説くとも、所詮許さるべくもあらず、あら是非もなや少しも早く、如來に逢ふて是等の由を、つぶさに語り申すべし、御身に代りて打たれたけれど、某はまだ如來に逢はず、此世は是にて分るゝとも、來世は如來に救はれて、果して上品上生の、佛の國の友ならん、必らず是を約したり、夫を思へばなかくに、けふの最期は羨むべし、さらばと計り舍利弗は、九十九人を悟らしめんと、心をこめて言葉を盡し、や、分れてぞ行きにける、去程に尼狗陀天子は、今舍利弗が賢立に、如來のまします處を尋ね、且つ菩提心を尊びて、立分れたる有様を目前に、見聞きして、默然としてありけるが、頓てつるぎを提げたる

まゝ、賢立太子のそばへよればスツ我首を打つ事と、賢立更に悪るびれず、首差のべて覺悟の
 体を、見るより尼狗陀は不審貌して、「さて心得ぬ事ともなり、此に並べし九十九人は、皆逃げ
 隠れ一命を、惜まぬ者は無かりしに、此賢立に限りては、五戒とやらをたもつとて、わざ／＼
 此へ打たれに來り、其上先の舍利弗とやらも、此賢立が身に代り、死たきなど、云ひけるは、一
 圓合點のゆかぬ事、如何に賢立虫虻まで、命を惜むに其許は、命にかへて大切なる、ものばし
 有ると思へるか、「されば候ふ命は愚か、替かるものなく尊しと、思ふは只彼の佛の道の、菩提心
 の一つなり、夫ゆへに軽く命を捨て、菩提の道に入る時は、未來永劫樂み盡きず、是れ某が願
 ふ處、此外に別意はなし、「如何にも其許のみならず、先の沙門も其理を知りてか、如來とやら
 の跡追ひにき、さほとに宜しき事ならば、我れにも夫を傳へずやと、云ひつ、劍を投げ捨つれ
 ば、「そはいと安し立せころに、しか宣ふが即菩提とて、我一念の發する處、外に又何かあらん
 某是まで獵する時は、一心凝りし樂みに、耽りて人の諫め言、罪も報ひも知らざりしが、這度
 如來の法を聞きて、忽ち快樂の一念晴れ、即菩提心起りてより、世を捨て身にたもつべき、五
 戒ゆへに一命を、捨つる利益は廣大なりと、物語りぬる其所へ、以前の檢非違使又立いで、
 尼狗陀に向ひ賢立太子、只付推參仕りしと、名乗りて參りし者あるゆへ、阿耨耶尼の賢立は、
 最早先程是へきたるに、再び來べきいわれなし、何者なるやと叱り懲らせば、我等が外に賢

立太子と、名乗る者を未だ聞かず、何はともあれ我名を騙りて、來る者に對面なして、詰め開
 きも致したければ、突合せて呉れよと、申す其言葉も尤もなれば、あれに待たせて置き侍り、
 如何計らひ申さんやと、告ぐるを聞きて尼狗陀天子、「ヤアそは心得ぬ事、扱は此處なは偽もの
 か、やい今告ぐるを聞きたるか、いで誠の賢立に、突合せて試みん、とく／＼此へ召連れ來
 れど、大音上に呼はれども、其坐の賢立少しも動せず、「斯るべしとは疾より知れり、はや誠の
 賢立を、呼出されよ對面せんと、おめる色なく云ふを聞き、扱は又今來ぬるが、偽ものにと
 疑ふ内、案内に連れ出で來る、賢立太子は信と見て、我名を語りし曲者は、彼奴なるよと走り
 寄りつ、顔つく／＼見て二三間、飛びしつて地上に平伏し、「コワ如來にてましませしか、さ
 りとは知らで此上もなき、無禮を許させ給へかしと、敬ひわぶれば先の賢立、「ホー待兼ねたり
 おこどが身に、大厄難の罹れるを、我れ兼てより知る者から、是を見捨て殺す時は、示したる
 五戒の利益も、無き者となるゆへに、先づ其持戒の善報を、靦面に見せしめんと、おこどが名
 をかり其身に代りて、先に來りし方便の、姿は有の儘なれど、罪障惡業の雲きり深き、身は只
 まなこの眩むが故に、此場の者には凡人なる、賢立とのみ見へけれども、おこどは懺悔の智識
 となれば、我れを一目に見知りたり、是れ何よりの功德の證據、されば此尼狗陀を初め、九
 十九人の國王も、疾くさんげして五戒をたもたば、立どころに罪業の、雲かすみのかゝれる眼、

明らかに晴れ渡らん、其菩提心の心眼もて、我本心の姿を見よと、聲朗かに宣へば、尼狗陀天子及び其餘の、國王たちも、忽ちに即菩提心を發しつゝ、異口同音に南無釋迦如來、助け給へと渴仰すれば、九十九人の首枷は、自からに碎け落ちて、身の苦患を打忘れ、煩惱惡業の雲霧晴れ、菩提のまなこ開きしゆへ、立どころに如來は是れ、端嚴柔和の袈裟法衣、三十二相具足せし、御姿と拜まれ給ひ、賢立には似もよらねば、皆我がちに御法衣の、袖袂に取すがり、其法名を乞ひまつれば、如來は先づ戒を授け、にくだ天子其外の、九十九人の國王へ、説法をして聞かせ給へば、其場に於て百人が阿羅漢果をぞ得たりける、是れみな五百羅漢の内なり、○されば尼狗陀は歡喜の餘り、九十九人を深く憫れみ、厚く惠みて人數を差添へ、其國々へ送り歸し、扱て如來には今暫し、止まり給へと願へども、いな我れ最前神通もて、此賢立の姿と見せ、舍利弗を摩迦陀國へ遣はしたれば、道を急ぎ彼に逢はでは叶ひ難し、されば又賢立太子も、疾く本國へ立歸り、妻子に無事を喜ばせ、我再會を待つべしとて、残る方なく教へ諭して早や此の處を立去り給ふ、惠みの程こそ難有けれ、去る程に舍利弗は、いそしく御跡を慕ひ來て、摩偈國の人々に、如來の事を尋ねれども、いまだ去るもの此處へは來ず、そは異なる者の世に出でしと、叫き合ふを見聞きしつ、扱はまた入らせられぬか、最早來らせ給ふべけれど、只待受けるも本意なければ、釋迦如來此國の、御通行を拜するものは、今世は安樂多福長壽、來

世は天上の快樂に遇ふ、二世の福力受けたきものは、貴賤を隔てず道にいで、結縁のために拜すべしと、書き記したる高札を、急ぎ才覺して人しげき、往來へ立て置きつ、又道すがらに佇みては、大音に其來由を語れば、是を見聞きせぬものはなく、誹るもあれば信ずるもあり、頓て其日も暮れども、如來の來ませる沙汰もなければ、舍利弗は夜更くるまで、尙も巷をふれあるき、微けき宿りを求めけり、扱又此摩偈國に、其名も高く聞へたる、優樓頻螺迦葉といふものあり、是に二人の弟ありて、一人を那提迦葉、其次なるを伽闍迦葉と名乗り、是を三迦葉と尊びて、國王初め諸人ともに、畏れ従ふ其故は、三人ともに仙術を得て、神通にもぬけたれば、天が下に我等をのけて、世に畏るべき者はあらじと、我慢心を募らせつゝ、上見ぬ驚のおこりを極めぬ、斯くて此三人の一の兄、優樓頻螺は此の日、此國の傾城町なる、揚屋に赴き遊ぶはどに、年六十に及べども、深く酒色を好むが故に、此の廓の一の美人、寶錦女無垢錦女といふ、二人の姫をよびあけて、幫間末社に我弟子なる、惡黨ばらを引従へ、餘念なく唄はせ舞せ、現を抜かしている處へ、二人の弟見脈かへ、息を切つて馳せ來り、遊興の座へ踏込みて、那提迦葉が先づいふやう、コレ兄者人、たわけな事も年に恥ぢて、よい加減にしたがよい、樂み處じやとんせぬぞ、今日の椿事を知られぬかと、敦圀荒くいふよりも、噪きもひつそり静まりて、みなこそとと逃出でつゝ、只其座には寶錦女と、無垢錦女のみ残りしかば、うるびん

ら興をさまして、うはて仰山な、椿事とは、何塵事を落つき顔、するを見るより伽闍迦葉、一ヲ、知らぬ筈、その呆けた目や耳では、此よな大事は見聞きもなるまい、仔細といふは外でもない何者の仕業にや、かしの辻に建札して、其文に書きつらねしは、此度摩迦陀國、迦毘羅城の、淨飯王の子悉達太子、檀特山の難行に、十二年の功德を積み、無爲の正覺成道して、三世を見通し釋迦如來と、名を改めつゝ、諸神諸佛、四天王の鉢を受けて、やうやくに出山なし、普ねく衆生濟度のため、國々を廻るが故に、是に結縁する者は、現世來世の福力あり、など、記せし大言は、空言ならんと思ひしゆへ、かしこに行きて札を見れば、人の噂に違ひなく、早や國中の俗物らは、今に如來のお通りとて、見世先庭うちに香をくゆらせ、いとみみしき香ひをかかせ、不吉なる事出できたるに、是とても皆此通り、こなたが他愛なきゆゑなり、二人が無念を推量われ、今日の下に我々をも、三人をのけて餘の人の、畏るゝ者も無き國を、迦毘羅城の小わつばに、踏み荒らされ汚されては、生き甲斐もなき耻さらし、餘りに憎き舉動なれば、彼の建札を踏仆し、みなこなぐに碎さしが、是でも無念はまだ晴れず、よき分別して下つせへ、コレサ兄貴おどけぢやない、寢ばれた耳を引立て、よく聞かんせと目を睨り、つくど聲して云ふを聞くより、今まで現にたわいなき、うるびんらは顔いろかへ、赫と怒りし眼の光りは、四下をてらして物凄く、はりかね連ねし如くなる、白髪を逆立て二人に向ひ、「ヤアを

は一大事の起りたり、其腹立は道理々々、さらば今より一と骨折りて、我國を侮り犯せし、其罰當て見すべければ、まづちつどの間辛抱せよと、宥むる言葉に那提がいふやう、「何さ私が思ふには、二百五十の弟子をも、國の入口に手分けして、谷山影に伏せて置き、如來がうそを來る時、前後の合圖に取巻いて、高が一人の小わつばなれば、打取るに手間ひま入らず、是が何より宜い手段、何と夫に定めては、如何と云へばうるびんら、「いや、其手ではゆくまい兼て噂に聞きつるに、彼奴もさすがに只者ならず、我々三人此處にあるを、知りつゝ、來る程なれば、力づくではかなふまい、我れ今思ひつく事あり、只何事も兄に任せよ、細工は流々仕上げには、悉達の首を串ざしにして、美酒を飲ましてやる、されば其計略は、只密なるが頼みなれば、もしもそちたち我意に背き、なまなかに手ざしを爲さば、本意を遂げぬのみならず、愈よ耻を重ぬべし、さるによつて何事も、我意に従ひ國中の、商人人家に彼れが來しとき、粗忽なく遇はせ、若又一夜の宿りをと、云は「其云ふに任せて、止めて我家に注進せよと、宜く弟子どもに吩咐けて、國中へ觸れさせよ、我れも後より戻りゆけば、家内の者へも其仔細を、言聞かせて置けかしと、吩咐れば二人の者は、心元なく思へども、如何なる手段のある事かと、指圖に任せて其座を立ち、走り去りつゝ、件の由を、弟子をもて悉く、國中へ觸れさせぬ、良わつてうるびんらは、揚屋のあるを呼出して、餘義なき仔細あるにより、此寶錦女無垢錦女を

我家に伴ない連れゆけば、其心にてあるべしと、云聞ければあるじは異議なく、何が扱てお氣任せ、大盡さまの事ならば、花たちを皆唐土日本へ、連れゆかるゝとも大事なし、さらば太夫の御支度と、さいめき渡る折こそあれ、那提迦葉は慌たしく、再び此處へ馳せ來りて、うるびんらに告ぐるやう、「ヤア兄貴聞つせへ、さつきの事をかして此處へ、ふれる間もなく運の盡きかや、かの小わつばの悉達太子、さも見すばらしき其服装は、まだ見た事も無いほどな、べらくとして垢じみた、薄ぎたない着る物にて、鉢を抱へて來も來たり、待構へている我家を見かけ、一夜の宿を貸し給へど、云ふは優曇華浮木の龜、あいたる口へ牡丹餅より、うまい出ばなの甘茶を食はせ、こつちはわざと懇ろに、それはくお安き事、先づ此方へと彼奴が嫌ひの、猫なで聲で足を、がせ、一と間へ通して襖々へ、栓をかつて置きました、早う戻つて仕損じなく、打ちめてしまわつせへ、わしはもうさつきから、右の腕がふるへる程、筋ばつて堪忍せぬ、是れ此様だと云ひあへず、有合ふ鐵の臺火鉢を、一打ち打てば半分にはつしと割れてそこら一面、灰の煙の立上れば、其座の者ども顔打しがめ、袖をふりく逃出づれば、うるびんらは苦々しげに、「はて其はやり氣が第一妨げ、急くと必らず仕損する、夫よりも汝は早く、五百人の弟子どもを、呼集み引つれて、我家の四方を固めよかし、夫も審かに物音など、決して彼奴が耳に入れな、さらば我れも歸るべきぞと、いと悠々なる落つき顔に、引かへて悍り男

の、那提は心いらだちつゝ、飛ぶが如くに走りゆく、折柄やりて仲居ども、取難して寶錦女、無垢錦女に冊きつゝ、禿は迦葉の右ひだりに、引鳴らしたる駒下駄の、音からころと勇ましく歩ませたる前後を、幫間末社が打圍ひて、ざんざん賑ふ賑ひは、花やぐ松の位ゐる、君が全盛と知られける、扱又廓の出はづれにて、伽闍迦葉が舍利弗を、縲めて居る處へ、うるびんら來りければ、「コレ兄者人見さつせへ、此奴異形なざまをして、日暮れにこゝらを迂路つきながら、釋迦如來此國を、通行の其砌り、結縁せよとふれあるけば、彼の建札も此奴が仕わざ、扱よき者を見付けたり、先づ此奴から腕だめしに、斬りさいなんんで呉れようかいと、勢ひ込んで云ふを押とめ、うるびんらは微笑みて、「あゝそれは無益々々、そやつ如きは許してやれど、云へども中々得心せず、「ヤアうつそりな老耄どの、何を云ふても取合はず、扱はあの傾城めに、心を奪はれ魂魄を、有頂天へ飛ばせしな、はて見たくでもない賣婦づら、能くも背兄をたらし込み、たましいまで撈りどつたな、よし〜最早兄貴は頼まず、那提と一緒に此奴を殺して、腹を癒んと舍利弗を、引立てゆくを呼止め、「やい〜そこな狼狽ものめ、燕雀何んぞ大鵬の、志を知らんとは、そちたちなどを云ふ譬へ、最前那提に云聞かせし、一條あれば其沙門を、粗忽なく勦はり置いて、我了簡を那提より、遂一聞いて心を静め、必らず短慮の舉動すな、大事といふは此處の事、我最前云ひたる事を、早や忘れしかと目交せして、そと知らずれば餘義な

くも、伽闍は舍利弗引つれて、我家をさして行く迹より、尙悠然と優樓頻螺は、初めの如く唄はせて、笑ひよめき戻りゆく、胸の内こそ訝かしけれ、そは先づ置き伽毘羅城なる、月景殿の物さわぎ、命婦は書置き残しつゝ、自害とあれば優陀夷の女房、其檢分の仰せを受け、それの役向きの、者を召つれ差急ぎ、命婦の部屋へ赴きけり、其時又轎曇彌は、自らは盲目なれば、お側女中に吩咐けて、彼の書置きを讀ませらるゝに、女中は先づ其書置きの、數を見れば三通なり、扱一通には轎曇彌さま、御披露と上書したり、又一通には帝さまの御事にや、筆太に只上さまとばかり記し、又一通には優陀夷の、御夫婦へと書きたる由を、申あぐれば轎曇彌、先づ我れへの一通を、開き見よと仰するにぞ、女中は其儘封押切り、しどやかに讀む其文に、恐れながら御前さまへ、申残しつゝ、是まで長く重き役儀に、召使はれしのみならずかすゝ何かの御恵み、如何ばかりか有難く、そもいつの世にか御恩の程、忘るゝ期どては侍らぬかし、扱は此度皇太子の、おはすが上に又候して、羅睺羅の君に皇太子の、宣示下り侍りにき、されど夫にも仔細ある、事とし聞へ候へども、能々物を思案致すに、爾なる事になり侍らば、すへゝ宜からぬ事いで来て、扱て國中の騒ぎとまでは、よも爲るまじく候へども、御親族の御中らひ、自づと御不和にあらせられ、只安からぬ事のみ多く、何かにつけて御安心の程とても覺束なく、存じ上ぐるに付きて又た、不束ながら兼てより、何くれとなく教への文を

御奉公の暇々に、開き見し事侍りしかど、憚りながら此度の、かゝる例は更になく、斯様申せば私も、どうやら難陀さま方へ、一味最負の沙汰のやう、聞へ侍らん然れども、とちらさまとて疎かならぬ、正しき帝のお血統なれば、中々以て依怙ひいき、片落ちなどの心をば、かねがね諸神諸佛に誓ひ、さらゝ此身に持侍らず、凡そ一度みかどより、下りし宣示は取返し、爲らぬが則ち政道、夫を變替へ遊ばしては、返すゝも亂れの基、そが悲しさにふしゝばの、露の命を擲ちて、此義を訴へ奉る、何卒畏き事ながら、初めの宣示のいたづら事と、ならざるやうに難陀さま、御身体御安堵の程、只一と筋に念じ侍り、コワ私しの願ひと雖も、誠を申せば君の御爲め、夫のへ借まぬ命ながら、聊か不憫と思されて、願ひを叶へたび給へ、私しは又あの世から、御前さまの御身を念じて、尙ほ御長久を守るべし、拙き筆の命毛に、命の際のあどやささ、亂るゝ墨の薄くとも、厚き心に御推もじ、偏に願上げつゝ、命婦としるせし其名まで、おろゝ聲して讀上ぐる、女中は其文顔に當て、涙に暮れて打伏せば、居合せ給ふ耶輸陀羅女、其餘の者も諸共に、忍び兼ねて打嘆く、中に轎曇彌只一人は、えせ笑ひて宣ふやう、「扱書きたりな夫しきの事、辨へ知らぬ自からと、思はれたるか情けなし、去りながら自殺せしとは、不憫の事に侍れども、夫も誠か偽りか、何にも致せ檢分の、者の歸りし上の事、夫につけても彼等が歸りの、かく遅なはるが不審なりと、呟き給ふ其の處へ、優陀夷の女房立歸り

て、御側近くへ進みいで、「仰せの如く命婦が部屋へ、参りて檢分仕りしに、誠に彼れは及も
 のにて、相果てたれば其疵口を、篤ど改め見し所、自殺に相違は是なきま、跡の始末を何く
 れど、夫々に申付け、又取りしまつの爲め一兩人、部屋に附置き侍りたり、扱其自殺の譯から
 は、如何なる仔細か定かならず、夫に付き私へも、書置きありしと承はる、そは何處にと會釋
 して、お尋ね申せば轎曇彌は、餘義なく此にと云ひ給へど、みかど、優陀夷等へは如何なる事
 を、書殘せしかど疑ひ給へば、其儘火中なされたき、お心なりしが人皆な知れば、隠しもなら
 ず件の書置き、二つとも出されて、うだひの女房に渡し給ひ、「此二つの内一通は、そなた衆夫
 婦へ頼みの事か、一つは確にみかどへの、願ひの筋に侍らんなれど、愚かな事のもしありては
 みかどの御心安かるまじ、コワ封じの儘火に入れよと、仰せあれば女房は、受取りながら申す
 やう、「仰せの趣き畏み侍り、さりながら輕き身とても、一命捨ての願ひとあれば、此儘にも致
 されまじ、兎も角も先づ極内々、御披露を致すべし、又一封の上書きには、優陀夷夫婦へどあ
 るからは、本夫に封じを解かせ申さん、そも又命婦がごせんさまへは、何事をか申上げしと、
 膝すりよせつ、伺へば、「されば妾へと殘せしは、難陀太子の身の上を、安堵させよと云ふ事の
 みなり、されどもコワ只うわべ繕ひ、誠は一味徒黨の事、計らずも露顯に及び、言譯なさの自
 殺なれば、願ひの筋は叶はぬ事、既にらごらの失せたるも、好容夫人に従ふもの、奪ひしに

違はねば、急ぎ嚴しく僉議をとげ、難陀に與する家臣どもは、朝敵と沙汰を爲し、皆誅戮を致
 すべしと、殊更氣づよく宣へば、「そは御尤もに侍れども、兎も角も先づ人一個、命を捨ての書
 置きなれば、みかどへも是非御覽に入れ、私共も一見致し、何事も皆其上にて、御左右を申上
 げませうと、云ひつゝ、其坐を退きて、うだひの女房口忙はしく、本夫に逢ひて諸共に、書置き
 を開き見るに、是までは夫婦共に、心根を訝かしく、思ひて疎みし事もあれど、そは越方より
 何かにつけ、全く事の行き違ひて、計らずも恨みを受けし、事なごこまゝ、書記るして、扱て
 其すへにこたびの事を、偏に「頼むとある、文体もいと懇ろなれば、夫婦も涙をとめ兼ね
 其赤心を感じ入り、去りとは忠義の者なりしと、云ひつゝ、優陀夷は二つの文を、懐中しつゝ、女
 房諸共、みかどの御前へ参れば早や、光明大臣右將軍も、疾くより出てある程に、其身も御側
 近くへ進み、謹みて申すやう、かやう「の書置き致して、命婦は果敢なく相果てぬ、是れ御
 覽せらるべうもやとて、帝への書置き差上げ、控へて仰せを待つ程に、みかどは訝かり給ひな
 がら、押開きつゝ、初めより、殘らず御覽じ御目許に、涙を含まれ宣まふやう、「ヤヨ優陀夷夫婦
 能く聞けかし、既に今光明と、右將軍の奏聞には、難陀の附人優波離の臣、羅曠羅を奪ひ止め
 置きて、何卒難陀の身の上を、安堵の宣示を下し給へ、さなくば不忠の名を取るとも、厭はで
 らごらに諸共に、此世を去るとの請ひ願ひ、其仔細はしかくにて、あながち羅曠羅を憎むに

あらず。皆こは國家を思ふてなり、折も折とて此書置きも、命婦が一命なげすて、難陀の安堵を願ふの文体、是を思へば其初め、我れ優陀夷の諫めを用ゐて、らごらの事を今暫らく、延ばし置きなばあたら忠婦を、むざと殺しはせざりしを、悔しき事を致したり、斯る上は何をもて、忠義の諫めを拒まんや、過まつては改むるに、何憚りのあるべきぞ、急ぎ難陀も好容も、安堵の旨を吩咐くべし、又難陀に従ふものも、聊か料のある事なく、皆忠節の爲なれば、是又た安堵を云聞かせよ、らごらは優波離が元にとあれば、うだい夫婦に預くるぞ、いつぞやあしだ仙人が、悉達太子の戻るまでは、らごらは元より耶輸陀羅女をも、取立つるなど云ひたる言葉、今こそ思ひ當りたれ、返すくも不憚なるは、命婦が最期の志、類ひ少なき忠死なれば、厚く吊ひ遣はすべし、光明大臣右將軍も、此旨篤と心得て、其計らひを致すべしと、仰せあれば四人の者は、厚く畏みお受けを爲して、喜び合ひてぞ退出ける、扱も又難陀の附人、うばりの臣はらごら太子を、抱き申して右將軍と、光明大臣に對面して、願ひの筋を頼みしに、皆これ一理ある者から、光明もよき幸ひと、右將軍を證人にして、みかどの御前へ赴きたる、後に残りてひとり尙ほ、らごらを抱きて其安否、善か悪かと思ひわびて、奥殿の方打まもり、氣を張つめて待たれども、久しくいなやの沙汰なければ、心焦ちて思ふやう、實に遅なはるも道理よ、一とたび仰せ出されし、みかどの宣示は返し難かり、夫ゆへ古き言葉にも、繪言汗の如し

と云へば、とても願ひは叶ふまじ、人は何とも云はしいへ、我れは國家の御爲に、此若諸共今こゝで、冥土の旅に赴かば、是非とも其儘難陀太子を、皇太子に据へ置かれん、夫よくと思案を定め、差副密かに扱持ちて、らごら太子を敬ひながら、御装束の襟元くつるげ、觀念しつゝ、目を閉ぢて、既に危く振上げし、刃の光り諸共に、廊下の障子にありくと、命婦が姿現はれて、「のう早まるまいうばりどの、そなたの願ひは早や届きて、難陀太子は御無事なりと、聞くより刃を取直して、らごら太子を勦はりつゝ、「扱は望みの達せしか、あら難有し忝けなし、然る上は命婦どの、此若宮を渡すべし、奥へ御供致されよ、我れは此處にて腹切るなりと、云ひも終らずうばりの臣は、持つたる刃を口にくわへ、諸肌ぬげば又聲かけ、「いや切腹には及ぶまじ、難陀太子に従ふも、皆是れ忠義の臣なれば、彼の君御安堵の上からは、一味の者も安堵なり、只今光明大臣と、右將軍が此處に來れば、委しく仔細を聞かるべし、粗忽は必らず無用なりと、云ふかと思へは忽ちに、姿は消へて失せたりける、是なん命婦が忠心の、一心こつたる幽魂にて、らごら太子と優波離の臣が、非業の最期を止めしなり、斯る處へ光明大臣、右將軍の二人出で來り、則ちうばりに打向ひ、「貴殿が願ひの赴きを、みかど具さに聞召して、太子を初め一味のともがら、安堵を仰せ出されたり、難有く思はれよと、申聞かする其折から、うだいの來りて共に慰め、らごらを受取り抱き上げて、潔ぎよかりし忠義の程を、只管賞美した

りける、

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾七編 終

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾八編 叙

夫妄語は五戒ごがいの一ひとつにて、第一に慎つつしむべき事なり、されども又廣大なる、世の寶たからともいはざらんや、什麼そも世尊せそん出山しゅつざんましくして、直ただちに三界さんがい唯一いつしん心の道理だうりをもて、一切さいしゆ衆生しゆじやうを度あませんが爲ために、先まづ華嚴けげんを説まを玉たまへど、聲聞しやうもん緣覺えんかく啞聲おしやうの如ごとく、所化しよけの根未熟こんみじくなれば、餘義よぎなく方便はんべんに花はなを咲はなせて、後のちに嚴げんを説まを玉たまへど、聲聞しやうもん緣覺えんかく啞聲おしやうの如ごとく、所化しよけの根未熟こんみじくなれば、餘義よぎなく方便はんべんに花はなを咲はなせて、後のちに法華ほふけに實みせられぬ、復また武士道ぶしだうに謀計ぼうけい、是は嘘うそをもて敵かたを圖はかり、逆さかを討うて國くにを治おさむ、又商人あきうりに掛かね直ただちあり、此も虚言うそをもて渡世ごせとし、妻子しよしを養やしなひ家を齊ひとく、況いはんや工こうの繪え、稗說はいせつ家の不ふ斷だんの虚言うそも或あるは活計くわつけい或あるは又また、勸善くわんぜん懲惡ちやうあくの一端いちたんなり、されば妄語まがことも善ぜんによれば、眞言まことに勝まさる徳とくありなど、
 なほ方便はんべんを述のぶること爾しかり

嘉永七甲寅年正月吉日

萬 亭 應 賀 誌

訂校釋迦八相倭文庫第貳拾八編

江戸萬 亭 應 賀

去程に釋迦如來は、迦葉の家に宿り給へば、良あつて優樓頻螺は、二人の傾城を伴なひ戻りて心の巧みを色にも出さず、如來に對面致しつゝ、懇ろに尊み敬ひ、何くれかくれ珍味を並べ、其給仕には件の傾城、二人を出して喋々しく、夫のあれのと勸むれども、如來は早く夫れも是も、毒の入りたるを知り給へば、食事はこなたに嗜みあり、非時の心配は差置かれよと、云ひつゝ程よく待遇を、受ておはせば迦葉も又、扱は機密を覺りしよと、思へば再び物をば強ひず良時移りて去り氣なく、さらば早や休み給へと、かけ放れたる高樓へ、案内して此坐敷に、二人の女のみを付け、而も用意の爲めに設けし、夜の具は金蘭純子、錦の括り枕をすへ、右左りに姉妹の、傾城の坐し居れば、如來は一入言葉優しく、「のふ婦人たち何くれと、今宵のもてなし大儀なり、併し我れは年久しく、山住居せし身なるをもて、斯る美事の衾を着て、休まん事は憚りあり、身は只坐禪の儘にして、此の夜を明かせば二人とも、聞へ戻りて寢よかしと、宣ふ御顔つれづれ見て、寶錦女は打微笑み、「コワ曲もなき其仰せ、わらは二人はそなさまの、御

給仕を迦葉さまより、吩咐けられて先の程、一と目見るより御姿の、優にやさしく氣だかきにしみづ、想ひつくづく、世に慕はしき心の内を、主個の君は推してや、御介抱を致せよとある、其お言葉は身に餘り、嬉しく思ひ侍りしに、其お言葉は恨めしや、どうぞ今宵はおいやでも、お側に置きて給はれど、啣つ言葉に妹の、無垢錦女も進みより、「妾とても同じ事、足らはぬ身をもて慎みなく、申す事も事にこそよれ、女子の口から耻かしさも、憚りをも打忘れ、おそばにいるを願ふのも、よく深く深い心から、君も以前は大國の、若殿さまでおはすものを、何かばかりの夜の具が、お氣に入らふ筈も無けれど、假の旅寢と思召して、御心よく休ひ玉へならふ事ならいつまでも、此處におはして給はらば、妾二人が心の丈を、盡してお給仕致さんにと、云ふを如來は打聞き給ひ、「何れも劣らぬ志、此身に取って喜ばし、如何にもそなたの云ふ如く、我れ元は國王の、一子なりしが捨て難き、願ひありて宮所を離れ、十二ヶ年の山すまひに、雨風を友としてより、麗はしきものを持つ事なければ、斯る調度は身に合はず、能く事を辨へよ、斯く磨きたる金殿の、千疊萬疊廣き座敷も、五尺の軀の寢る所は、僅か一疊一枚の敷物にて事足りぬ、又障子襖帳とて、金銀錦を鏤めれば、其肝要とする處は、只是れ風を防ぐのみと、悟れば自づと氣も安く、斯る夜具に包まれては、反つて五体が屈まりて、寒く覺えて臥せられず、兎に角二人は部屋へゆきて、休みて呉れるが何よりの、深切と思ふぞやと、又

他事もなく宣へば、寶錦女又いふやう、「そはお道理さま御無理はない、斯様に足らはぬ者どもゆへ、おそばにお置き遊ばすも、おいやな事は知れてあれど、妾等も又あるじの君より、吩咐けらるれば、役目なり、そを勤めずばあすは又、如何なる咎めを受けやせん、夫をば厭ひ給はずや、尊い聖は人々の、難義を救ふ者と聞く、既に此家のあるじといふは神通力を得給ひて、仙術の奥儀まで、よく明らめてと聞く者を、もし二人が吩咐けの、役を勤めずおろそかに、夜をわかして一命に、かゝはる責に遭ふとても、おかまひ爲されぬお心か、佛は人を助くといふに、御身は殺し給ふかや、是はとまでに事を分け、申すを不憫と思召し、兎も角も夜あくるまでと、云へば如來は打首肯き、「そは道理なりさあらば先づ、是なる夜具をばかいやりて、藁の藁をわしきてよと、宣はすれば無垢錦女、いそしく立つて四下を尋ね、勝手の方より古びたる、いざらば二人ども、此處へ來よと宣へば、大切なる今宵の役目、叶ひしかと二人は喜び、御側近く左右より一座して、暫らく物語りする内に、いつか夜もふけて、丑の刻と覺しくなれば二人は忽ち色青ざめて、胸先つよく差込めば、思はず側に兩手を突き、苦しさ怵へて隠すとすれど、不思議やはのふ炎々と、うなじの上より燃立ちて、頻りに悶へ悲むにぞ、如來は二人を見返り給ひ、「わゝ不憫なる有様かな、身に覺へある罪障を、とく懺悔せよと宣へば、寶錦女は

苦痛を忍び、聲も哀れに申すやう、「いやなに是は二人ども、母の持病を受けつぎしにて、暫しは惱み侍れども、程もなく治まれば、必らず安じて給はるな、併し餘りにたへ難し、よきお薬も侍るなら、聊か施し給へかしと、云ふに如來は見るに忍びず、やをら御身の袈裟をはづして「其よきくすりはコレ是なり、是を一たび身に着けなば、忽ち苦痛を忘るべし、今その不思議をためし見よ、斯るめぐみもそちたちが、今宵の勞の我報ひ、いざや貸すべしかけて見よと、渡し給ふを先づ姉の、寶錦女受戴きて、「こわく嬉し難有や、此差込のやむまでは、次の一と間に退くべし、許させ給へと云ひかけて、妹と共に立たんとすれば、「いやく夫にも及ばぬ事、其儘早く身につけよと、止め給へば、苦痛を忍び、同胞膝を組合せ、御袈裟をいだきしめ暫し打伏し居る程に、不思議や忽ち痛みはやみて、心すしく爲りしかば、二人は如來を尊び敬ひ、寶錦女扱ていふやう、「コツそも何といふ品にや、世にも尊き者にこそ、そもや妾が一族は、皆此の病ひに苦しめり、何卒是を取らせてたべ、妾二人は過世悪しくて、とても逃れぬ苦界の勤め、是しきの苦は忍べども、お年寄られて便りも薄き、父母上を助けたし、同胞どもに寄邊なき、憂き川竹に沈みしも、皆おやゝの爲ぞかしと、涙に暮れつゝ語るにぞ、如來は悲む色を見給ひ、如何にも不憫の二人のもの、親の爲めに身をかへて、望みを叶ふる計略あり、とは兼て三世を見ぬく、我れなれば、疾くより知る、斯る憐れを正道に、達せし者がいかで見捨

てん、さはわれ此處のあるじなる、迦葉も無類のしれものなれば、兼てより汝等が、彼れを欺く巧みの程も、早や先に悟りていれば、たやすく叶はじさりながら、心安かれ我今宵、此處へ來るも何卒して、彼の一族等に外道の業を、翻へさせて誠の道に、導かん爲めぞかし、此事ならばそちたちの、望みも必らず叶ふべし、我慢に募る優樓頻螺が、我れを敬ふ空事も、肺肝を見ぬきたるとは知らずして、我を待遇す百味の内に、毒を加へ、若し仕損せば手をかへて、汝等二人に刃を持たせて刺殺させん巧みまで、我れ空知らであるべきか、其主は憎めども、そを諾ひて殺さんとする、そちたちは不憚のものぞ、其仔細は故あつて、身に代へ難き寶を失ひ、そを取返さん爲めばかりに、心にもなき追従して、迦葉等に親み従ふ、夫等も我れ疾より知るそちは包めど二人の親は、龍の都の龍王にて、名を沙迦羅といふならずやと、宣はするを聞きあへず、二人は驚き懷るより、隠し持ちたる懐劍を、慌て取出しそこへ置き、遙か退りて平伏し、「あら勿体なや畏ろしや、偏に許させ給へかし、其仰せ一つとして、當らずといふ事なし、如何にも妾が父といふは、龍王にて侍るか、斯る上は何をか包まん、有様を懺悔致すべし、妾等二人何をもて、そなた様を害する心の、有る筈なれど宣ふ如く、世に大切なる寶のためには非なく、迦葉の言葉に従ひ、今宵の仕義にて候ひきと、云ふに如來は首肯さ給ひ、「其寶は外ならず、如意寶珠であらふがなど、仰せあれば寶錦女、「如何にもく其玉は、龍宮に無くて

叶はぬ者なりしが、其昔波羅奈國に、大施太子といふ者あり、世の志深くして、一切衆生に幸ひを、得させん爲に我龍宮へ、神通をもて來りつゝ、其玉を取りゆきしが、夫より龍宮衰へて大難忽ち出できたる、仔細委しく語り侍らん、そは須彌の金翅鳥、龍宮を攻めんとて、三百萬里の翅をもて、八萬由旬の大海を、一とはねに打きたて、その黄金を顯はさんと、使節を以て云越せしゆへ、龍王も又大身を現じて、八萬由旬の須彌山を、十五双に打圍ひ、喜見城をふるはんと答へ、互ひに戦ひに負けし方より、其子を日々に貢がんと、約して合戦に及びしが、金翅鳥は玉を守りて、諸天神の力を借りて、龍宮を攻むるが故、攻め方に利をもてども、何をいふにも龍宮には、寶と頼む玉なくして、哀れや戦さは負けになり、約束なれば是非もなく、一と月毎に龍の子を、五百疋つゞ辨へて、金翅鳥に喰はるゝ事、是れ大難の限りなれば、龍宮の眷屬等は、是を悲み太子を憎みて、玉は龍宮の一とする、寶なるを何ゆへに、大施太子に取らせられしや、夫ゆへにこそ此禍ひ、起りしをそも如何にせんと、皆龍王を責めしかば、龍王實にもど後悔して、其後玉を取返せしに、大施太子甚だ怒りて、一念岩をも砕くのたどへ、蛤の貝をもて、大海を汲み干せしに、神通の奇特には、さしもの大海水減じて、龍宮城の顯はれしかば、又も龍宮騒動して、龍王自から玉を捧げて、大施太子に詫びければ、其難義をば免れたれども、玉はいよく人手に渡り、娑婆の寶となり侍りて、價尊きものなりしを、私良摩國

王是を求めて、國の寶となしたりしが、今達婆太子の世となりて、國政亂れて其玉の、保ちや
 うさへ辨へねば、遂に國に禍ひ起りて、摩尼寶珠如意寶珠の、二つ玉は飛去つて、如意寶珠は
 名にしおひたる、流沙川の水底深く沈みつゝ、夜なく光りを放ちけるを、此家のあるじうる
 びんが、早くも是を見付けつゝ、仙術をもて念なく引上げ、大方ならず愛で喜び、身に添へ持
 つを知る者から、妾等二人兼てより、此玉を求めんため、身を變じて浮れ女となり、此國に顯
 はれ來て、うるびんに馴れ親み、件の玉を望めども、なかゝ容易く渡して呉れず、然るに這
 度そなさまの、此の所にわせらるゝを、二人が欺き害しなば、望みの玉を取らせんと、退引さ
 せぬ願ひの枷、身にも世にも替へ難き、寶の欲しさに大膽なる、人にくみして、今宵の仕義、
 偏にお許し遊ばしてと、云ひかけて共に伏拜むを、見つゝ、如來は首肯き給ひ、「ヲ、宜くこそ懺
 悔したれ、汝等如きが一味して、如何はと巧み計るとも、三世を見ぬく、我れなればなぞて其
 手に乗るべきぞ、今汝が云ふ所の、大施太子と云ひし者は、既に今世へ生れいで、名を目蓮と
 名乗りつゝ、頓て又我法門に、歸すべき事とくより知れり、又此家の内に舍利弗とて、我法弟
 となりしもの、最前より來りていれど、三迦葉の責苦に遭ひ、石の井筒の内に込められ、其蓋
 には大磐石を、二つ三つ載せられたれば、如何に大力無双たりとも、遁れ出づる事叶はず、殊
 に三日此方は、たべもの與ふる者もなく、饑渴に苦しみ居る事まで、我れは能く知りていふな

り、さるから是に出したる、此の待遇の食物を、そちたち密かに持てゆきて、人知らず與へよ
 かしと、仰せあれば無垢錦女、「そは悼はしく侍れども、何を隠さん此處にある、たべものは皆
 悉く、毒の入りたる物ばかりと、告ぐれば如來は又うなづき、携へ給ひし鐵鉢を、差出して言
 ふやう、「ヲ、さ夫も疾く知つたり、我此器に何なりとも、入れる時は如何やうなる、毒も變じ
 て甘味となり、餓を凌ぐに足る者なれば、それに入れて疾くもてゆけど、再び云はれて無垢錦
 女、「さあらんには氣遣ひあらじ仰せ畏み侍りぬと、答へ申して鐵鉢を、やをら受取りかたへな
 る、種々の食物何くれと、盛りていそしく振袖に、隠してそつと立出でつゝ、そこか此處かと
 見廻りて、庭の井筒をやうゝ尋ね、密かにほどりへ行き見て見るに、聞きしに違はず舍利弗は
 井筒の内に打込められ、上には大石を置きたれば、遁れいづべきやうもなく、只此儘に餓死な
 し。如來にも逢はずして、果つる事かと嘆きいる、折柄きたる無垢錦女、「斯様々々しかゝゝな
 りと、密やかに仔細を告ぐれば、舍利弗大ひに力を得て、聊かの隙間より、如來の賜へる食物
 を、受け喜びてたうべいるに、俄にあたり騒がしく、此家のめぐり一面に、せめつゝみ鳴り響
 き、吶の聲を發しければ、コッ如何にと無垢錦女、「驚きながら四下を見て、井筒に添ひし大木
 に、身もかるゝと攀上りて、四方を眼下に見おるせば、數多の人數家を取まき、攻かゝる有
 様なれば、スワ事こそ出で來れど、ひらりと飛下り馳せ去りて、如來に早くも告げれば、如

來は少しも慌て給はず、二人の者に打向ひて、「こや二人とも騒ぐまい、此家のあるじ、二人の弟と云合せて、我れど諸共汝等をも害せんとする計畧、今更驚く事にあらず、我れ此手段を盡しくして、彼等の魔心を翻へさせ、正法に歸せしめん、汝等二人は此袈裟をもて、日々三熱を助かれかし、是れ孝心の報ひなり、是さへあらば今よりして、金翅鳥に辨へる、月毎に小龍五百の、みつぎをふつに止むるとも、攻め來る事はなし、假令約束變替して、如何ほどの大軍攻めくるとも、是を出して見する時は、速に立去るべし、是を龍宮の第一の寶とする、玉に代へての寶とせよ、ゆめく此義を疑はで、とく此家を去れかしと、宣ひつゝ、御袈裟の端を、僅かちぎりて授け給へば、兩人是を押戴き、「此大恩を如何にして、報じでやは置かるべき、先づ差當るけふの大難、御身を二人が守護致し、此處を御無事に落すべしと、云ふ言葉の内よりも、家の四方に雷神の、落つる如くの響きすれば、みがき立てたる高樓の、薨飛び散り一面に、火燃上りて何方へも、遁れ出づき隙間もなく如來は、八方火に包まれ、火燼と爲らせ給ふと見へしに、二人の女は立どころに、本身女龍の姿を顯はし、天上へ昇ると見へしが、俄に黒雲舞ひさがりて、車軸の如き雨を降らして、炎々と燃へあがる、炎をしめす勢ひは、嘯く虎の風を起して、山河を毀つに異ならず、されども火の勢尙盛んに、篠つく雨を湯となしつ、恰も水火の戦ふに似て、さも畏ろしき有様なり

○去程に優樓頻螺は、二人の龍女が我許に、兼て秘め置く如意寶珠を、取返さんため深く馴れそめ、親しむをとく悟りしゆへ、其計略の裏をかき、如來を殺さば兼ての望みの、玉を褒美にとらせんと、欺きしより二人は喜び、懇ろに給仕するを、見てうるびんは仕澄ましたりと、如來諸共打果さんとして、二人の弟と謀し合せ、狩り集めたる軍兵もて、家の四方を取圍ませ、大石火矢を打かけしかば、何かは以て耐るべき、彼の高樓に火移りて、瞬くひまに燃上り、家の八方火炎となりしが、俄の大雨雷電に、聊かは恐れしかど、尙ほ我慢心を募らせて、おめす慮せず燃草を、山の如くに投げかくれば、流石の大雨も消す事能はず、遂に彼の高樓は、灰燼となり果てしかば、寄手の人數は仕合せよしと、凱関つくつて引きにける、扱うるびんら其翌朝、二人の弟を引連れて、如來は如何成り果てしと、其檢分に來りしに、豈計らんや如來は尙ほ、庭の石上に端然と、座禪を組みておはします、其傍に舍利弗は、鐵鉢を捧げ侍座したる、後ろの方には明らけき、日輪如來の光明に、光りをそへて立昇る、尊き有様中々に、言葉に述べも盡されず、されども強氣の三迦葉、驚きながら尙擣まず、得たりと獲物を振上げて、打つてかゝれど騒ぎ給はぬ、如來の威徳さらくど、光明まなこを射るよと見へしが、思はずも皆だちくらくらみ、深山おろしに羽拔鳥の、吹き落されし如くにて、只うるくど立惑ひ、三人頭を打合

せ、或ひは兄弟同士打して、日頃の仙法外道の術も、更にしるしの無き者から、さしもに猛き心も弱り、立どころに發起して、我慢心を翻へし、三人諸共平伏して、如來の徳を尊みければ、眼は忽ち元の如く、身もすこやかに覺へしかば、愈も畏れ敬ひて、如來舍利弗諸共に、我本宅へ請ひ招じ、扱て惡念を懺悔して、懇ろに待遇しければ、釋迦如來も又歡善して、此家に七日止まり給ひ、さまざま説法したまへば、諸神諸菩薩も法座に連なり、功力廣大無量なれば、遂に此家の三迦葉は、阿羅漢果を得たるとかや、かるが故に迦葉の眷屬、残らず集ひあつまり來て、如來に従ひ速かに、法眼淨を得たりける、扱此内に安陸といふものあり、取分け如來を信じ、斯く尊き説法あれども、家狭くして來るもの、半は法も聞得ずして、空しく歸るが浮薄ければ、何卒廣き精舎を造りて、普く人に聞かしめたき、願ひを起せばそを營ひ、手當のなきを深く憂いて、日々國を廻りあるき、或る日此國第一の、加陵長者の家にゆきて、一と夜の宿りを借りけるに、さしも大家の暮らしなれども、あるじは殊更吝嗇にて、乞食非人に一錢の、施しもせぬ程なれば、安陸一宿を斷はられ、尙ほさまざまに頼みければ、加陵僅に承知しかど、糧をばくれず酒藏の、ほどりなる汚穢しき、處にやうやく置かれしを、安陸は頓着せず、そこに屈まり居るほかに、夜に入りて國王より、酒の御用を云來れど、折悪く手代も居ざれば、長者の妻うつわを携へ、酒藏へ行きたりしに、殊さら隙のいる者から、長者様子を見に行きつ

、藏の外より妻の名を、聲高らかに呼立つれば、妻はまなじり唄らせて、藏の内より走りいで、長者の胸先じづと取り、涙聲して恨むやう、「なう聞えぬ我夫よ、生きては老を借になし、死しては墓穴を同うせんと、誓ひし甲斐も情けなや、いつの間にかわ妾に隠して、みめよき女を藏の内に、隠し置く事の恨めしさ、此無念口惜しさを、如何にしてやわ忘るべき、仮令いのちを果たすとも、あの女めおめく其儘、置くべきかと嫉妬の念の、身も世も忘れし一言に、長者更に合點ゆかねば、藏へ入りて改め見んと、行く袖とらへ頭を振り、「いやくもう逢はせはせぬ、我れ女めを引出して、恨みの丈を知らすべしと、放さぬ袖を打拂ひて、長者は藏に這入りしが、間もなく出て女房の、髻を掴み搔き腕りて、聲荒らかに云ひけるやう、「此處な不義もの大胆女め、我れといふもの有りながら、いつのまにやら隠し夫を、藏の内に隠し置きて、我れを疎む口惜しさ、最早愛想も盡き果てたり、男を引出し二人の身体を、四つにして思ひ知らせん、覺悟せよと怒り狂へば、妻も尙ほひるます去らず、云ひ罵り果は打合ひ掴合ふを、安陸見るに忍び兼ね、一と間を出て此方を宥め、彼方を静めんとすると雖も、いかに止まる氣色もなく、互ひに我れを忘れつゝ、狂氣の如くに挑むをば、いろく賺しこしらへて、漸やく静めて二人をつれ、安陸藏に入りて見るに、男も居らねば女もいず、扱はど心に合點して、有合ふ斧を搔とりて、有りどあらゆる酒甕を、皆粉微塵に打碎けば、藏の内は一面に、酒の泉とな

りければ、長者は驚き慌てつゝ、コワ狼籍なる舉動かな、此酒は皆國王の、召上り料なる者を、斯くなしては我渡世、けふより何となるべきぞ、そはとまれ最前の、男はいづこへ隠れしやと、云ふにおくれぬ女房も、今の女は如何にせしと、尋ね惑ふを安陸見て、「あゝ愚かなりお二人とも、心を静めて聞き給へ、女と見へしはお内儀が、酒汲む時に我影の、うつるを見ての迷ひなり、長者が男の居たるといふも、又我影の酒に映るを、見てより起りし今の騒ぎ、されば互ひにいさかひの、科は是なる酒なれば、御夫婦和合のなかだちに、我れ斯くこそ爲したるなれ、此程如來の徒弟となりて、聊か教へを受けたるに、酒は五戒の一つなれば、毀ちても大事ない、願はくは今よりして、酒の渡世を止め給へ、さりとも此腹立ちを、忍ばれずば某を、斬るとも突くとも致されよ、我れは法の爲なれば、少しも惜む處なしと、身を投出して諫むれども、長者は深く憤りて、「我等夫婦が迷ひしを、晴らせしはよけれども、君の御用に差問ゆる、仇を爲せしは何ゆへぞ、今君よりのお使ひ來るに、酒調へて納めねば、御用達の役すまず、如何に法の爲めなりとて、人の渡世を妨げに、一と夜の宿を乞ひけるが、恩を知らぬは鬼畜なり、我れ今酒の御用を達さずば、司の廳に引出されて、如何なる咎め受けやせん、無分別も事によると、差詰りたる言葉を聞き、安陸は打うなづき、「そは如何にも道理なり、さらば我れ役所へ引かれて、我業なりと白狀なさば、そなたに科はかゝるまじ、心置きなく我れを縲め、酒の代に引か

れよと、悪るびれもせず云ふ所へ、此家の下女馳せ來りて、最前より待ちいたる、使ひの歸り遅ければ、又國王よりお使ひ來りて、遅刻の段を責罵るよし、告ぐれば安陸さらばとて、使ひの者に對面し、仔細を告げて快よく、繩にかゝりて引かれゆきぬ、去程に安陸は、國王の酒宴なかば、御座所の庭へ引出され、長者の酒を失ひし、科は此身に侍るなりと、自から罪を訴ふれば、酒に目のなき國王は、官女に唄はせ舞はせなどして、興に入りたる折柄なりしが、念ち閻王の如くに怒りて、安陸をはつたと睨み、「ヤア憎き下人かな、我國に住みてのんぞを害はし、命をつなぐは誰が影ぞ、夫をしも辨へず、我好む酒を失ふ、夫のみならず己れが体、見れば姿も國風ならず、扱は聞へた此頃聞く、沙門とやらになり居つたな、我興を妨げし、科は尤も輕からず、確にそやつ下戸ならめ、よし下戸ならば下戸相應に、それ酒責めに責殺し、以來國の見せしめにせよと、烈しき下知に近習の者、早くも安陸を階子に括らせ、酒を以て責めければ、今にも死すべく苦みける、斯る神通もて、如來は疾くに知り給へば、舍利弗迦葉を伴ひ給ひ、飄然として此處に來り、國王に打向ひて、「夫れ酒は身口意三業の、悪行なりと示し給へば、聞くより國王愈よ怒りて、「ヤア汝は如何なる者にて、そも何處より誰が許して、我目通りへは出でたるぞ、「我々是へ參りしは、國王を助けんためなり、「なに我れを助けん爲めとや、「如何にも〜、「我れ酒を嗜めども、さはとまでには狂はぬぞ、扱は汝は此奴がみよりで、助

けんとして来りしに、此場の酒の香に酔ひて、呆けたる事云ひ居るぞ、いでそやつめも酒責めに、せよやと云へど答ふる者なく、如來は尙も近く進みて、「國王確に聞召せ、此安陸は我徒弟ど、なりて僅に教へを受け、早くも酒に科ある事を、覺りたる智識なり、君は尊き御身なれども、是を未だ知ろし召さねば、鬼畜にや似たる愚人なり、此安陸が責苦は夫れ、則ち弘法の爲なれば、我れ助けずとも天道が、助くる故に厭ひなし、只嘆かはしきは君の御身、何卒救ひ参らせたく、わざ／＼此まで参りたり、さはあれ無明の酒の酔に、犯され給ふ事なれば、我言葉は通ずまじ、もし又無明の酔をさまして、身の慎みを聞かんとならば、つぶさに語りて百萬劫も、盡さぬ福徳自在を得させん、此義如何と宣へば、國王少し心くじけて、仔細を聊か聞きたければ、「コワ異な事を云ふ者かな、我れ酒を好むとも、左はどの罪にもなるまじきぞ、そも酒は天の美祿、又憂ひの玉は、さとして、嗜みても尙は甲斐ある者を、さまでに戒め惡むとは、「いやそは以の外なる事、我れ五つの戒めを立つるに、酒を以て其のと一せり、酒には三十五の科ありて、件の五戒を悉く、破るものは則ち是なり、扱大海の猩々は、酒に耽りて血をしぼられ、蒼海の犀も又酒に、酔いては角を切らる、既に君は身自から、いたく酒を好むの餘り、國中にて酒をさらひ、飲まぬ者をば牢獄に打入れ、酒飲むものには利を興ふ、そも酒よりして斯くの如く、國政亂れて治まり難きを、よく／＼辨へ知り給へ、さればこそあれ盃を、一たび人に興ふ

れば、五百世が其わいだ、手なき者に生る、よし、況んや自からは是を飲み、嗜む者に於てをや、今速かに酒をやめ、無明の酔をさまされて、上求菩提を求め給へ、世の律義を守るために、さんげ滅罪々々と、示させ給ふ御聲は、頻伽の如く澄み渡りて、十方に聞ゆれば、さしもに我慢一徹の、國王なりしが立どころに、持ちたる盃地に投げすて、無明の酔をさましたつ、如來の御足を禮拜しつ、「如何にも此世は仮の宿、風の前の燈火なる、樂みは實に味氣なし、我れ速に酒をたちて、國中へも是を禁じ、牢獄に籠めし罪人等は、悉く赦免すれば、のち／＼手なき者となる、五百生の變身を、免かれさせ給ひかして、懺悔をしつ、願ひ給へば、如來嘆じて宣はく、「懺悔滅罪速かなり、誓を空しく致すまじと、教へ諭して彼の安陸を、引連れて宿所へ歸らるれば、國王牢獄にこめたる者を、残らず赦免なしたる上、國中へ酒を禁じ、佛法を堅く守らせければ、國は水旱の憂へなく、豊に榮へ治まれり、扱又彼の安陸は、つく／＼と思ひ廻らすに、我一命を輕んせしより、思ひがけなき國王まで、佛道を尊みければ、御親族は云ふも更なり、御臣下等も皆如來を、歸依して法弟となりけれども、尙は忌はしきは彼の長者なり、何卒彼れを濟度して、精舎の檀那につけたしとて、我同輩の連なりし、法座の中にて是を語り、是を勸むる一と役は、三迦葉か但し又、舍利弗の外になしと、告ぐれば如來宣ふやう、「いや／＼加陵を論す事、此座の者にては叶ふまじ、是にはよきもの一人あり、未だ汝等は知るまじきぞが、

疾くより我徒弟となりし、目蓮といへる者は、我れも未だ逢はざるが、はや神道にもぬけつゝ、殊に彼の長者の兄なれば、是をよびて吩咐けん、宣へば舍利弗は、御側へ躍りいで、はや如來には目蓮が、事知召しておはするか、去りとは知らず折を見て、聞へ上げんと思ひしに、扱も不思議難有し、いで呼迎へて參らんづと、勇みたつを如來は押止め、「愚かやな舍利弗、目蓮は早や我徒弟と、定まりしより昨日はそこ、今日はこゝと行くさきくを、我れ神道もてよく知れり、彼れ只今は八十里、北へ隔たる山なかを、越してこなたへ來ると雖も、自然と來る時を待てば、今日の間合はず、今立どころに呼寄せんと、宣ひながら袖をかゝげて、天上へ指さし給へば、一本の指の爪先より、葦陀天といふもの顯はれ、天津御空を馳せゆきしが、瞬くひまに彼の葦陀天、はや目蓮を誘ひつゝ、如來の前へ連來りて、其身は早く失せたるを、皆々打見て是ぞ所謂る、葦駄天走りなりけりと、奇異の思ひを爲しにける、去程に目蓮は、夢心地にて虚空を來り、只ある庭面に佇みて、不圖見渡せば金殿に、尊き沙門の居並びたる、中に一人兼て覺への、舍利弗を見て雀躍し、是は久しや我兄貴と、云ふを舍利弗打消して、「あら騒がし、コヤ目蓮、かねく戀慕渴仰する、悉達太子正覺を得て、釋迦牟尼世尊と聞へ給へ、此の所にましますより、いでや結縁致すべしと、聞くと等しく飛退り、敬ひ拜謁致したり、次に其座の徒弟達も、めいめい名乗りて、同門の因みを厚く結びければ、如來は御側近く召されて、

「ヤヨ目蓮改めて、吩咐くる事のあり、汝が舍弟加陵長者は、世に聞へたる富家なれば、是に檀施を能く勸めて、精舎の施主に付くべきなりと、宣ふそばに優樓頻螺、「コワ如來の仰せなれども、其義なかく叶ふまじ、此目蓮の目前にて、申すは近頃無禮なれども、日頃長者の物吝く、半錢の施したも、たやすく出せし事のなき、様子は皆人知るところ、つらく思ふに此國の、寶は大抵彼れが藏に、納まりて不通となれば、精舎のいとなみ覺束なしと、述ぶれば如來宣ふやう、「コワ、さればこそ目蓮を、急ぎ此處へ呼寄せたれ、ヤヨ目蓮我れ只今、申聞かせし次第ゆへ、汝が殊更不可思議なる、大神通もて頑陋なる、長者を教化致すべしと、徒弟も多き其中にて、見立てられたる目蓮は、身の面目難有く、喜び受けて其座を退き、長者の家に赴きたり、扱て目蓮は弟に逢ひ、久々の對面を賀していふやう、「いや加陵今改めて、云聞かす事別義にあらず、二人が母の青提女、身まかる時とて二人ども、させる孝養も致さねば、さぞ亡き魂は宙宇に迷ひ、行く處へも行かれまじくと、我れは深く案ずれば、二人が心を一つにして、母の菩提を吊らひたし、されば先づ第一に、佛菩薩を信仰して、檀施を専ら致しなば、早く分れし母上の、死後の孝にもするべきが、知らるゝ如く某は、一錢の貯へなく、只ほとけを信ずるのみ、そなたは國に聞へたる、萬福の長者なれば、世上に普ねく施行をいだし、佛に布施を奉りて、冥土の母を吊らひ、是れ廣大の功德にて、尙ほ此上に富貴となり、今世來世も安樂に、天道

恵み給ふなり、かるが故に是までの、吝嗇を翻へして、檀施を致し呉れよかしと、事を分けて云ひけれども、爪のあかさへ只捨てぬ、古今しわき生れなれば、なかく得心致さばこそ、氣色を損してにじりより、「いや兄者人よく聞かれよ、檀施をなして今世來世、安樂に暮らさる、寶ならば、佛より尊くはあらざるや、寶さへ持つならば、佛願はず人頼まず、いつ何ん時何を致すも、まゝなる者を先も短れぬ、來世を頼みに爪に火を、ともして貯めた寶をば、縁もゆかりも無き者に、施せとは何事ぞや、そなたはわしが兄なれども、是まで一紙半錢なりとも、わけ無く遣りし例もなく、兄貴でさへ其如し、是れ道ならぬと思へども、じたい寶を放つ事は、虫が好かぬ假令我、命をとられて死んでゆくとも、人に施す心はなし、是れはどに譯いふたら、そなたもよう聞分けて、再び布施の檀施のと、わしの捐のゆく事は、話で聞いた計りでも、ぞい、がみ立つて術ないゆへ、重ねていふて下さるなど、澁面造つて云ふを聞き、目蓮殆んど持除し、扱もく血を分けた、我弟とは云ひながら、其言葉に愛想も盡き、再び言葉をかはすさへ、いみしく思へども、見捨てられぬが兄の役、只慾にのみ眼がくらみて、人の道を知らぬ事を、どうぞ悟つて呉れよかし、人の爲めではちつともなし、皆んなおぬしの身の爲なりと、云へど賺せと聞譯なく、「はてさて譯の分らぬ事、わしは又そなたの心が、愚かしく思はるれば、失を直して進せし、」なに我心を直したしとは、そりや又なせに、「さればいの、今の様に阿呆

を云はずと、喰べもの何かをつましくして、金銀を溜めて見給へ、長者さまの檀那のと、人々が敬ひて、入替り立ちかはり、手みやげは貰ひしだひ、是れ皆寶を持つ故なり、そなたのやうに風の神か、鳥おとしの様な姿をして、歩いたとて誰一人、辭義する者もあるまいがな、兎角此世は寶の事、夫ゆへ我家の丁稚までが、地獄の沙汰も金次第と、云ふが確かな證據なり、我等は少々用事あり、此にゆるりと休らひ給へと、さしもすげなき挨拶して、其座を立つて出でゆきぬ、目蓮すべき手段もなく、暫し考へいる程に、時刻は移れどたべものとは、くだもの一つ出さねば、殆んど空腹になりし物から、人を呼びて食事を乞ひしに、頓て長者の妻出來りて、目蓮に會釋なし、挨拶して扱ていふやう、只今しもべにお食事の事、仰せありしが兼てより、様子も定めて御存じあらん、當家にては賓客がたへ、一切たべもの出さぬを、堅く家風に相定めぬ、それゆへ三度の食事も、人數に合せてもり渡せば、一人のお客に振舞ふ時は、一人食事をたべられず、さもなければ仰せなくとも、あるじの兄御とあるからは、何くれ進め参らすれど、右の次第に侍るがゆへ、お氣もじに存じますれど、食事の貯へ御座なくと、顔あからめて断はれば、目蓮反つて氣の毒がり、「これはく由なき事、御無心申して内方に、御迷惑をかけ侍り、空腹とは申せども、さまで欲しくもこれなきゆへ、早やおいとまに致すなりと、云へば女房手持なく、「あるじは只今捨難き、用事に他出致せしと、云ふ間に目蓮立上りて、「いや

逢はずとも苦しからず、戻らば宜しくと云ひ捨て、「そこへ」にして立出でける、扱目蓮はつく
 く考へ、如來の仰せは此なりと、身に備はりたる、大神通力もて、長者のありかを尋ねしに、
 家を隔て、西の方の、山の中に赴きて、さまざまの珍珠を開き、酒など一人で飲みいる体、コ
 ワこれ何の故と思ふに、宿にて是を食ふ時は、女房家來の見る目ありて、夫等にも分け與へね
 ばならず、それが惜しきとて三度の外の、たべものは皆隠して、いつも密に彼處に持行き、一人
 飽まで食ひ盡して、素知らぬさまにて立戻れば、誰知る者も無かりしに、今日蓮是を見付けて、
 十一二の童に化して、長者の物食ふそばへゆきて、馴々しく居すわれども、何一つ呉れんども
 せず、されど子供の事なれば、心を置かず油断して、酒に浮かれしすきを見合はせ、長者が片
 時腰を放さぬ、寶の藏の鍵を奪ひて、夫より早く此處を立去り、直ちに目蓮の姿に替りて、急
 ぎ長者の家にゆき、又女房に對面して、「扱も佛は難有もの、ささまで舍弟は愚なりしが、佛に
 見へて忽ちに、善智識となつたれば、何かの事もよく辨へて、此世は假の宿と悟り、妻子珍寶
 及玉位、不隨者の教へを守り、積み貯へし金銀も、石瓦に異ならねば、早く寶の藏を開きて、
 孤兒やもめのしがなき者に、普ねく施し遣はすべしと、正しく我れへの頼みなりと、云へば女
 房與をさまして、コワ何を御意あるぞ、假令天が地になるとも、妾の本夫が其様な、心になる
 べき筈はなしと、眞顔に云へば目蓮は、件の鍵を投出し、「口さくよりも是が證據、遅刻せば家

内の者に、佛の御罰は靦面と、云はれて女房取上げ見るに、紛ふ方なき藏の鍵、扱はど慌て下
 人を誘ひ、藏をさして急ぎゆくゆへ、目蓮も忙がはしく、表の方へ走りいで、此家のもよりを
 初めとして、虚空へ響く大音にて、加陵長者國中へ、檀施を出せば誰彼どなく、施し受けに急
 ぎ來よ、寶の藏の扉を開き、最前より待たる、なりと、次第々に呼はりめぐれば、是を聞く
 ものコワ名にをふ、大長者の檀施ならば、寶なれ黄金なれ、持餘るほど貰ふべし、人に先をな
 越されどと、賤の男賤の女おひばれ街妻、糸どるおうな機織る嬢まで、袋ふるしき策かます、
 或ひは慌てすり小鉢を、抱へなぞして行くほどに、夫から夫へ聞傳へて、國境よりもむれく
 に、叫き騒ぎ行くさまは、前代未聞の混雜なり、かゝるべしとは夢にも知らねば、加陵は件の
 山の中にて、ゆるくと酒を飲みしめ、珍珠も残らず食ひ盡して、腹も満腹長者となり、千秋
 樂と唄ひつゝ、酔心よくゆたくと、我家へ戻る途中の、殊なふ賑ふさまを見て、コワそも何
 の故ぞと問ふに、寶を持ちて歸るもの、今日は如何なる吉日なるか、世に聞へたる加陵長者
 數多の藏を打開きて、寶を檀施せらるゝゆへ、夫を受けにゆく人なり、我れは早やこの如く、
 幾干の寶を貰ひて、歸るさにこそ候へと、せわしく云ふを聞きあへず、長者忽ち顔色かへ、夫
 は誠か何とせんと、見返りもせず逸散に、我家をさして馳せ歸り、其場の有様見るよりも、仰
 天しつゝ、呆れ果て、一句もいえず目を睜り、口あんざりと開たる儘、腰打抜かして居たりけり

訂校釋迦八相倭文庫第貳拾八編終

訂校釋迦八相倭文庫第貳拾九編序

此上冊は前編の讀續き、目蓮の從弟なる、摩竭國の伽陵長者、兄が神通の不可思議にて、大欲心を翻改し、吾酒林を俄に壞て、竹園精舎を建立し、如來へ法施に献せしはれ、拵下の卷は如來の御子に、羅睺羅のあるは皆知れども、善星童子の在ることを、知者の少ければ、此善星の來由にもとづき、如來前世に阿祇陀長者の、麥を竊し報をもて、五百世驢に生れし説及び、憍梵波提粟を盗み、牛の報をうけたるに、阿那律富樓那の功を混じて、聊五戒の嚴重なるを、女童子衆にしらしむる而已

嘉永七甲寅年孟春吉旦發行

萬亭應賀誌

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾九編

江戸萬 亭 應 賀

去程に伽陵長者は、己れが家に立戻りて、數萬の人々我勝に、寶を携へ出るを見るより、肝を
 けして、氣を失ひ、道路に仆れ臥したるを、往來の者の知らせしかば、長者の家の召使ひども
 慌て驚き馳せ來りて、伴なひ歸りて家内へ昇き入れ、藥を與へさまぐくに、介抱を爲せしかば、
 漸やく心づく程に、妻は殊なふ喜びて、尙も藥を與へぬる、其手先をむづと取り、引寄せ鬢を
 かいつかみ、涙聲して罵るやう、「ヤイ己れはいつのまに、氣が違ふて大切なる、寶を人にとら
 するぞ、又男ども我不在に、氣違ひに同意して、斯く大膽なる計らひするは、如何なる仔細あ
 りての事か、呆れて物も云はればこそ、散らせしものを立どころに、取戻して以前の如く、我
 目前に積まばよし、藁一とすじでも不足あらば、めいゝの命をとつて、我腹いせを致すなり
 如何に〜と責めければ、女房は聲ふるはし、「あら苦しや先づ暫らく、其手をゆるめ給はれ
 かし、少しも狂氣致さねば、つぶさに仔細を申すべしと、云ふに長者はやうやくに、思ひ返し
 て引起せば、妻は亂れし髪を搔上げ、居直りて扱云ふやう、「先の程目蓮さまが、慌たしく又

來たまひ、幾千の寶ものを、早く諸人へ施せよと、そなたの本夫の指圖なりとて、既に藏のか
 ぎまでも、渡し給へば疑いもせで、男どもに妾が吩咐け、第一の藏より初め、既に十二の藏の
 ものまで、残らず施し侍りたり、残りの藏も引ついで、戸前を開く氣は無かりしが、扱は御
 身は是等の事を、仰せし事はおはさぬにや、さらばなぞて常日頃、片時腰を放さぬ鍵を、渡し
 ておこし給へるぞ、心得侍らぬ事にてこそ、聞くに長者は呆ればて、夢の如くに覺へつ、「我
 れなかく〜に大切なる、藏のかぎを何をもて、人手に渡すいわれなし、然らば是は如何にやと、
 出すを見つ、我腰を、探れどかぎは紛失して、先に目蓮が持來りしもの、これ我がぎに相違な
 ければ、長者いよ〜怒りにたへかね、「扱も大膽不敵の計らひ、彼れ佛法とやら名づけて、魔
 術を以て我腰なる、鍵を奪ひし悪事手段は、全く我富を嫉み、寶を他人に奪はせて、我れを非
 人こつじきの、仲間に入れんとする巧み、言語に絶へたる志、斯くては再び散らせしたから、
 藏に戻る瀬あるべからず、いで是からはありかを尋ねて、翩り殺しにしてくれん、扱て此鍵を
 目蓮が、持來りし時外に又、言分はなかりしかと、問はれて女房、「さればよと、目蓮どの、云
 はれしには、日頃理道をも辨へず、只慾心のみなりし、弟も難有や、如來の法座につらなりて
 佛法の不可思議なるを、能く明らめ知りつる者から、此世の富貴を何にせん、來世のたからな
 れば是を信じて、身の禍ひの種となる金銀は、不仕合なる孀の者へ、急ぎ施して取らすべしと、

此鍵を渡されしが、誰が告げたるか忽ちに、數萬の人數門前に、山を爲せしも不思議にこそ、と語る折から門前にて、施し受けに集まりし、残り的人數多して、口々に呼はるやう、「今世に響きし大長者、三千の藏の土前を開きて、財を檀施にいだすと聞きて、最前より馳せ集まりし、我々は何處の誰、それがしは彼處の者、なぞて施しは早や止めしぞ、此わけぬかと閉切りし、門の戸荒く叩く音、さながら迅き雷の如く、暫らく鳴りもやまざれば、下人ども門内より、さまざまに宥めすかせど、中々に聞分けず、愈よ門外喧すしく、遂には悪口雜言吐きて、既に門をも破りつく、騒ぐを長者は見るよりも、斯る恥辱を受くる事、皆これ兄の仕業なり、最早親兄の禮もなし、目蓮を捕へ首を斬つて、門前の群集のものを、とく退けんといかめしく、支度して立出ければ、召使ひの者ども、是非を論せず我々も、いで御供を致すべしと、頭巾手甲に身を堅め、目蓮の有り所を、兪鑿している所へ、手代の長あわて來りて、長者の前へ畏まり、「まづ暫らくお待ち下され、私し用事に他出して、歸るさに在りし事ども、聞か否や飛ぶが如くに、戻りて見れば御門前に、數萬の人數群集して、爪も立たざる程なれば、裏口よりやうやく這入りぬ、中に五人三人の、働きにては防ぎ難し、止まり給へと懇ろに、押宥むれば長者のいふやう、「いや我れは門前に、屯ろなせし者どもに、立向ふにはあらずかし、斯様々々の事よりして、いたく損耗する上に、恥辱を與へられしかば、其返報に目蓮の、首を取りて集り

し、奴原の見ごらしにして、疾く退けんと兄のありかを、今僉議する所なりと、云ふに手代は驚きて、「コワ以外の外の事、假令如何なる事あるとも、兄御は目上におはさずや、親兄の義を失ひて、さる企てをなされなば、反つて天道の御罰を受けて、御身の禍ひにならんかしと、云へば長者は聲を怒らし、「コワ己れまで主を侮り、目蓮を最負する、憎き言分奇怪なり、そも兄たる者は弟を憫み、弟は又兄を敬ふ、これ三つ兒も知りし事、然るに兄より禮を失ひ、弟の家の破滅を巧む、此を以て其禮の、欠くるは則ち先の科、我れより好む所にあらず、されば何と天の御罰を、我身に受くる事あらんや、いわれなき事吐かずとも、汝も今共に來れ、もしいでずんば首打つて、先づ血祭りにして呉れんと、詰寄るを尙ほ宥めつ、「そは御尤もに聞ゆれど、やつがれ御爲を思ふがゆへ、兎や角さへ申すのみ、某は早や目蓮さまの、在す所をどくより知れど、不義の事には、明かされず尤も目上と云いながら、大惡無道の計らひの、あらば是非なし左りながら、斯る事は安大事、斬るの突くのと宣はで、先づよく吟味を遂げんとならば、います處を明かすべし、心を定めて聞き給へど、事長やかに諫むるを、聞きて長者は喜びつ、「して其吟味の仕方は如何に、「されば先づ何氣なく、此方へよびて惡謀の、一々を詰開きして、愈よ不實に極まらば、國王へ訴へて、是非の御沙汰を受け給へ、さなくて互ひの争ひに、國を騒がす罪をつくらば、これお二人のお身の上、又目蓮のおはす方には、鬼をも挫ぐえせもの、

居ればなか／＼是しきの、人數にては叶ふまじ、是等を篤と辨へて、静かに事を計らひ給は、我々案内致すべしと、尙も理を説き聞かすれば、長者も餘義なく、いざさらば、呼び來れ對面して、悪事の趣意を正すべしと、良落付さし顔を見て、「扱て目蓮さまおはす處は、外道の長と聞へたる、迦葉の家にて侍るなり、彼等も遂に佛家となり、是に如來のましませば、目蓮さまを初めとして、舍利弗其餘の徒弟たち、日々に増す事不思議なり、何を隠さんやつがれば、今日かしこへ赴きて、此頃流布の佛法を、如來のときに説き給ふを、聽聞を致せしが、如何にも尊き道なりき、夫に交り目蓮さまの、仔細なくして斯る事を、爲さるゝいはれなしと思ひて、諫めし言葉をお用ひありて、先づ難有し兎も角も、お迎ひには私しが、參るべしとて急がはしく、手代は迎ひの乗物を、こしらへさせて先にたち、迦葉の家へ赴きつゝ、扱て目蓮に對面して、何卒我家へ來らせられて、長者の心を宥め給へと、懇ろに告げれば、目蓮は兼て待つ處、いざ行くべしとて駕にのれば、手代は喜び又先に、立ちて家路に歸りければ、目蓮は門前の、夥しき群集を見て、駕の内より首差のべ、險業深きやもめども、疾く立去れと制しければ、是非を論せずふくろぐもの、子の散る如くに散じける、間もなく玄關へ昇入るれば、長者の指圖と覺しくて若男等目蓮を、駕の内より引出して、有無を云はせず奥の方へ、引行くを見て彼の手代を餘りなる爲され方、先に申せし甲斐もなき、有様かなと打嘆き、遣る瀧涙にくれいたり、

長者はやにむに目蓮を、縛させて脇差かひ込み、膝摺寄せて荒々しく、「如何に目蓮確に聞け、是までは兄と敬ひ、禮義を以て遇ひしが、汝は人面の畜類にて、弟を憫む心もなく、我富貴を嫉むがゆへ、汗しづくにて稼ぎ勤め、年來かけて積みし財を、一時に破滅させたる事、斬りさいなんでも慊たらず、但し散らせし寶ものを、今速に収集め、まどはゞ助けて去しもせん、さなくば此處にて一と打に、果すがせめての腹いせなり、サ、財を返すか命を捨てるか、二つ一つの返答致せ、如何に／＼と詰よれば、目蓮おめる色もなく、「我れ兼てより弟を、憫む心深ければこそ、夫等の事をもしたるなれと、云はせも果てず目を刺さだし、己れままだも吐すかや、人の腰につけたる鍵を、盗みてさるいたづらを、爲しつゝ、弟を憐れむ心、深きなぞ、は片腹いたし、其舌の根を引ぬきくれん、萬一慈悲心あるならば、立どころに財を返せ、いざ積みて戻さぬか、夫りや叶ふまい叶はずば、役に立たねを罪亡ぼし、息の根とめて呉れんづと、脇差すらりと抜放し、既に打んとするを見て、「あゝ待たれよ散らしたる、幾干のたからは残りなく、償ひて返すべしと、云ふを聞くより刃を扣へ、「返さるゝならいざ返せ、さすれば命は助けてくれと、顔色直すを見るよりも、「ヲ、其財に徳を付けて、速に戻すが故に、とく空藏へ我れをつれよと、云ふに長者は覺束なく、思へども其言葉に任して、然らば來よと連れゆくにも、尙ほ疑ひ深ければ、縲めをば許さずして、一のたからを入れたりし、寶藏へ引すへて、いざ／＼財

を返せと云へば、目蓮は打うなづき、「いや其實は夜に入りて、運び来る者あれば、其時刻を待つべしと、云はれて長者は餘義なくも熊鷹眼を睜りつゝ、肩肘いからし守りていしが、深更に及び氣づかれにや、長者はまどろむさまなれば、目蓮不可思議の神通もて、六欲天を目のあたり、顯はしける其有様、僅かなる藏の内、虚空に廣く見え渡りて、七寶の宮殿顯はれ、百千の寶の藏、限りもなく並び立ち、皆々扉開きてあり、そくばくの寶物、其内に充滿して、光りを放つ者からに、長者夢ども辨へず、歡喜斜ならざる處へ、彼の宮殿の内よりして、端嚴柔和のみはどけの、現はれ給ふ其跡へ、續きて多くの童ども、大なる袋を荷ひ持ちて、來りて長者の前へ廣げ、數多の藏の中よりして、千度も、たび寶ものを、運びて袋につめるを見れば、其尊き限りもなければ、長者佛に打向ひて、「其たからは何のために、斯くは爲させ給ふぞやと、心をいりて問ひ申せば、佛みめうの御聲にて、「コソ南閻浮提の内、目蓮の弟なる、加陵長者そくばくの、財を檀施に出せしゆへ、其報ひ萬倍して、後世の資糧となるが上に、此宮殿に生れ來て、天津乙女に冊かれ、長く樂む身なれども、其檀施信心の、する所にあらざれば、反つて禍ひに罹るべしと、告げ給ふ其折ふし、空一面搔きくもりて、暗夜となれば宮殿及び、佛の影も隠れければ、大地めりくと鳴り響き、炎々たる火焰燃へたち、午頭馬頭の鬼火の車を、挽き轟かして顯はれいで、長者を捉めば以前の佛、又現はれて光りを放ち、午頭馬頭等に宣ふやう

「如何に羅刹何をもて、檀施の長者を爾するぞと、叱り給へば午頭の曰く、「此奴慳貪慾心のみにて、檀施の心なきを憫み、兄の目蓮彼のたからを、聊か檀施に出せしゆへ、無間地獄は免かるれど、兄を縛せし科われれば、刀活地獄へ引ゆけど、閻王の命令なり、そも佛の智をいだせば五逆罪とあるからに、目蓮の大智識を、縛せし繩もて彼れを縲め、火車に乗せゆく者なるが、支ゆる佛の御名は如何に、されば我れこそ文珠なれ、假令五逆の罪人なりとも、我れ一と度結縁すれば、如何で救はで置くべきか、これ我々が誓願なれば、渡す事は叶ふまじ、「いや佛の誓ひはさる事なれども、地獄の掟はかゝる者を、ゆるがせにして置くときは、惡人の種盡さず是非とも、墮獄さするなりと、云ひつゝ、目蓮を縛せし繩もて、長者をいたく縛めて、引立てんとしてければ、長者叫びて御佛の、袖に縋りて一と筋に、助け給へど打嘆けば、佛長者の手をとりたまひ、「我れ汝が身に代りて、地獄へ行けば我ために、慾心を翻へして、信心の檀施して、佛道を信ずべし、いざや獄卒長者の代りに、我れを地獄へ落すべしと、自から火車に飛のり給へば、午頭馬頭は車を軋らせ、行くよと見へしが影消へて、跡方もなく失せにける、是れ皆目蓮の神通力にて、見せしめし者になん、とは知らず長者我手に引ちぎる、文珠のお袖に縋りつき、身をふるわせて居る處へ、藏の扉を押あけて、召使いのもの入來り、「もはや夜明けに及びたり、出で給はぬかと云ふを聞き、長者は驚き夢をさまして、あたりを見れば何もなく、兄目蓮の袖

にすがりて、身は縛繩を受けしまゝ、冷汗かき居たりしかば。益す驚き我れと我、有りし事ども數へ見て、目蓮に詫びけるやう、「あら恐ろしの我心、偏へに許して給はれよ、御身を縛せし繩とても、既に我身にかゝる科、文珠と見しも御身にて、我苦患も助かりぬ、最早此世は頼みなし、後世の資糧に残りのたから、檀施は勿論如來へも、數多の布施を献じ參らせ、尙ほ信心を起すべし、是まで不敬の罪を許して、何卒如來へ結縁を、致さるゝやう兎も角も、取扱ひて給はれかし、何はともあれ母屋へ歸りて、朝餉のもてなし致さんと、いふ言葉に心あらはれし一念發起の氣色を見て、目蓮長者の縛を許し、いざとて藏の内をいで、共におもやへ立歸れば、長者は女房召使へ、有りし不思議を物語るを、聞くもの奇異の思ひを爲して、皆佛法の信者となり、只管目蓮を敬へば、目蓮は深く喜び、長者に向ひて云ひけるやう、「汝の一念發起せしも我働きの故ならず、皆これ如來の助け給ふ、大慈悲心による者から、急ぎ迦葉の家によきて、如來の尊顔を拜し參らせ、尙ほ廣大の法文を聞きて佛道の不可思議なるを、悟りあきらめ渴仰せよ、いざ伴はん行かずやと、云ふに長者は喜びて、多くの寶をもたらしつゝ、急かはしく赴く程に、迦葉の家には斯る事を、誰告げぬとも疾く知りてか、佛道の信者なる、加陵長者の出迎ひとて、夥しく並居れば、長者はいよゝ感じつゝ、いと懇ろに會釋して、二人諸其内に入れば、舍利弗も又出で迎へて、目蓮に告ぐるよう、「最前より長者を伴ひ、來る事を早や御存

じにて、如來は待兼ね給ひたり、とくゝ此方へ來るべしと、先に立ちたる案内につれ、直ちに御前へいづる程に、目蓮布施の品をそろへて、長者が一念發起して、佛法歸依の檀那となりし、仔細をつぶさに聞へよれば、如來殊なふ喜び給ひ、夫より先づ五戒を示し、又其外に、不可思議なる、法を説きて聞かせらるれば、是まで胸に張つめし、大愆心も煩惱も、尾上の松におく霜や、根方に残る淡雪の、春の朝日に消ゆるが如く、長者暫時に會得して、身の罪障を懺悔なし、長き年月酒をひさぎて、無明の醉を人に勧めし、其罪科を償ふため、我酒藏の立並ぶ竹園を取毀ちて、精舎を建立仕り、如來へ献じ奉らん、何卒是へ移らせ給ひて、國人らに残りなく説法聽聞せさせ給は、尙此上の喜びなしと、殘更殊勝に聞へ上ぐれば、如來を初め居合はすもの、あら善男子善智識、後世の程こそ頼もしけれ、然らば夫を調へよとの、仰せを受けて直ちに戻り、藏に残りし財を集め、嚮に施し受けぬものを、招ぎよせて是を取らせ、扱て國中は云ふも更なり、他國よりも番無等を、急ぎあまた呼びつゝへ、酒藏及び家居をもさわりになるを取除けて、美事の伽藍を建立したり、是を竹林精舎と名づけて、如來初めての御寺なれば、殊に皆々喜び勇み、頓て此の處に移らせられ、説法教化遊ばす程に、日にそむ月に従ひて諸人の信仰いやましける

○扱も又迦毘羅城の奥御殿に、獨り物憂く住み給ふ、鹿野女の方は太子に別れて、日かげの桂

の心細く、身の不幸なるを數ふれば、生き甲斐もなき有様よと、嘆ち給へば召使ひの、局は賢く其仰せ、さふ事には侍れども、能々物を案じ申せば、そなた様は御運の強き、姫方の又あるべきや、既に同じかしづき役の、耶輸陀羅女は懷帯ありて、こよなき仕合せなりけりと、思ふには似ず情けなや、太子の御子ならずとて、日々責苦に遭ひ給ふ、其噂を聞くにつけ、こなたの御無事を思召せ、是ぞ所謂の高き木は、風の憂へのあるたとへ、斯く何事なふおはするこそ、願ふてもなき幸ひなれ、なまじなまなか世に出て、時めけばとて耶輸陀羅姫の、苦勞苦患を御覽せなば、何のお恨みあるべきぞ、是を手に遊ばして、夢にも嘆ち給ふまじ、かく安らくおはするも、日頃信心遊ばさるゝ、佛菩薩の功力にて、守らせ給ふ故ならん、今こそ斯くておはするとも、御身に瑕瑾のなきものから、頓て太子のお戻りあらば、其時はそなたさまが一のかしづきと、ならせらるゝは知れてあれば、さなくよと宣はで、時節をお待ち遊ばせど、諫め慰め椽がわの、障子開けば庭の面、時知り顔にまんくと、造りし花壇の花ざかり、見つゝ鹿野女は局に向ひ、いかにもそちが云ふ如く、やすたら女に比ぶれば、自からは何事なく、御扶持に預る身を忘れ、今の様なる嘆ち言は、ほんに思へば勿体ない、夫のみならずまめくしき、そなた達の介抱うけ、安々くらすも過ぎにし頃、放生會なぞ致して、佛を信せしかげなるか、そは兎も角もわの花壇の、盛りの花の美しくさ、一と枝手折りて亡き父母の、位牌

へたむけ參らせんと、云ひつゝいで、庭下駄はき、やをら花壇に立よりて、色よき花を選みつゝ、一と枝折りて手に持てば、一つの小蝶浮れ来て、折りたる花に戯むれつゝ、いとなれくしき舉動なれば、鹿野女もしばし興に入り、見とれて其場に佇みしが、又も小蝶の飛來りて、件の花にとまらんとて、ひらくとひらめけば、先に來りし蝶々も、そを見て共に舞ひ遊び、其睦まじさ限りなく、遂には諸共枝にとまりて、艶めきたる有様を、鹿野女は手許に見る者から、流石に水の出ばなどいひ、戀草しげる胸の内に、斯る虫にも女夫とはありて、かばかり睦まじくある者を、のふ我夫は情けなや、宮を出でさせ給ひてより、今に以てお姿を、晝はうつゝ夜は夢に、見ぬひまもなき恨めしさ、いつか戻りもある事か、便宜もつてもおはさねと末を頼みにひとりねの、憂き身に物を思はする、憎い胡蝶と振拂へど、遠へはのかず身に添ひて、袖にもつれて尙は狂ふを、又打拂ひて坐敷へあがり、鹿野女は花を花立に、さして持佛にたむけつゝ、ほどけの後世をひと筋に、吊らふ心を凝らせども、先に庭にて二つの胡蝶の、飛び狂ひしを見てしより、積る想ひの起り來て、何くれ彼くれ啣ち言、愚痴を數へてせめてもの慰めぐさに臥したりしが、一と方ならぬ想ひ寢の、夢かうつゝか計らずも、悉達太子忽然と、うらなく見え給ふにぞ、鹿野女はつまと見るよりも、つもる恨みはありあけの、つれなの君やと縋りつゝ、語らひ給ふぞ不思議なる、さて添臥しの暇さへ、早や横ぐもの引きあけがた、八

聲の鶏の恨めしく、哀れ果敢なく目はさめて、鹿野女は驚きわれど我、夢かと計り耻かしく、
 只茫然たる計りなり、折から間の襖をあけて、はやお目ざめかど入来る、局はいそく何くれ
 と、夜の具など取りかたさんと、するを見返り鹿野女はなほ、現つ心に押しめ、「いやのう局
 みづからは、聊かいたわる事あれば、此儘臥ていたければ、ま、打やつて置いてたも、朝餉も
 更にはしからず、只寝さして枕につき、打臥し給ふを見るよりも、「そは氣遣はしき事にこそ
 どくく、醫師を召すべしと、云ふを微かに打聞きて、「いや夫までも無き事よ、僅か此儘暖たま
 らば、直きなほらんにと宣へば、「扱は當坐のおいたつき、夫にて安堵さりながら、必らずお押
 し遊ばすな、又御機嫌を伺はん、暫しお休み遊ばせと、云ひつ、次へ退きぬ、かくて鹿野女は
 其日より、氣抜けのやうなる病ひとなり、只生唾のみ吐き給ひて、いと胸苦しき由なれば、典
 薬に見せていろくど、其手當を爲したれども、更に其効も見へず、程なく五ヶ月たちければ
 少し氣分も癒りしが、何となく身重になりて、乳房色づき黒みしを、不圖心づき給ひしより、
 密かに局をよび近づけ、女子の乳房の黒むといふは、懐帯より外になし、かゝる病ひの身とな
 るは、如何にも不思議の事ぞかし、何は兎もあれ女の事に、委しき者に自から逢ふて、身の程
 を聞きたければ、ごくないくにて呼びくれよ、假初め事と思ひなせと、宣へば局も驚き、
 如何にもお乳の様子といひ、御容体は御懷妊、なされたに極まつた、扱はこなたの目を忍び、

誰をか引入れ給ひしよな、てもまア情けない事を、おでかしなされて下された、そも此始末は
 どう遊ばす、兼てお覺悟御坐あるや、油断もすきもならぬ事、相手はいづこの誰やらん、包ま
 ずお明しなされかしと、云はれて鹿野女は顔わからぬ、「ヲ、其不審ことわりなれど、そちもか
 ねく、知る通り、日ころ月ころどうからして、垂れこめてのみ居るものが、誰とか忍び逢はる
 べきと、誠を告ぐれど局は聞かず、「いえ其お言葉いぶかし、男をもたで身重になる、ためし
 が何處にありませう、何者かあるに相違なしと、理を詰められて涙ぐみ、「爾云はるれば是非も
 なし、耻かしながら有りし事ども、あらはに語り聞かすべし、何を隠さん五つ月あど、病氣あり
 と云ひたりし、其あかつきの夢の内に、しかくの事ありしと、宣へば又驚き、「如何にもいつ
 の頃よりか、絶へて久しく餘所外へ、おいでのありし事もなければ、不義を遊ばす筈もなし、
 夢は五臓の疲れて、さやうの事のありとは聞けど、此度の次第は昔より、例も聞かぬ椿事に
 こそ、こわ何れにも女醫者に、見せ侍りし上の事、先づ憤みておはせかしと、云ひつ、頓て極
 密に、とりわけの老婆を頼み、姫の様子を見せけるに、老婆は容体とくと見て、コワ紛れもな
 き御懷妊、而も左り孕みにて、御男子なればいと目出たし、男子は家の寶なり、早くお上へ告
 げ給へど、仔細も知らずうかくと、いふを局は押しめ、「コワ聲高し密かにせよ、そなたは
 未だ知らざるや、此姫君の殿と申すは、過ぎにし頃宮をいでられ、當時御山にいますと聞けば

全く常の御不快ならん、そも何といふ病ひにや、かゝるためしもある事かと、問へばとりわけ眉をひそめ、「そは又ふしぎの事にこそ、尤も女の玉を産み、又は世に異なる物を、産みしためし間々ありと、語るを聞くより又一入、鹿野女はつらく密やかに、「さあらんには此度の、我身ごもりも若しや又、異形の者にあらずやと、打案すれば頭を掉り、「いえなかくにそなた様の御懷妊はさにあらず、正しく誠の御男子に、紛れもなく侍るかしと、堅く云はれて當惑の、局はしばし打案じ、尚ひをめぐりて又いふやう、「扱先づ何は兎も角も、右いふ如くの譯なれば、此事餘所へ漏れ聞へ、人に取沙汰せられては、姫は生きても居られぬ仕義、是を知りたる者とは、そなたと妾ばかりなれば、何卒姫の此難義、救ひては呉れまじきやと、云ふにとりわけ首肯きて、そは御尤もの仰せなり、如何にもお頼み心得はべりと、聞いて局は喜びつ、「さらば疑ふではなけれど、等閑ならぬ大事の事、とても事に誓言を、立て安心させてたべ、「ヲ、お道理さま夫とても、何より安しと快よく、老婆は諾ひ神佛の、御名を唱へて誓すれば、局はいよく打喜び、「世が世なれば若宮とて、取離されてそなたにも、多くの御褒美あるべけれど、知らるゝ如くに侍るゆへ、さしたる事は出来ぬとも、骨折だけの御挨拶は、姫君より遊ばされん、扱月みちてお産の後、御子をばそなたに渡すゆへ、密かに育み參らせて、親知らずに何處へなりと、どうぞ世話して呉れられよ、先づ夫までは姫君は、御病着の重き由を、奥おもてに

披露して、お部屋を出たまふ事もなく、殊に密みておはすべければ、いよく此義を頼むなりと堅く契約爲しにける、斯くて程なく産月となり、やすく御男子を産み給へば、兼て定め置きたる如くに、取上げ婆が身に引受け、其産子を懐るに、隠して密に御所をいで、事なくおのが宿所へ歸りぬ、かくて此御子此老婆の、方にて養育せられつゝ、既に五六才になりし頃、此子不思議の有様にて、生れ給ひし者なるゆへ、世俗の事はいかになり、出家に致すが宜しからんと、密やかに姫の方へ、彼の婆聞へわけしかば、姫も夫こそ宜しけれど、其手當など賜はりければ、兼て名高き鬘頭覽弗の、院へ伴なひ頼みつゝ、彼處の弟子にぞしたりける、扱此のうつらんと云ひけるは、過ぎにし頃悉達太子、學問のため暫しの程、止まり給ひし御寺なり、うつらんは彼の童子を、寺に止めて其名をば、則ち善星と呼はせつゝ、給仕など致させけるに、性來わやくものにて、手習ひ學問は更にせず、只犬などを友として、遊ぶを常の事とせしが、或る時うつらん朝まだきに、空所の方へ出で來りて、富樓那といへる者をよびて、「我等此のわかつきに、異なる夢を見たりける、扱て其夢は我居間へ、鳩の一羽飛來りて、人語を爲して云ひけるやう、そも我れは般若寶臺にて、悉達太子鳩のために、切りし肉より變じたる、鷹にてありしが宿業にて、再び化して鳩に返り、此のわだし野に棲みけるに、提婆達多の狩倉に、狩りどらるゝが悲しければ、あす御寺に逃げくるゆへ、必らず助けて給はれと、まさしく告

げしゆへ、さる鳥の來りなば、助け得させよと吩咐くる、此傍らに善星は、遊びながらに聞き
いたるが、コワ面白き事なりと、待つとも知らず門前にて、そちの此方のと叫く聲に、富樓那
は急ぎ立出て、表の方を窺へば、狩倉のせこのもの、大勢集り門の戸を、押しつ叩きつ犇めけ
ば、其仔細を尋ね問ふに、今此院へ異なる鳩、飛入りしゆへ主命にて、夫を捕へん爲めばかり
外に仔細のある事あらねば、とくく此を開くべしと、云ふより扱はどふるなは慌て、鳩のあ
りかを尋ねれば、臺所のれんじにとまりて、息を疲らしいたる儘に、急ぎ捕へは捕へしが、い
つこへ隠し置くべきかと、隠し所にさまよひしが、さそくの智慧にて大釜の、中には何も無き
者から、此の内へ隠し置きて、即坐に門の戸開きしかば、提婆は先に入來り、鳥の在所を尋ね
れども、更に知れねば勢子の者を、手分けしてかして此處の、くまぐすみぐ探さすれど、
愈よ以て居らざれば、尋ねあぐみて居合はす者を、捕へて彼是責め問へども、皆々知らずと言
張るゆへ、詮方もなく此の處を、提婆は本意なく出去りぬ、扱て良あつて物静まり、うつらん
居間へ富樓那をよびて、鳩の事を尋ねるにぞ、ふるな答へて、「さん候、世には不思議もある者
かな、御身が夢の告げの如く、異なる鳩來りしゆへ、さそくの智慧もて隠しおほせ、故なく提
婆を歸し侍りと、云ふにうつらん喜びて、其鳩を見せよかしと、云はれてふるなは立出で、彼
の大釜のほとりへゆき、蓋をとりて改むれど、中に彼の鳩あらばこそ、ふるなは訝かり思ふ物

から、番僧どもに尋ね問へども、何れも知らぬとのみ云へば、ふるなは是非なく又居間へ、ゆ
きて云々告ぐるを聞き、うつらんは眉をひそめ、「汝が釜に入れしならば、失せる道理は無き筈
なり、コワ全く誰なるか、取出せしに疑ふまじ、尤も放ちやりたらば、夫までにして宜けれど
も、鳥とは云へど夢の内に、我れを頼むも故ある事、そのいわれある生きもの、生死の程を
たいしもせず、此儘捨ては置かれずとて、愈よ僉議を厳しくなし、徒弟は勿論男どもまで、皆
目の前に召よせて、うつらん自から正しけれども、一人として疑はしき、様子のあるもの無き
儘に、扱此上は善星のみ、是は未だ童なれば、させる働きなるべからず、されども一とたび正
して見んと、是をもそこへ呼出して、うつらん賺かして尋ねれども、頭を掉りて云はざるゆへ
僉議の仕方盡さけるが、仕様もあればある者にて、うつらん數多の者を集め、陀羅尼を讀ま
せて聞きけるに、皆速に讀みけれども、善星一人は子供ながら、心にひがみあるものによ、其
聲のうるみ濁りて、つく息いたく腥さければ、うつらん先づ經をといめて、善星を呼び近づけ
最早汝に定まれり、有の儘に申すべし、云はずば即時に戒めの、棒を當んど厳しく云はれ、善
星思はず泣出し、「はい其鳩は私しが、竈の火に打くべて、さつきに焼いてたべましたと、云ひ
つゝもじくするを見て、うつらん涙をすゝりつゝ、「ヤレ無慘なる事をせし、童と雖も斯る事
を、働く上に罪を隠す、大膽者を其儘に、住まする事は叶ふまじ、信と云聞かす事あれば、皆

々此處を退くべしと、其餘の者を遠ざけて、童一人を尙は近づけ、「コヤ善星確に聞けよ、密かに噂を聞きたるが、汝が母は鹿野女とて、悉達太子の妃なり、其姫夢に太子に見ゆと、見しより身重となりし事、誠に不思議の事ながら、夢とてあながち捨てられず、既に汝が食ひし鳩は、昨夜我夢に命の事を、頼みしたためしある習ひ、もしや汝が太子の子ならば、親の肉を食ひたる、此上もなき人非人、そは兎も角も五戒を破りし、悪童子は今よりして、養ひ置く事叶はねば、長く勘當致すなり、直ぐさま此處を立去るべしと、叱りこらして其坐を退け、ふるなを呼びて云ひけるやう、「汝は兼て國々を、廻りたきとの願ひなれば、幸ひ暇を遣はすあいだ、善星を引つれて、あらゆる靈場靈地を踏ませ、罪を消さしめ遣はしてよ、彼れは中々只者ならず、人となりなば如何やうなる、悪事を爲さんも計られず、いたく憂き目を見せしめて、誠の人にしてとらせば、そちも此上なき功德なり、彼れが賄ひ聊かながら、わが預りしを渡すなりと、うつらんはひと包みの、黄金を與へ給ふにぞ、ふるなは受けて取り納め、仰せ畏み候ひぬ童が事はいつまでも、身に引受けて世話致さん、御心安く覺さるべし、然らばお暇仕ると、懇ろに分れをつけ、次へ立出で善星を、一と問へよびて云ひけるやう、「汝大膽不敵なる、悪しき働きを爲せしかば、師の御勘當ありし由、夫につき我れまでも、共に叱り受けたる上、今より此處を立去れよと、追出さるゝも彼の鳩を、隠せし常人なる者から、思はぬ科も今となりて

是非も云はれぬ事なれば、直ぐさま此處を立去るが、汝は是より何處をさして、出でゆく心で侍るかやと、脅して見すれと善星は、さのみ悲しむ氣色もなく、「そも此へ來た其日より、持戒とやらをたもてとて、三度の飯さへたべさせず、そのひもじさに耐へ兼ねて、業の盡きたる鳩などの、むしやしないはまだな事、佛前の供へもの、庭の木の實の拾ひぐひ、幾たびしたか知人はなし、鳥けものや酒さかなは、皆人間の供へもの、食ふは人の果報なり、夫しき如きに此わしを、御勘當なさるとは、さりとては、聞えぬ師の御坊、鳥が人を喰ふたらば、御勘當もなさるがよし、人と鳥をば同様に、取扱ふとは胸愆な、そんな師匠はこつちから、いとまを取るが當りまへと、さも口さがなく言ひまわせば、ふるなは胸に据へかねて、「はて口賢いわらべかな件の鳩は世の常ならぬ、悉達太子の股の肉、化してなるたる靈鳥とかや、夫故にこそ師の坊の分けてむづかり給ひしを、其辨もなきのみならず、青嘴にませた事、嗜まざるやと叱りても聊か臆る色もなく、「その悉達とは何者なるぞ、「それ見よ己れが父をさへ、知らざる癖に口ばかり、達者すぎたる困りもの、其悉達と申するは、迦毘羅城の太子にて、御出家ありて道をどけ世界の者に仰がれ給ふ、善智識にてましますなり、「はて其善智識がなせに又、鳩にばしなられたか、我れ苟も鳥を父に、持ちたる覺へ更になし、ましてや鳥が人間を、産みしたためしを尙は聞かず、我れ年足らねば嘘いふて、なぶりものにしめさるか、よし父が鳥にもせよ、鳩にな

ればやつぱり鳩、是まで父を知らざりしが、父といふものあるならば、今より尋ねて廻り逢ひたい、對面せんと立上がれば、「ア、其父に逢ひたくば、五戒を守りて身を慎み、善智識となり給へ、して五戒とは何の事、されば五戒の第一は、殺生戒といふものにて、物の命をどらぬ事よ、して物の命をどればいかに、ア、犬を殺せば來世は犬、牛を殺せば今度の世に、牛と生れかはるなり、ア、其に違はぬなら、我れ早く父に逢ひて、父を殺して寝めらるべし、こそは何事を云はるゝぞや、父を殺せば五逆罪、又そら事を云ひめさる、今父は善智識と、云はれし事を忘れてか、いや何としてたつた今、云ふた事を忘れんや、今そなたが云はるゝには、犬を殺せば犬になり、牛を殺せば後の世に、牛となる報ひありと、夫ならば我れ善智識を、殺さば善智識にならでやわと、わらべながらも才覺ある、道理の理詰の一言に、さすがのふるなの辨舌も言説き兼ねて口を閉ぢ、暫し呆れて居たりしが、扱悪賢さしれものかな、未覺束なき生れだち師の仰せこそ道理なれ、併し方便と云へるは此なり、欺すに手なしと思ひしかば、げに尤もなる其言葉、然らば父に逢ふために、艱難辛苦を厭いなく、普ねく靈地を廻るべし、いざ共に連れ立ちゆかんと、旅の用意を調へつゝ、頓て寺をぞ立出でける、ふるなは善星を引つれて、かしこ此處の靈場靈地を、あらかた廻り、既に二二年を過ぎし頃、或る日とある山中にて、計らず道に路迷ひ、日はと暮れて暗けれども、泊るべき家もなければ、木の下影を宿として、一と

夜をあかす覺悟しつゝ、二人こぞりて居るほどに、夜ふかに至りて峯の方より、松明ともして牛を引き、一人の道士出で來り、此の二人がわびしげに、つぐみ居るを見るよりも、松明かざして云ひけるやう、「コヤ二人の旅のもの、我宿はこの麓、僅の道ゆへ伴なはん、夜のあくるまで憩はずやと、云ふにふるなは起直りて、「夫は近頃難有し、我れはとまれ此わらべが、不憚に侍れば仰に任せ、お宿を拜借致したしと、請へば道士は快げに、先づ善星を牛にまたがせ、間もなく宿所へ連れ歸り、何くれとなく待遇せば、ふるな殊なふ喜びて、「一河の流れ一樹の影も他生の縁とは云ひながら、斯くまで厚く惠まるゝ、今宵の御芳志いつの世とて、忘れ果つべき時あらんや、扱又御身は人家を離れし、此麓路に居をしめて、物静やかに住ませらるゝは、何を業に又御名は、如何に名乗らせ玉ふやらんと、問へば答へて、「さればとよ、おてがましきがお尋ねに、預かる者から我上を、具さに語り申すべし、そも某は其昔、斛飯王の家臣なりしが君の息男提婆達多、暴悪心を起して、其從弟なる悉達太子を、妨げんと計るがゆへ、夫を日々諫めしに、其諫言耳にさかい、遂に勘氣を蒙りしより、此地は君の領分なる、いさな國の外なれば、此の處に世を遁れて、いさな國の米を食せず、只此山の木の實を食ひて、身を隱逸に行なふ内、計らずも天眼通を得たるを以て、世の中の善惡邪正は云ふも更なり、前世未來の事までも、明らか知らずといふ事なく、名は阿那律と相唱へ、日々に心を流れに清め、浮世の塵に

交はらぬ、草のいほりの侘しさは、木の實より外貯へなしと、語るを聞きてふるなは驚き、「扱は今世に聞へたる、あなりつ殿とは貴殿よな、かねく慕ひし甲斐ありて、けふゆくりなく逢ひけるも、あらゆる靈地を經廻りて、佛を祈りし報ひかや、あら嬉しあら尊、先づ第一に問ひたきは、是につれたる善星の、父たるものは有りや無しや、そを見きわめて給はれかしと、頼めば阿那律つまぐりしつゝ、傍への童をつくく見て、「如何にも此子の父はあり、して其父はいづこに在りや、愚かやそれこそ山籠りして、今御修行の正中なる、まかだ國の太子なり、ヤ、扱は夫に違はぬにや、其太子は又どなき、善者にて侍るなるに、なぞて放逸の子をもてるや、「さればく其いわれ、説き諭すべしよく聞かれよ、悉達太子過去の世にて、阿祇陀長者といふもの、麥をば假りの戯むれに、盗み給ひし事のあり、其業遂に逃れ難くて、五百世が其間驢の報ひを受け給ふ、其時同じ牧の馬と、親子になるべき約をなせり、則ち其因によりて、今此わらべを手に持てり、三世の教主になるべき御身に、かゝる御子を持給ふは、因なるかな果なるかな、かるが故に五戒の内にて、尤も畏るべき偷盜邪淫、生をかへ世を隔ても、蒔きし悪事の種はさて、消ゆる期更になきものぞと、言葉を飾らず事を隠さず、有の儘に言論せば、ふるなはハツと驚き感じ、其明言に服しつゝ、尙ほ懇ろに問ひたき儘、傍へに善星の坐睡るを、あなたのひと間に臥さしめて、富婁那はいよく近くより、「扱只今の明察にて、尙ほ尋ねたき

事こそあれ、先にうつらんの寺中にて、斯る事の有りなきと、鳩の事を語りいで、悉達太子の股の肉、鷹に化せしと告げありしが、鳩となりしは如何なる故ぞ、此不審晴れすと云へば、あなりつは莞爾と笑み、「コワ愚かなる言事かな、夫鳥の化す事は、數ふるに限りなし、雀化して蛤となり、田鼠化して鶉となり、鷹は二月化して鳩となり、八月又化して鷹となり、食ひつ食はれつ互ひの業の、世につきはつる際もなし、彼の善星が鳩を食ひしも、尙ほ宿業の爲す所、今察するに善星は、太子の爲めには仇なり、自から死ねば後生はよし、人手に死ねばいつまでも、畜類の業盡さず、既に我飼ひ置く處の、最前のあめうしは、憍梵波提といへるもの、其昔道のべに、落ちたる粟の穂をとりし、其報ひにて今もまだ、其罪業のつきやらず、牛にてわれば何卒して、科を消滅させんため、千人の人に跨がせ、早く佛果を遂げさせんと、我れ自から綱を引きて、早や善星にて千人の、人に踏ませしものからに、前世の科も消へはべると、密めさく語れるを、さすが白漢善星は、いねたる振して始終を聞き、扱は我身は佛敵とて、早や殺されもする事かど、早合點に覺悟を極め、其儘密かに抜いで、ある谷川の岸に立つ、大木の根を削りて、善星此處に身を流すと、指を食切り血汐をもつて、鮮かに書きしるし、法衣を枝に引かけ置きて、其行き方を隠したり、今此の事を彼の二人は、其夜もすがら問答に、耽りて夢にも知らざりけり、扱てひと巻の物語は、悉達太子靈山より、まだ出でたまわぬ前なるを

よくよく察して讀み給ふべし

訂校 釋迦八相倭文庫第貳拾九編 終

訂校 釋迦八相倭文庫第參拾編序

夫世界の萬物は、大極一元の氣を種として、陰陽の二ツ也、陰陽合して物を生ず、そは有情と非情の二ツ也、有情とは、人間畜類鳥類魚虫也、非情は、草木金石水土を云也、こは真心無念なるが故、米を蒔ば米を生じ、麥の種より麥を生ず、有情は有念なるが故に、能く變化するものなり、中にも人は情慾の厚きを以て、六道四生に變化して、永く苦界を免れず、されば是を深く憐み、如來他心通、宿命通の不可思議を顯はし、摩揭國王の夫人を度し、邪師の欽婆羅を度し、大迦葉に値偶し、舍衛國にわたらせ玉ふまでを録して、此の冊子の讀切となすとしかり

嘉永八乙卯年孟陬吉辰發行

萬 亭 應 賀 誌

校訂 釋迦八相倭文庫第參拾編

江戸萬 亭 應 賀

去る程に彼の夜さり、富婁那は道士阿那律と、種々の物語りするに、早や夜明け近くなりしかば、富婁那阿那律に打ち對ひ、御身の語談に氣が入りて、甚く勞しまつりにき、いざ先づ聊か休息たまへ、翌日又た教示を受け侍らん、と言へば阿那律しきたいして、立ちて一室へ入りて見れば、善星は其處に見えず、素より手狭の茅舎なれば、躲れ忍ぶ處もなく、唯疑がはしきは牛部屋のみと、彼所へ行き索ね見るに、其所にも居らず、殊に又た、牛さへ失せて見えざれば、俄かに驚ろき立ち歸りて、富婁那に斯と告げ、るに、富婁那も驚ろき此所其所と、索ぬれども更らに見えず、扱は善星身の上の、物語を立聞して、此處を逃しに極まれり、と言ひつゝ、富婁那いざ去らば、未だ遠くも走るまじ、逐ひ行きて連れ來らんと、前途の路の案内を聞て、忙しく、出て行く頃は、早や夜も明けて彼誰時の、せいゝたる山道を、尋ね行くと僅かにして、或る溪谷の岸邊なる、大木の下た枝に衣裳掛りて風に揺くを、立ち寄り見れば前夜までも、善星の着たるものなれば、不審彌増し其の邊りを、尋ねながらにふと見れば、大木の皮を剥て

其處に血潮の文字あれば、开を讀み下だすに善星は、此の溪流に、沈没とあれば富婁那驚ろき、さては身の果敢なきを悔みての、入水なるかやしなしたり、然程に耻る心あらば、死するまでも無きものを、詮なき事を致したりと、流れに臨み大音揚げて、呼べと答へもあらしよく、流れの音のみとゞと、こだまに響くのみなれば、流石に惘然の情興りて、件の衣裳を顔に當て、暫時歎息居たりしが、斯くてあるべき事ならずと、氣を取り直して元來し路を、急ぎ戻りて阿那律に、如恁々々と告げつゝも、衣裳を見すれば流石は阿那律、からゝと打ち笑ひて「イヤ措きめされ富婁那との、お身が正直の心にて、彼が邪道辨別へず、其の憐愛は愚痴なり、なごか善星身を悔ひて、死する所存の起るべき、我々をたばかる爲め、爲せし事と思はるゝ、アレ彼の一室に入れ置く處の、我衣服失せたるは、善星確かに盗み出して、これを着て自己が衣服を、其處に捨て置き後難を、除んどの謀計、牛の失せしも彼れが業よと、言へば富婁那は又た驚ろき、實に然る事か、口惜し、小童ながらも、餘りなる、大膽の限りなり、さては善星彼の牛に、乗つて行しに極まれりと、怒れば阿那律また言ふ様、去れば其の事、斯る業などするもの故、油断ならずと、先きにも既に言ひけらし、察するどころ彼の牛をも、乗るにはあらで代なすならん、此の邊りに旃陀羅あり、此の旃陀羅とは、穢多の事なり、いざこゝへ行き索ぬべしと、兩人伴れ立ち其所へ行き、今朝早く如恁々々なる、牛を購求はせざりしかと、

問へば旃陀羅の主個回答て、「わたくし牛馬の肉をもて、日毎のかてとするものなれば、山の獸を狩るほかに、牛馬を賣るをも買ふが故、につけの業もいできずなりし、牛馬を賣るものありて、日にく夫れを求むれば、牛とばかり言れても、何れの賣物とも分らず、今日も既に牛馬を、二匹づゝ求めたり、と言ふを打ち聞き阿那律は、「如何にも夫れは然もあらん、我が尋ぬる牛と言ふは、十二三の童子が曳て、若し賣りに來たりはせずや、如何にも夫れは今日一番に、購求たる牛に侍る、と言へば阿那律打ち點頭、「さて其の牛を賣に來たる、童子の衣類は覺えてか、「イヤ其の時は我等はまだ、起き出ぬうちの事にて、嗅が掛合ひ買ひける故、これに尋ねて試みんとて、其の名を呼はり其の場へ呼びて、童子を問へば嗅の言ふやう、其の賣り主は十二三の、男の童子にて着たる者は、如恁々々にて如斯々々の、染色なりしと覺え侍ると、答ふるを聞き又た阿那律、「如何にも夫れに相違なし、シテ其の牛は其の儘に、まだあるならば價に利を付け、買ひ戻さんと言ふを聞き、旃陀羅は頭を搔き、「开はおん氣の毒ながら、早や今し方打ち殺して、皮を剥ぎ仕舞ひたる處に侍り、とおづくしく言ふに、阿那律力を落し、「アラ如何にせん悼ましや、便なきとを致したり、其の牛はこれなみくくなる、牛と違ひて去り難き、斯様々々の因果にて、憍梵婆提と言ふもの、成れる果にてあるものを、と涙ながらに物語れば、富婁那もともに打ち萎れて、深く歎きに沈みたり、阿那律涙を打ち拂ひて、「甲斐なき事を今更

らに、歎くは愚痴か去りながら、責ては其の皮なりとも、我れ求め返したし、出して見せよと言へば、旃陀羅まだ生々しき皮を持ち出で、「これぞ件の牛にこそと、言へば再度涙を含み、暫し言葉もなかりしが、阿那律穢多に打ち對ひ、「汝これを斯うくして、太鼓といふものを造り、我れにおこさば、希望の代を取らすべしと、言へば旃陀羅、委細心得侍りたり、急ぎ造りて參らすべしと、快よく肯へば、阿那律喜び尙は言ふ様、「汝これまで剥し皮を、何に爲せしと問へば、「去れば肉はかてどなし、皮は衣類の代りすと、言へば阿那律がふりを振り、「それはよしなし殺生も、活路ならば是非もなきが、以來は殺せし牛馬の皮は、今教へ造らする、太鼓と言ふものに製して、樂器となして鬻ぐべし、是れ第一の功德なり、努疑がふなど示しつゝ、富婁那を伴ひ、我が庵室へ、立ち歸りしが、日ならずして、太鼓も美事に出來しかば、是れを如來に献せんと、其の準備をぞしたりける、却説も又た釋迦如來は、竹林精舎にましくして、無常菩提の法を説き、諸人を化益爲し玉へば、御弟子は日毎に殖え、天龍八部諸菩薩まで、法座に列なり渴仰す、此の時はじめて、佛法僧の、三ツ定まりて、如來の説法四方に廣まり、參詣の群集、雲霞の如くに歸依を爲す、その中にも摩竭國の天子、人傳に釋迦如來の、不可思議法を聞てより、諸臣を俱して精舎に行き、若干の布施を献じ、また或る時は内裏へ迎へて、敬ひければ臣下も服し、國中能く治りけるが、茲に三ヶ莊の叔父に當る、欽婆羅といふものあり、

これもうるびんらに劣らざる、妙術の師なりしが、此の頃三人の甥等は、先祖より傳はりたる一流の術を棄て、如來の徒弟となりすまし、佛の誕をなむること、無念骨髓に徹せしかば、彼の三人を様々に叱りて心をあらためさせんと、すれども三迦葉は中々聞かず、却つて叔父御も我等の如く、佛の道を學び玉へ、杯と答へて取り合はねば、愈々怒りて不和となり、往來も絶てありしうち、如來の方は日に増し榮え、欽婆羅が術は日々に衰へ、信ずる者も薄らぐ程に、欽婆羅深く憤り、一代の耻辱にありと、枕を摧き思按を定め、頓て自から國王の、政所へ參内して、此のたび専ら行はるゝ、如來とかの法門に、我等が術の徳を比べて、彼れが法に勝ちたらば、何卒如來を逐ひ拂ひ、竹林精舎を我に賜はれ、若し又た我れ彼れに負けなば、此の國を立ち退きて、ふたゝび此の地を踏むまじくと、腹太くも願ひければ、名に聞えたる欽婆羅の訴を聞き、百官種々の評議をしけるが、是非の沙汰を定めかねて、理由を國王に聞へ上しに、國王大きに逆鱗あり、此の頃信心彌増したる、如來に敵たふ訴へを、豈許さんや無用なり、と仰せありしを其儘に、言ひ渡せば欽婆羅は、氣色を變へて又た言ふやう、抑も文學武學何藝とて、其の徳を比べし上、師とも弟子とも定むる事、往昔よりの習慣なり、それを國王御許可なさは、非義の沙汰と思はるゝ、我門直接に對面して、問答せんとは思ひしかど、國制を重んじて、一應の訴へ致せしを、君御許可之れなくば、其の道を比ぶる事、世の習慣なるものから、

推して彼所へ赴きて、イデ爭論はんと立ち上る、其の權幕の恐ろしければ、先づ待つべしと推し止めて再回君へ如慙々々と、聞へ上れば國王も、是非なく先づ如來のもとへ、事の理由を告げられしに、其の義望むるところとあれば、然らば勝手に致すべしと、許可されけるを欽婆羅喜び、千年の智を一日にまどめて、竹林精舎へ到りぬ、去れば如來は今日も尙ほ今御說法半分に、御弟子達も残らず列なり、參詣のもの夥多しく、處狭きまで居並んだる、其の中へ勢ひこんで、推參したる欽婆羅を、案内すれば術を以て、欽婆羅忽然、棟木に達く大身を現じつゝ、「如何に如來佛説に、天地の境界あるや否やと、眼を見いだし問ひ掛る、其の時頻伽の如き妙音にて、如來の宣ふやう、「悟りし身には天地なし、「扱又た邪正は如何に、「邪正はこれひとつ、汝欽婆羅我慢を改め、速やかに懺悔せよと、宣ふ御聲はさゝやかなれども、欽婆羅の耳ばかりには雷霆の如くに響きて、驚く胸を勵ましつゝ、「我が幻術の不可思議には、斯くの如くの大身あり「ヤア愚鈍なり、汝がおる五体の下は、苟くも吾が左の指の先き、よく見よかしと宣ふを、聞きつゝ、欽婆羅熟々と、四邊を見れば此は如何に、今までありし精舎もなく、いつの間にかは八萬由旬、聳へたる大身となりし、如來の左の指の上を、ふまへて其の身の立たるを、見るよりひとと呆れ果て、一言一句の答言もなせず、姿形を消して失せにける、此れ如來方便の術にて、他人の目には異なるとなく、平素の形容に見へさへ玉へば、斯る不思議を知るものなく、唯欽

婆羅の失せたるを、不審とのみ呷きける。去る程に國王より、今日の容子を見届の、役を蒙り
 欽婆羅と共に來りて居たりしもの、此のありさまを見届け歸り、詳細に訴へ告しかば、國王こ
 どなう喜びて、直ぐ様玉の輿を吊らせ、如來を迎へ玉へしに、如來異議なく渡らせられ、御
 說法早や始まりたり、去るからに御臺所も、君の勸に任せられ、夥多の女中を引き連れ玉ひ、
 今日始めて法座に列なり、噂に聞えし如來の容姿を、つくづく御覽じけるに、三十二相具足
 して、柔和のまなぢり逞しく、心言葉に得も言はれぬ、御よそほひを見玉ふや否や、無常の法
 をば聞きながら、如何なる惡念のなす處か、御說法は耳に入らず、只御姿の美しさに、わき目
 もふらず餘念なく、見とれ玉ふぞ淺猿しき、斯くて其日の法座もすみて、其の翌日より輿向の
 女中共へ御說法を、尙ほ聞きたる者あらば、竹林精舎へ赴く事、勝手たるべしとの御沙汰われ
 ば、女中達皆喜びて、歸依も、不歸依も、呷き合ふて、交替に御暇を願ひ、參詣に出ること、日を
 遂つて夥しければ、御臺所ふと心に、嫉妬の念湧き出て、これを制したく思へど、君よりの御許
 しなれば、止めかねて居たまふうち、侍女に召仕はるゝ、摩那者と云ふもの一人は、更に一度
 も暇を願ひて、參詣にも出でざれば、これを呼びてのたまふやう、此の頃頻りに輿中擧つて、
 交るゝ如來の許へ、日毎々々に通ふ事、不審には侍らずや、わらはも一回法を聞しに、有り
 難き事とは云へど、更に其の事の分らねば、別に信心の氣も起らず、然るをみなゝわれがら

に、參詣を致せども、此れぞよきの有り難きのと、云ふ事は未だ聞かず、何をどくに行く事か
 其方は知りてか如何にぞやと、諮ね玉へば摩那者女は、しどやかに答ふるやう、「如何にも仰せ
 御道理、いかなる無常の法なりども、御主様をさし措ひて、世に有り難き事のあるべき、我れ
 人無事に暮す事、皆是れお主様の御蔭、此の事毎々誰々にも、論し侍れど、聞き入れなく尙ほ
 參詣を致す事、全く以て信心ならず、眞實は如來のみめかたちの、麗はしきにみなゝなづみ
 て、通ひ侍るものにこそと、告れば御臺も疾くよりして、夫れぞと悟れば扱てこそと、愈々悵
 氣暮るがゆゑ、即座に帝王に見へ玉ひ、僞はりて告げ玉ふやう、「如何に君聞召せ、此の程如來
 の法を聞しに、歡喜の心彌増して、尙ほも菩提の道を聞き、迷ひの雲を晴したく、その上に又
 た悲しきは、自他女人は罪深く、五つの障あるものなれば、再度如來に對面して、何くれ懺
 悔致せしうへ、戒を授かりたく思へど、精舎へ行きて人中へ、おもてをさらすも、うたてけれ
 ば、何卒此方へ招ぎ寄せたく、此の義御許可かふむりたしと、願へば國王點頭玉ひて、「其の義
 最とも易き事、我れより沙汰を致すべし、明日對面を遂げられよ、と仰せあれば御臺は喜び、
 その設けをぞせられける、偕又摩那者は推するに、御臺所先つ頃より、如來を深く戀慕して、
 今日既にひそやかに、御對面の沙汰あるは、煩惱菩提のさゝめ言、連理の蓮の臺より、此の世
 からなる無常の夢を、結ぶ心に定まれり、よし然はなくとも今此の時、如來を取り持ち參らせ

なば、ひとつのけいぎも達すべしと、思ひ廻らし忍びやかに、御臺に近寄り申すやう、「恐れながら聞召せ、この程御前の御心に、望ませらるゝ事あるを、わたくしは疾くよりして、存ずれども此方より、申し出すも憚りあれば、今日までは包みしが、秘くし玉はで打ち明け玉へ、よしなに調へ参らせんと、懇情に聞ゆるにぞ、御臺悦び扱も、深く包めど其の色の、早や顯れて知られたり、斯る上は摩那耆こそ、渡りに舟よと思ひつゝ、「オ、よくこそ聞えたれ、既に其方が知る如く、不圖道ならぬ事を望み、獨り心を焦せしが、今其方の言葉を聞て、密かに安心致したり、萬事よく計ひ呉れよ、其の酬ひには何なりとも、望みに任せん忘れても、人にな言ひそ其方はこれ、むすぶの神ぞと宣へば、「何がさて夫等の事に、如才ばし侍らんや、最早や時刻も近づきぬ、御召替あるべしと、さいめく折から、如來様、早や御入りと告るにぞ、數多の女中出で迎ひ、奥向の事なれば、舍利弗目蓮其の他の、御弟子達は客間に扣へ、如來獨り案内に従ひ、御臺の居間へ通らせ玉へば、御臺は綾錦を着飾りて、如來に見へ忝しく、厚く犒ひ玉ふを見て、かねてお人拂ひとあれば、つきづの女中達は、皆その座を退さける故、御臺は如來の側近く、膝を進めて嬌艶に、「自らひとたび如來を拜して、懺悔なしたき事あれば、見苦しくも、妾が房にて、御說法下さらば、心も寛ろぎ侍るべし、此の願事をかなへてよと、陳れば如來、「何がさて、野山の草木を友として、岩根を床に致せし身の、何れの所を嫌ふべき、去

らば其處へ参るべしと、言ひつゝ、即坐に立ち玉へば、御臺は頻りに悦びて、早や吾が心彼方に通じて、斯くは宣ふ嬉しさと、直ちに臥房へ伴ひ行しに、既に摩那耆が才覺にや、屏風間深に立て廻はし、夜の物など敷き設けて、何となくなまめけど、如來の目には其れとも見えず、何心なく金欄の、敷物の上に登り、やをら座禪を組み玉へば、御臺もわたなる衣服を着替へて、嬉しき今日の御來迎、いざ引接の御說法をど、寄り添ひ見れば、不思議や今までも美しかりし御顔の、其の影もなく淺猿しき、鬚髯に變じ玉へば、御臺はこれを見るや否や、あつと魂ざり悶絶して、生体もなく伏したりける、开を見て如來爽然と、天然美妙の御聲にて、人面鬼畜の女人かな、其の心を改めずば、未來永劫火宅を離れず、苦界の中に彷徨はん、只速かに懺悔して、來世汚辱の生を更へ、天上界に生るべき善報佛果を求むべし、色即是空假の世の、花の色香は眈の、動く間だに保ち難く、夕の嵐朝の雨、兎に角障りある世をば、厭へかし、嫉妬の念は地獄の業、邪姪は萬劫畜類に、生れいづる道しるべ、懺悔滅罪すみやかなりと、事こまやかに、教へ諭し、尙ほ戒しめの法を説き、御臺所を度し玉へば、御臺は夢中に之れを聞きて、速やかに悟りつゝ、千年無量の戀もさめて、たゞ一念に如來を信じて、稍人心つきければ、今更におもてふせながら、慚愧後悔限りなく、只管恐れ敬へば、如來殊さら悦び玉ひて、「善哉女人是れよりは、我が法弟にてむつまじく、契らんことの嬉しさよと、即座に戒を授けたまへば

御臺もいよ／＼信心深く、歸依の思ひぞ彌増しける、抑も假初の惡念より、無常菩提の道に入りしは、所謂煩惱菩提、去れば如來に道ならぬ、思ひをかけずば然ばかりに、厚き値遇にあづからんや、惡しき道より善に進むは、即ち佛の大功力、悦び之れに増すものあらじ、往昔吾朝の熊谷次郎は、敦盛を手にかけて、至極の菩提心を發し、遠藤武者盛遠は、袈裟御前にあこがれて、遂に彼れを殺害せしより、深く菩提の道に入り、加藤左衛門重氏は、女人の嫉妬に世を悟りぬ、いづれも後世釋迦如來の、流れの末の御弟子となりしは、見佛聞法の人間に、生れし果報と謂つべし

○去る程に御臺所は、如來の善行方便にて、邪念を即坐に翻へし、嫉妬の心も改まりしかば、之れより深く如來を尊敬、若干の布施物など、竹林精舎へ贈りつゝ、女中達をも自ら勸めて、尙ほ參詣を致させける、然るに摩耶者は御臺所に、如來を取り持ちしたりしも、かねて企圖ある故なりしが、其の事按に相違して、御臺は却つて法語を信じ、心正しくなりしものから、再回新たに工風なし、心にも無き念佛して、竹林へ参りたきよし、御臺所に願ひければ、御臺も之れを悦び給ひて、望み次第に暇たまはりしに、摩耶者は毎日參詣して、早や六七ヶ月におよびしに、其の身は不思議に妊娠となりて、友朋輩の目にかゝり、遂に御臺にも知られしかば、嚴しく尋ね問はるれども、摩耶者は恐るゝ色もなく、わたくし事は餘念なく、只竹林へ通ひつ

、説法教化を受くる爲めに、如來に近づき参らせしに、斯く圖らず懷妊となりぬ、不思議の事に侍るかし、如何にすべきと何氣なく、申すを聞て御臺は愕き、こはあるまじき事ながら、若しや如來の出來心に、密かに摩耶者が色に愛で、契り給ひし事もやあると、思へば再回憤み破れ、妬み心の燃えあがる、胸の炎に忍びかねて、如來を恨み摩耶者を憎み、尾に尾をつけて此の由を、國王に告げ給へば、國王は殊に悦び、斯る聖人の種ならば、嘸良き人の生るべし、能く／＼いたはり置くべし杯、懇ろに宣へば、御臺は愈々嫉妬深く、摩耶者を懲して暇呉れんと、言ひ渡せば摩耶者はまた、わたくし不埒の事もなく、自然と斯る身となりしを、此の儘親里へは歸られず、と云ふもまた道理なれば、強て逐も出されず、御臺は是非なく思按を替へ、此の上はあの如來へ、耻辱を興へて我戀の、叶はざりける報ひをせんと、早や信心の念も失せて、今は却つて仇敵の、思ひをなせば止みがたくて、一日摩耶者を召し連れつゝ、君に見へて宣ふやう、如來はかねて五戒を説き、邪淫戒は重しとすれど、其の身は却つて斯る不義を、致さるゝこそ破戒の僧、口と心の違ふを見れば、尤も愚昧それとも知らず、是れまで深く信せしこと、口惜しくこそ侍るなれ、斯くなまぐさく穢れたる、出家は早く國を拂ひて、君も迷ひを晴し給へど、氣色ばみて訴へ給へば、國王も其の理につまり、兎も角も致すべしと、答へて頓て秘密に、目蓮を召し寄せて、扱て如忌々々の緯あるが、如何すべきと問ひ給へば、目蓮愕き

嗟嘆して、さても無慚の誣言かな。斯る尊き生き佛に、いかで然ること是れあらんや、然様の御心ましまさば、世に二人と無き命人の、耶輸陀羅姫を振り捨て、深山へは入り給ふまじ、俗のうちさへ其の事なくて、今法躰となり給ひ、却つて卑しき女の色に、迷よはせらるゝ謂れなし、夫れ故にこそ某し始め、衆人も夥多しく、御弟子となりて尊べり、これは全く彼の女、他所の不義を如來にかづけて、正法菩提を妨ぐる、魔心のものに極まれり、屹とおたゞし下さるべしと、言へば國王も實にもと思ひ、御臺に斯と告げ給へど、御臺はこれを眞實とせず、即座に摩那者を呼び出し、其方は今より竹林へ、急ぎ行きて兎も角も、身のしらちをつけて來よ、埒明ずして戻る時は、重き責め苦を見するぞと、特に嚴しくのたまへば、摩那者はひるむ色もなく、其の義委細かしくみ侍りと、答へて精舍へ赴きけり、爾る程に阿那律と、富婁那は太鼓を携へて、此の日竹林へ來りつゝ、如來に見へて徒弟となり、さて前條のことを語れば、如來も疾くより之を知りて、此の善星こそ過し世の、悪業の酬ひなれ、我れに於て是のみが、一ツの障り是非もなし、之れも何れか度すべしとて、さて夫れよりいつもの如く、日並の法座始まるはどに、大衆たちは席を改ため、參詣の人々山の如く、彌が上に集まりて、既に聽聞の半ばなる頃、摩那者はあくせく入り來り、自ら心を勵まして、法座の中を押し分けつゝ、如來の前へ近づきて、「喃我が夫恨めしや、妾を斯る身となして、更いたはる事もなく、見離されたる捨

小舟、甲斐なき夢の契りさへ、今は寄る邊の島とても、なき身を憐み給へかしと、口説き立てつゝ、御衣に、縋れば如來は振り拂ひ、「汝摩那者魔心を持って、我法を妨げんとする、其の邪慳こそうたてけれ、斯は是れ汝が父なりける欽婆羅、われと法義に負けて、國を去りたる其の恨みを、晴さんためでありけるか、去らば疾々懺悔して、早く此處を立ち退くべし、尙ほ退ぞかずば許し難かり、佛法守護の諸天神、法の障碍を拂はずやと、天に向つて指し給へば、其の御指の先よりして、黒雲天に昇ると見えしが、俄然に震動夥しく、墨を流せし如くなる、黒雲精舎に充滿て、其の中に天の帝釋、鼠と化して現はれつゝ、摩那者を提げ振ひければ、摩那者は眩暈めきて惡血を吐けば、妊娠と見し腹は、常の如くなりしを、尙ほも許さずひつ唾へて、何處ともなく失せければ、あとは不思議や最と靜かに、天樂の音自づと聞へて、早や御説法を繼ぎ給ふ、神力の不思議なる、申すもなかく、恐れあり、扱て天の帝釋は、摩那者を掴みて摩偈國の、宮中なる御臺の居間の、庭先へ天降りて、鋭き雷霆の響く如く、大音聲を發しつゝ、「コヤ夫人よつく聞け、魔法欽婆羅が女摩那者、如來を讒せし科によつて、即ち佛法守護の天神、手を下して誅するなり、妊娠ならぬしを見よと、言ひも了らず摩那者が五躰を、引き裂き捨ればその肉は、悉皆毒虫と變化して、何處ともなく飛び去りける、开を目の邊り見しものから、御臺は生きたる心地もなく、我身の上にも逮ふかと、身を震はせて釋迦如來、助け給へ許

してよど、わなゝかるゝこそ道理なれ、扱又た如來は此の處の、法座も稍濟せ給ひて、優婁頻螺迦葉に對ひ、「我れは是れより舍衛國に渡り、夫よりまた古郷なる、摩迦陀國に立ち歸りて、父帝王に見ゆれば、汝よくこの精舎をば、護れかしと宣まへば、優婁頻螺悦びて、一個の包みを取り出し、「これはいつぞや龍沙河にて、不圖手に入りし如意寶珠、龍宮一の寶とあれば、御安泰を祝する爲めに、獻じまつると指し出すを、如來はやをら受取りて、扱て我が召し連るは舍利弗目蓮、其餘誰々を伴はん、先づ舍利弗は此の由を、國王に告て來よと、仰せあれば心得て、舍利弗急ぎ王宮に到り、斯くと告れば國王は、太く驚き憂ひしが、思ひかへせし面色にて、「扱て何時までもと思ひしに、今圖らずも此の國を、頓に立ち去り給ふこと、最と名残り惜し、去りながら外にもあらず古郷へ、歸らせらるゝ事なれば、又た止むべき心もなし、然らば自ら見送らんと、夫々の仕度調へ、白象に鞍を置かせて、事も美事に飾りを付け、竹林さして曳せつゝ、自ら徒歩にて出給へば、臣下の輩皆從ひ、陸續として赴かるゝ、此よし與へも聞へしかば、御臺も數多の女中を俱して、巷街に出で見送り給ふ、斯くと聞くより國中の、老若男女貴賤となく、親に別るゝ如くに歎きて、皆見送りにぞ出たりける、爾れば如來は國王の、こゝろざしを愛悦び、彼の白象の輿に乗り、國境まで赴きて、厚く謝して此の處より、徒歩にならせ給ふを見て、國王は押し止め、摩迦陀國まで我臣下に、送らすれば心置きなく、尙ほ其の

儘にて赴かれよ、我れは此處にて暇を乞はんと、押して言へども如來は固辭て、其の儘徒歩になりおられ、君を始め諸臣達を、厚く犒ひ給ふにぞ、餘義なく其處にて見送り果ぬ、斯て如來は舍利弗目蓮、其の外三四人の徒弟を伴ひ、行き々て日を累ね、早や舍衛國に近きしに、其の日も已に黄昏すきて、夕風殊に烈しければ、皆々法衣の袖をもて、顔を覆ひて凌ぎしに、頓て大河の濱に出で、風はいよゝ強くなりて、一ト足行けば二足も、吹き戻さるゝ如くなりしに、そもけはしき風音に、川面一面に掻き曇りて、今は行にも行れずとて、少時躊躇居るところに、目蓮かすかに燈火の、見へ透く家を見付けしかば、先づあれに御越しあれ、いざ案内を致すべしと、先に立つゝ行て見るに、只一個の若男、所詮なく居たりし故、目蓮先づ内に入りて、暫時此の家を借りたき由を、言へば主個は不審に、何人なれば此夕、此邊へ來られしと、問へば目蓮言語を正して、「いさゝか怪しき者ならず、これに在ます御方は、釋迦如來にて侍るなり、吾れは御弟子の目蓮にて、摩揭國より舍衛國へ、赴かんとて此處まで來つるに、日は暮れ前に大河あれば、皆々少時休憩とて、此の家を見かけ來たりしに、其許は正しく舟人と、見ゆれば何卒河を渡す、船の才覺頼みたしと、言へば主個は俄かに尊敬ひ、扱て名に負ふやんとなき、御聖人にて在ませしか、然る御方のお頼みなれど、今日は須彌山の金翅鳥と、龍王との合戦ありて、かたの如くの難風なれば、なかゝ船は出されず、兎も角も御覽の如く、むさ

くろしき宿ながら、彼の合戦の果るまで、これに御休息給へと言へば、目蓮去らば其の意に任せ、少時厄介になるべしと、師弟椽側に腰打ち掛け、休らふ間に件の主個、貯へ置きたる些少ばかりの、食物を取り出して、「憊る貧家に侍るから、欸待べき物もなし、聊かながら志、これなりとも進む程に、如來厚く之れを謝し、扱汝は舟人となりて、年久しく茲にありやと、尋ね給へば主個答へて、「否下郎が茲に住るは、近頃よりの事にこそ、耻かしながら我等はもと、達婆太子の臣家にて、迦旃延と云ふものなりしが、太子に宿の妻を奪はれ、其の上國を追ひ拂はれ、それより下拙此の處に、移りてしがなく暮し侍ると、言へば如來は不憫さ増り、扱ても哀れの身の果かな、其の達婆と聞へしは、大惡無道の報ひを受け、國家を亡ぼしたるとかや、よしさらば之れよりして、身を改ためて我が徒弟と、ならば此の世にづらかりし、其の亡き妻の菩提と云ひ、且つ汝が後の世の、冥福を授からん事、疑ふところなかるべし、いざ疾く船の櫂を捨て、我が妙法の戒を受けて、沙門となる心は無きやと、宣まはするを聞き敢へず、「コハ有難き仰せかな、偏へに願ふと合掌すれば、是則精進是名持戒善男子と、戒を授け法弟になし給へば、迦旃延深く悦び、目蓮舍利弗にも、親友の契りを結びけり、斯る折から又更に、震動烈しく樹木も家も、倒れつべき響きして、河の波風どうどうと、天地も崩るゝ如くなれば、迦旃延皆々に對ひ、曇きに申せし龍宮の、合戦は只今始まれりと、告るを如來は聞召し、去ら

ば我れせんやうあり、船を出せと宣まへば、舍利弗は打ち驚き、「コハ異な事を宣ふぞや、斯る時にさし臨んで、船を出さば瞬く間に、皆々河の藻くづとなり、暫時浪風静まるまで、待せたまへと止むるを、如來は尚ほの給ふやう、「コハ舍利弗汝は早や、過にし事を忘れしか、いつぞや優婁頻羅が家におゐて、しやかつら龍の二人の娘、ほうきん女むきん女に、我が袈裟の端を取らせしかと、まだ其の難義の止まらずは、今日こそ幸ひ龍宮を、いかにも助け得させたし、いざ迦旃延船を仕立て、我れに従がひ出よかし、と宣まはすれば、迦旃延、「下拙御弟子となりし上は、聊かも生命を惜みて、尊命を背くにあらねども、斯の如き難風に、船に召されんこと、如何にも危く侍らずや、と申せば如來、「何がさて、其邊に案事はいらぬこと、早く船の準備せよと、重ねての命令を受け、是非なく船よそほひする程に、如來は頓て召せらるれば、不思議や今まで荒れ立し、浪風も忽然に治り、あやなき暗の海のおもてに、忽然と龍燈現れ、其の光り四方を照らせば、岸邊に扣へしお弟子の面々、目のあたりなる如來の徳を、アツと計りに感じける、其の時如來は優婁頻羅が、献じたりける如意寶珠を、懷中より取り出し玉ひ、水面に打ち向ひて、汝しやかつら確かに聞け、龍宮一の寶とする、玉を只今返し與へて、難義を救ひ取らすれば、我が法を信する衆生の、水波の難を守れかしとて、直ちに海中へ、投げ入れ玉へば、其の玉光りを放ちつゝ、龍宮さして沈むと見えしが、時を移さず海上に、しやかつ

ら龍王浮み出で、如來を敬ひ拜伏すれば、數多の魚族潮の色も、見えぬばかりに顯はれ出、如來を尊敬其の中にも、ほうさん女むくさん女は、殊に忝しく如來に近づき、重ねの御惠み、聊か其の御報ひとして、舍衛國へ渡御の爲め、玉の輿を吊せたり、いざ召したまへと勸むれば、如來は謝していろひなく、龍の眷屬掲げたる、輿へ移らせ玉ふ程に、御弟子達は以前の船に、皆打ち乗りて安泰の、胸を開きし折こそあれ、摩揭國の欽婆羅は、竹林にて論議に負け、口惜しくも身を躲せしが、娘摩那耆も如來の爲めに、害されしを無念に思ひ、今如來舍衛國へ、渡り玉ふと聞きひとしく、开も此の時を失なは、生涯の耻辱そ、ぎ難しと、さきにも懲りず如來の後を、尋ね索めて來りしに、如來は早や龍宮の、眷族どもに警護せられ、舍利弗目蓮其の外は、迦旃延の船に乗りて、遙かの沖まで出でたるを濱邊より見るよりも、あら口惜しや無念やと、罵詈訾は百千の、雷霆の如くに響きて、又も海上に荒浪たつは、此の欽婆羅が念力なり、却説欽婆羅邪術をもて、耳の穴より百丈餘りの、縛繩を繰り出して、如來を目掛けて、投げかけしに、一念凝せし邪法の縛繩、虚空を飛びて不思議にも、如來を外れて迦旃延の、船に掛れば繩の先きより、八ひきの魔鳥現はれ、舍利弗目蓮に飛びかゝれば、皆夫れに修し得たる、秘術を盡して防ぎあらそひ、漸くにして目蓮の、神通を以て八ひきの、魔鳥は拂ひ除けたれども、船にかゝりし縛繩は、金鐵よりも尙は堅く、解けども解けず切れども切れず、船は

遙かの沖中より、次第々々に欽婆羅が、力量に陸へ引き戻されるれば、力量づゝには叶ふまじと、舍利弗目蓮聲を勵まし、東方後三世、南方軍陀利、西方大威徳、北方金剛夜叉明王、中央大日大小不動明王、天龍八部四天王、力を添て欽婆羅が、邪力を攘ひ退け玉へ、佛法守護の諸菩薩は、法界にあらざるやと、虚空を仰ぎて歎ずれば、天の帝釋聞召して、増長廣目毘沙門に、命を下して此の災害を攘はせらる、然ればこの三天の面々は、立ち所に天降りて見れば、曲物は欽婆羅なり、抑もく此奴は帝釋の、法樂人にて名も高き、緊那羅王の長男にて、しかも邪法に秀しかば、一流の司となりて、諸王も恐るものなれば、容易降服なし難しと、手を空しく其の場を去り、天上に歸りて帝釋天に、彼れはこれ緊那羅王の、忤なれば詔りして、怒りを鎮め玉へと述べ、帝釋急ぎ彼の父なる、緊那羅を招き寄せ、欽婆羅如恁々々の舉動して、如來の通路を妨害ると聞く、子を戒しむるは父の役、速かに教諭して、害心を更ためさせよと、嚴重に命じ玉へば、緊那羅答へ申すやう、天帝の詔敕、實に爾る事に侍れども、彼の欽婆羅性質、我慢強暴無類の者にて、君臣の教諭を更らに受けず、自然と邪法の司となりて、これが爲めには羅喉阿修羅も、數回合戦に打ち負けて、降参をしたりと聞く、斯る者ゆるに某が異見、なか／＼聞くべうは思はれず、彼が心をとりひしぐは、如來より他に有るべからず、然るに其の如來を目掛けて、恚る業をする程なれば、今は諭すべき手術もなしと、困じ果てたる面貌に

て、申すを帝釋聞せ玉ひ、實に恐ろしき者なるぞ、去りながら此の儘に、打ち捨ては置かれねば、汝天王等と俱に、如來の許に天降りて、右の次第を傳へよと、命令あれば緊那羅は、畏こみて其の座より、天王達に従ひて、如來の御許へとて降りたる、其の時は如來も早や既に、海より上らせられ、七金山の峰に在して、舍利弗目蓮を待せたまふ、其のところへ天王達、彼の緊那羅を伴ひて、如恁々々のよしを告れば、如來も疾くより御存じながら、更らに事とも覺さねど、緊那羅深く之れを歎き、吾が子欽婆羅魔心を改ため、佛法歸依の信者とならば、身のよろこび之れに過ぎず、何卒濟度なし玉はれど、涙を流して希願へば、如來も流石に見捨てかねて、去らば我法力の、不可思議なるを見すべしとて、御手なる如意を振り擧げつゝ、エイと聲かけ打ち玉ふ、其の御力量は彼の御神の、金剛力にも優りしが、欽婆羅が命と頼む、縛繩にハツシと響き、十六段に寸断つゝ、四方へ飛ばば欽婆羅は、己が力量の強きにはづみて、背後の方へ十丈餘り、もんどり打つて轉びけり、とは知らざりける舍利弗目蓮、迦旃延等は先の程より、今や絶体絶命の、時に臨みて頼むなる、神佛の加護もなく、彼れが毒手に死すべきか、こは口惜しや耻かしや、如來は何處に在ますぞや、此の災難をなぞてまた、見捨玉ふか扱て今が、正法滅する期なるかや、一世の法力茲にありと、流石神通第一の、目蓮船のとも臨みて、船にからまる縛繩を、腕にからみてエイ、と、欽婆羅が力量に合せ、争ひ曳けば其の力量、千

人力にも優りつゝ、曳き戻さるゝ船は止まり、四五丁沖へ延ると思へば、又た欽婆羅が力に戻され、延つ戻りつ互ひの法力、邪正の二ツと異れども、奇特は一如沖の浪、斯る烈しき折からに、如來の遠く打ち玉ふ、如意の力とはまだ心得ねど、只一トはづみに縛の繩切れて、船は難なく延たりしかば、舍利弗目蓮其の他も、勇み悦び一ト息つく、其の時始めて遙か彼方に、聳えし山の絶頂に、如來欣然として在ましける、其の左右に天王達の、列座あるまで見へしかば、勵みて船を岸邊に漕ぎ付け、稍あつて如來の在す、七金山に赴きて、互ひの無事を祝し申せば、如來皆々を近く進ませ、此等の事を災害の、大事と思ふは愚なり、これは是れ皆小事にて、更らに恐るゝ事ならず、只此の後に危きは、提婆達多が擧動なり、恁る事の千回と、彼に出逢ふ一回と、其の難義は釣り合はん、皆々心得居らるべし、却説茲に居る緊那羅は、欽婆羅の父とありて、特に我れを信ずるにより、今よく濟度せずもあらば、千萬劫の末までも、邪道の心ひるがへらず、太く不憚に思ふものから、最早や六通の法をもて、欽婆羅が魂魄を、封じてめて置きける故、天王達彼所へ行き、彼れを伴ひ來られよ、父の請願の捨て難ければ、茲にて濟度致すべしと、辱けなくも仰せあれば、緊那羅はひれ伏して、繰り返しつゝ、謝しにける、斯て三個の天王は、雲に打ち乗り虚空を走りて、彼の地に行て欽婆羅が、濱邊に慘く氣絶して、倒れてあるを提け歸り、如來の前へ押し据るを、緊那羅見るより絶り付て、「コヤ欽婆羅父なる

ぞ、早や死したるか情なし、昨日までも今日迄も、あられぬ業を致す故、早く死ねとは思ひしが、斯く成り果ては今更らに、残り惜しや欽婆羅と、人目も耻ぢず取り亂して、打ち歎くこそ道理なれ、其の時如來緊那羅に對ひ、「汝歎くは愚鈍なり、再回彼れに逢ひたくば、今丹精をぬきんで、法樂を奏して十方の、諸佛を慰め參らせて、彼が魂を祭りなば、只今忽然正に歸して、再生せんこと疑ひあらじ、ヤヨ努めよやと宣まへば、流石の緊那羅子に迷ふ、暗にはあらねどそれを悦び、廣目天に厚く頼みて、我が住居と定めたる、十寶山に行しめて、帝釋天の法樂の時、第一の樂器とする、閻浮檀金をもてしやうごんせし、瑠璃の琴を取り寄せつゝ、天樂一の譜を誦ひて、件の琴をしらぶる程に、この歌諸方實相の、道理を陳べたれば、三千世界によく通じて、須彌山及びあらゆる靈山、峨々たる峻嶽ゆるぐが如く、響き亘りて聞へしかば、十方三世の佛菩薩、天龍八部も大海を、狹しと自然に充滿して、この妙音を慕ひよる、去れば天の帝釋も、天女を隨がへ雲に乗じて、七金山に天降り玉へば、舍利弗目蓮之れを見て、喜悅の餘りにや、立ちて法衣の袖を翳し、節をうつて舞をまふ、折から如來は靜やかに、自から立ち寄り欽婆羅の、牀に手をかけ動かしたまひ、「汝深くも魔道に迷ひ、不孝無順の身なりしも、今や無明の夢を覺して、實相の理に服するは、又喜ばしからざるや、ヤヨヤ欽婆羅々々々と、喚び生け玉へば不思議にも、欽婆羅忽然と蘇生て、容姿を改め如來の御足を、禮拜しつゝ、束の

間に、しゆだ温果を得たりしは、如來の不可思議廣大無量、方便力に依るものなり、斯る處へ一個の婆羅門、米俵を脊負ひながら、嶮しき岩根を傳ひつゝ、彼方へ跪き此方へ轉び、漸くにしてこの處へ、遙るゝ登り來りしが、其の甲斐もなく米はみな、途中にこぼれて俵の中には、僅少三粒残りしのみ、他には何もなかりしかば、如何せんと思案せしが、折角の志し、告げぬも残り惜しければと、如來の前へ進み出で、恐れ敬ひ陳るやう、「憚りながら某しは、儉羅國又國の生れにして、名をば迦葉と呼れつゝ、今は舍衛國に貧しく暮らせせ、平素に諸人に布施するを、身の勉といたす處、最前こゝらに常ならぬ、音樂遙かに聞へしかば、これは確かに釋迦如來の、在するならんと我れながら、不思議にも察したれば、疾く拜謁を遂げん爲め、これなる俵に御食の、米をつめて背負ひ來つるに、嶮しき山阪を忙はしく、登りしものから皆なこぼれて、今は早や只三粒、残りて此處に侍るかし、希はくばこれを受て、御弟子となし玉はれかしと、平伏して陳るにぞ、如來は深く悦び玉ひ、「善哉汝が功德、その三粒のおん食も、このつばつに受る時は、百萬倍に及ぶに依り、今幸ひ此の處に、集まり玉ふ十方の、諸佛に法施いたすべしと、彼の三粒の米を取つて、御鉢に入れ玉ひ、四邊に充滿在ましける、諸佛を始め其の座の者に、遍く施し玉へども、あらず不思議やその米の、盡る瀬もなき智惠の海、今に始めぬ如來の法力、著るきこそ尊とけれ、斯て如來は此の迦葉に、阿羅漢果を授け玉ひて、名をも摩

訶迦葉と下されける、之れなん前に迦葉と呼ばるゝ、もの共の有る故にはあらず、能く此の者を御覽するに、自づから大威徳、身に備はりてあるものから、曩きに隨從し御弟子達より、一入重んじ玉ひてなり、爾ればこそ遙かの後、如來御入滅の期に臨み、此の迦葉に御遺言ありて、御跡の法式なぞ、打ち任せ玉ひしとぞ、扱又此の摩訶の二字は、我日の本に用ひ來たる、大字に比して見るべし

訂校釋迦八相倭文庫第參拾編 終

訂校釋迦八相倭文庫第參拾壹編序

夫貪人は、積聚多く得ども、厭足を不生、無明顛倒の心、常に他を侵損せんことを念、現在には怨憎多く、身を捨て惡道に墮すとは、誠にこれ金言なるかな、恐慎むべき事なり、されば舍衛國の長者須達が事は、諸書に數説にして、小紙にこれを擧がたければ、纔に其二三を摸擬して、長者の婢女末利夫人と、五不男の因果にもとづき、都提の爲に摩訶迦葉の、名を假すめの稗史も、神儒佛道の三をおもんじて、作出せる本文には、面白からざる巻まゝあるべし、是流行を宗とせず、只勸善の道を立るが故なり、諸君その素朴なるを、見捨玉ふ事なかれと爾云

嘉永八乙卯年正月吉辰

萬亭應賀誌

訂校釋迦八相倭文庫第參拾壹編

江戸萬亭應賀

去程に如來は諸天及び、欽奈羅親子に暇を告げて、大迦葉に案内をさせ、金山を今既に、下り給ふ折こそあれ、いと微かなる女子の聲にて、如來々々と呼びたりける、されども従ふはかゝの、者の耳へは更に知れず、只如來にのみ聞えしかば、如來は暫し佇みて、徒弟等に打向ひて、「ヤヨみなノ、あれ聞きしか、女の聲して呼びたるわと、宣はすれば皆いふかり、ちつとも聞へ侍らずと、申せば如來さらばまづ、元の峯に立戻りて、事の由を見聞きせよと、宣ひつゝ又峯に、登らせ給へば徒弟の者も、跡邊に付きて立戻り、元の所に坐をとれば、如來は海を隔ちたる、遙かのあなたへ指さし給ひて、「此海より其あわひ、千里に近き海路を隔て、摩偈國王の夫人、磯邊にいで、我名をよぶ、其我れに聞ゆる事、かたへに有りて物いふ如し、其故如何といふに、彼の夫人身自ら、邪淫嫉妬の心を清めて、我れへ法衣を布施なさんと、我足へ來る跡を、僅の供にて追ひ來つるに、我れ早や海を越へしかば、前非を悔ひし甲斐もなく、是非もなく一命を、彼處の有磯に擲たんと、覺悟定めし女の念力、信心決定の勇ましきは、

男にも勝りし有様、我れ是を見捨てなば、此世で女人得脱の、手本とならじと語り給ふを、御弟子達は聞きつゝも、伸びつ屈みつ海面を、夫人やあると見渡せども、流石に隔つ波の上、影も形も見へばこそ、各々眉をひそむるのみ、其時如來は欣然と、法衣の袖をかきあわせ、印を結びて眼を閉ぢ、觀念しつゝ、朗かに、懺悔滅罪南無佛と、唱へ給へばあら不思議や、さしもに隔ちし波を越へて、あなたの磯邊に如來のさしに、早くも海をこへたまひし、跡には松風波の音、外に事とふ人もなく、携へ來る布施もつ諸共、海に沈まん覺悟なりしが、其志届きてや、懺悔滅罪南無佛と、云ふ聲諸共眼前に、如來のお姿顯はるれば、夫人は飛び立つ想ひして、捧げ持たたる御法衣を、自から献じ奉れば、如來は其儘受け給ひて、妙なる教化を授けらる、夫人に附添ひ來りたる、者まで是に洩れざりけり、是れ夫人の心佛道に、決定せしを憫みて、如來神變奇特を施し、救ひとらせ給ひしなり、されば夫人は時後れて、逢ひ難かりしを計らずも如來に見へて教化を受け、夢かどばかり喜びて、尙ほ南無佛の妙號を、たゆみなく唱へつゝ、聽て分れて戻らせらる、扱又如來の徒弟たちは、夫人が献せし御法衣を、異議なくも受けさせ給ひたる、奇特を共に感ずれば、如來は大迦葉に打向ひ、夫人が再び我れに逢ひて、後世を助かる縁といふは、汝が此處に來りし故なり、さなくば我れ疾く此處を去り、殊更遠く隔たりて、逢ひも逢はれもせざるべし、今其報ひに此法衣は、汝に附屬致すなりと、云ひつゝやをら渡し

給へば、大迦葉は難有く、戴きて身に纏ひ、夫より己れ先にたちて、如來と共に七金山を、急ぎ下りてゆくほどに、日を経て舍衛國の都にいたり、此處は殊更世に聞えし、繁華の地にていと賑はひ、長者なども多くあり、中にも名高き、須達長者と云はるゝもの、藏の數も夥しく、表の町に千戸前、裏の町に二千戸前、都合あはせて三千の、外にも金藏文庫など、四五百もありとかや、如來も法を廣むるには、宜しき處と思召して、目蓮舍利弗其外ども、國の様子を語りながら、來らせ給ふ其處へ、幼犬一疋走り來て、見なれぬ如來を吠へつゝも、大迦葉にざれ狂ひて、間もなく迦葉の家に来れば、大迦葉は如來のお入りを、家内の者へ告んとて、一人先に門へ入りしに、其犬も迦葉につきて、這入りたりしが程もなく、案内のもの出で來りて、如來を初め皆々を、一と間へ案内せし處、件の犬又た走りいで、吠へる事頻りなり、追へども逃げず皆々も、持餘し居るほどに、犬は如來の法衣の御袖、既に喰ひ裂かんとしてければ、如來犬に打向ひて、「汝財を守るが故に、生々世々犬なりと、示し給へば件の犬、それを聞くよりも頭をたれ、死したる如く其の所へ、ころりと伏して再び吠へず、大迦葉は其内に、もてなしの用意を調べ、何くれと差出して、貧しき暮らしに品々の、薄さを厚く詫びけるを、如來は深くめで喜び、其志を謝し給ひ、ゆるく休息爲させらる、兎角する行き通ひに、大迦葉は家に飼ひたる、彼の白犬のいといたく、弱り伏したるを見付けて、家内の者を僉議するに、先の様子

をかへまみて、知りたるもの云々と、告ぐるを聞き大迦葉、柔和忍辱の御僧達、生あるものを打ちばせまじ、兎も角も様子あらんと、如來に向ひ夫となく、我家の犬しかくなりと語れば如來宣はく、「さればあれなる白犬の、前生は汝が父なり、もし是を疑はば、能くあの犬に問ふて見よ、汝に譲る伏藏の、在り處を示すなり、尙ほ因縁を聞きたくば、而して後に云聞かさんと、宣はするに打愕き、大迦葉は犬に向ひ、汝もし我父ならば、伏藏の處を示し、我れに譲り與へよと、云ふ聲共に伏したる犬、むつくと起きて先に立ち、導く如く見へければ、迦葉は從ひゆく程に、家の裏手へ赴きて、聽て地を搔き穿てば、迦葉うなづき喜びて、即坐に下人を呼び集め、彼の犬の穿ちし處を、横深く掘らせけるに、一つの石櫃顯はれたり、蓋を開きて見せしめしに、數多の金箱其内に、積込みてありければ、下人ども口元より、一つ一つに携へいで、迦葉の前へ並べければ、迦葉は夢の如くに喜び、先づ一と箱を携へて、如來のお前へ行きたりける、其跡にて下人の癖とて、密かに語らひ掠めとらんと、迦葉の居らぬ其隙に、二た箱を隠しもちて、其場を去らんとしけるを、ほとりに守りし彼の犬は、夫と見るより吠へければ、下人も呆れ躊躇ふ内、迦葉再び此處へ來て、黄金の箱の數を改め、残らず一と間に運ばせける、誠に如來の功力にて、埋もれ果てし無双の寶、世に顯はれしぞ不思議なる、扱て迦葉は如來の前へ、進み出て述るやう、「何をか包み隠すべき、某は幼なきころ、父に分れて侘しくも

貧しき中に人とはなれども、よその富貴を羨まず、波羅門沙門を見る時は、頻りに是を憫れみて、檀施の心起るがゆへ、乏しき中にて布施する事、既に年頃に及びしかば、今はくらしに差詰り、けふの煙もたてかぬる、其中にして斯くの如く、如來を初めかたぐいの、響應ものを調へしを、定めて御不審あるべきが、いと恥かしき事ながら、今よりいつと期も定めず、長く御宿致さんため、家に傳はる一つの寶を、賣りてやうやく粗末の品々、求めて進め參らせし、折から神通不可思議なる、御法力もて夢の如く、斯く莫大なる寶をば、得さしめ給ふ嬉しさは、譬ふるに物なれども、先の仰せに我父は、犬なるよしを承はる、是に心も顛動せり、願はくは其因縁を、宜しく示し給へかしと、打嘆きつゝ乞ひ申せば、如來は前なるもてなしの、膳を片寄せ形ちを正し、汝迦葉近く進め、詳しく論し得さすべし、其宿縁を尋ぬるに、汝が父都提といふもの、律義を守りて奢をはぶき、信心殊に厚かりしゆへ、其家富み榮へしかど、臨終の時伏藏にある、是れ此たからを思ひつめたる、其一念にて今の世に、犬と生れて門を守る、そも短命は殺生の報ひ、長命は不攝の報ひ、貧しきは慳貪の報ひ、富は是れ布施の報ひ、汝がかゝる報ひを得るも、貧苦の中に布施をせし、報ひは眼前斯くの如し、如何にも疑ひなかるべし、汝父と知らざれば、彼の犬をも是までは、打叩させし事もあらん、假令父にて是なくとも、畜類及び草木とて、皆成佛を遂ぐる時は、人にもやわか劣るまじ、其中にも牛は、大威徳の諸上

なり、馬は觀音の三形にして、其外犬、鼠、鹿、猿のたぐひ、又鳥類に至るまで、鶴、鷄、鷹、鳩、鳥、又草木の其中にも、蓮華は彌陀觀音の三形、柳、夜合木は、過去の佛の菩提樹なり、其外器物に至るまで、皆神佛の三形なれば、敢て踐躪すべからず、此踐躪とは踏み越へる事なり扱て、目蓮舍利弗、其外の者ども、確に開け出家の身として牛馬及び、輿車に乗る事を慎むべし、一日輿に乗る時は、五百日の齋を滅すといふ、況んや惱まし賣る時は、大罪を受くるなり、又虫なども侮つて、殺生するを慎めよ、是も佛となるゆへに、踐躪をすべからず、況んや人間の身といふは、小天地なるがゆへ、我召使ふ人間といふども、足にて踏つ蹴つすれば、天理に違ふ所あり、つまる所は一切衆生も、必竟佛となるものなれば、有情非情も盡く、我友なりと心得て、能く憫れみをかくべきなりと、いと難有く説き給へば、其坐の面々頭を傾け、殊更殊勝に聞きいたる、其時俄に表の方にて、そちのこちのと下人ども、大勢叫きて馳け廻れば、大迦葉何事にやと、走りいで是を見れば、彼の白犬を五人のものども、棒もて打たんと騒ぐなれば、慌て止めて様子をどへば、男ども口を揃へ、此犬いつも我家の、臺所へまぎれ来て、炊女の末利といふ、女にばかりは馴れたれど、其外は誰を見ても、食ひ付かんとして憎くければ、押片付けんとして追來れり、いざ速に犬を渡せ、但し隠して出さずば、我々踏込み手込めにするど、大音上にて罵れば、迦葉下人にわびるやう、「扱はそちたちは隣家なる、須達長者の男ども

よな、何事にやと思ひしに、そはひがごとの限りなり、察するに各々は、兼て此犬を酷くするゆへ、食ひ付かんとはするなるべし、かまわぬ者を畜生とて、齒向ふ事のあるべきや、兎も角も我れわやまらん、須達どの、差圖ならば、汝等よりよきやうに、詫びてくれよ夫にても、尙は濟ますば我れゆかん、斯くても聞入れなきならば、こちらにも又了簡あり、能く思ひ見よ夫しきに、生ある者を殺さんとは、非道至極さりながら、是非殺さんどあらば先づ、犬に劣つた汝等五人、我れ打殺さで置くべきかと、氣色をかへて威しかくれば、皆尻込みする其内より、棒を構へて出しやばる一人、コワ聞きにくし迦葉どの、犬に劣つた汝等とは、見下げ過ぎたる一言なり、假令我々は下僕にて、須達に使はれたりとも、そなたの如く貧苦に迫りて、たべもの着る人も人並ならぬ、風の神とは同じからず、貧すれば鈍になりて、目の玉までがなまりてや、犬と人どが見分かぬか、もし見分らずば見分るやう、此棒もて背骨をひしぎ、いで人並にしてくれん、犬を出さずばそなたが相手、何んど〜と叫けども、迦葉少しも驚かず、汝等我貧苦を侮り、長者の冷飯食らふのを、自慢にするか能く聞けかし、犬はもと畜類にて、道理を知らぬは尤もなり、汝等は人でありながら、我構への垣を踏こへ、狼藉するが世界の法か、世界の法を辨へねば、犬に劣つた人非人、人の家には門戸あり、もし用あらば門より入りて、挨拶したる其上にて、兎も角も致せかしと、理を述べられて流石に五人、尤とは思へども、常よ

り貧苦に侮りし、迦葉なれば尙は扣へず、みな〜棒を打振りて、犬と云はれし腹いせに、是を受けよと打てかゝるを、迦葉手早くかいくくり、先づ一人の棒を奪ひて、四人を相手に打合ふ處へ、件の犬走り來て、四人の足に食ひつかんと、するを防げば迦葉に打たれ、迦葉が棒を支へんとすれば、犬に鐵膺噛み付かれ、双方見返る暇なく、防ぎかねて茨の垣を、皆々潜りて逃げ入りけるを、迦葉は見つゝ冷笑ひて、早や立去らんとしてけるに、彼のたからを掘出せし穴の内より鷹揚に、迦葉どの御意得やうと、云ひつゝ出るは須達長者、あたり狭しと突立つる鳩の杖さへ慾の道に、女つさそふ腰元引つれ、出づるとたんに表の口より、又以前の五人の奴原、獲物を携へ走せ入りて、迦葉を取込め捕へんと、すれば迦葉も身構へして、ヤア此奴等は云合せ、我れを手込めに横道を、働く所存と思はるゝ、寄らば目にも見せんづと、云へば長者は聲を勵まし、横道とは汝が事、われ最前藏の窓より、盗み出すを見て置きたり、能も地を掘り我藏の、財を家に運びしぞ、夫ゆへ搦めて國王へ、出すに異議のあるべきや、さりながらもし後悔せば、盗みしたからを速かに、數を揃へて不足なく、戻さば此儘許すべし、いなまば踏付け繩かけんと、云はれて迦葉度胸をつき、扱は掘得しわのたからは、長者の藏の者なるか、ハアはつと計りに氣もくじけ、再び夢の心地して、兎角の答へも出でばこそ、長者はひるみし色を見て、如何に最前我下僕の、垣を越へしを犬などゝ、云ひしが汝は藏のやじりを、切りて

たからを奪ひたる、夫でも人か但しは犬か、サ人か犬か返答は、何んど一句もあるまいがな、それ搦めよと云はれても、證據なければ違背はならず、計らず手に入るたからの始末、其仔細は云々と、云いても立たぬ言譯にて、此身の科はまぬかれず、親と聞きたる大も又、犬にはあらで餘の者か、もしや狐か但し又、誠の佛か何物かど、思ひ煩ひいふ所へ、如來しづと出させ給ひ、途方にくれし迦葉に向ひ、「汝聊か嘆く可らず、我れ能く長者を諭すべしと、云ひつ、彼方に打向ひ、「ヤヨ須達まづ靜かにせよ、先に爲したる迦葉が業は、皆我さする所なり、夫につき汝が身の、一大事且つ何くれと、示すべき事くさく、あれば、まづ此方へ來よかしといと爽かに宣ふ御聲の、凡人ならず聞ゆれば、流石に須達は心の内に、是れ只者にてあるまじく、さはあれ盜賊惡黨ども、見へねば何程の事あらん、詰り開きして盜まれし、財をすべく取返し、戻るべしと思案を定め、下人どもをば庭に待せて、如來のお後に引つゝ、奥の一と間へ入りけるに、各々座席も定まりてのち、如來は言葉を正しうし、須達に示し給ふやう、「汝確に承はれ、そも世には過去現在、未來の三世あるぞかし、是を近く譬ふれば、昨日今日明日なり、されば昨日勤めずば、今日の糧なかるべし、けふ又能く勧めずば、あしたの糧の空しき事、推量りて覺るべし、そも是に斯くの如く、積上げたる黄金はこれ、汝が貯ふ財にあらず、其譯悉しく言聞かさん、此方へ進めと怒るに、須達を近づけ給ひける

〇如來再び宣ふやう、「扱て此金の元を正せば、そも今より遙の昔、此處のあると迦葉の父、名を都提と名乗りし時、並ぶものなく家富み榮へ、百千の藏ありしを、汝が父殊なふ羨み、都提の果敢なくなりし時、大慈心の餘りてぞ密かに下人を語らひて、大膽不敵の舉動しつゝ、今藏のある所の、地を深く穿ちて、都提の藏の金を盗みて、我家へもてかへり、今の富貴の種とせり、されば迦葉汝を初め、誰知れるもの是なきが、知りたるものは我ほかに、只一人の女人あり、それゆへ我れ迦葉に知らせて、取戻させたる數多の黄金を、汝が物と心得へしは、昔を知らぬ故にこそ、斯くても尙疑はば、汝が家のみづし女なる、未利女に委しく尋ぬべし、彼れは其事を能く知りぬ、汝現世は福人なれども、來世は資料に乏しき事、憐れなり不憫なり、いで其さがを諭すべし、扱此國の祇陀太子、大なる園を持ちたるは、昔汝が父の世に其園を一面に、黄金を敷きて求めたれば、園生は太子黄金は須達と、世に普ねく聞えたり、扱て祇陀太子さばかりの、黄金を以て園生を買ひしは、其内に橋あり、此實を一つ食ふ時は、齡千歳を保つなれば、其一木の欲しきゆへなり、扱て思かにも汝が父は、八十にして命盡き、身まかる時に臨みては、金銀も身に添はず、彼の橋を持ちてあらば、尙は千年も生へべきに、口惜しき今の最期と、彼の一本を思ひつゝ、最期の一念畏ろしくも、彼の橋に執着して、迷ひ魂魄此の木にとどまり、夫より橋みのると雖も、人面の形ちとなり、是をもげば血をいだす、千歳を壽く

桶も、今は果敢なき實を結ぶ、人面樹と變りし事、我れ現在の眼をもて、一と度も見ずと雖も三世に光る心眼力、疑ひあらば正して見よ、是等の宿因を觀悟なし、早く發起正念して、後世の冥福を受けずやと、凜然たる御聲をもて、諭し給ふを難有き、されども須達一つとして誠とは思はぬものから、空嘯きて居たりしが、「コワ無禮なり尋ねもせぬ、我父の讒訴三昧、さる事は聞かでもよし、只盜まれた金の事、大膽なるにも程こそあれ、盜みをしながら我父を、盜人に落さんとは、是ぞいわゆる盜人の、たけくしきと云ふ譬、見れば黄金も此處にあり、直ぐすなほに戻さずば、國王へ訴へて、迦葉には勿論汝等まで、一味の科を負はするぞ、さ戻すかいかに渡さずやと、悪口がましく言誇れば、如來は尙ほ莞爾として、「因業深き須達長者、さらば是なる黄金の箱の、鍵やあると宣へば、「我金箱に侍るものを、鍵の無き事あるべきや、さらば其鍵出されよ、もし鍵なくば渡されずと、仰せの下に人を走らせ、ありとあらゆる金藏の、鍵を残らず取寄せて夫を合せ是を當て、捻ぢてもこぢても開かばこそ、長者焦つて我家に戻り、尙ほ鍵をもを僉議せしに、合ふべき鍵一つもなければ、腹立つ餘りにみづしめの、未利女をよびてしかくど、如來の先に宣はせし、事をもを問ひ試みしに、未利女は如何にも其如く、我母身まかる時にのぞみ、妾に向ひて宣ひけるは、そなた長く此長者の家に勤めて居る内に、云々の事ある時は、云々と答へよと云はれしが年寄の、愚痴に何を宣ふにやと、

覺束なく思ひしに世には不思議もあるものかな、けふの今こそ母の言葉の、顯はれ侍る嬉しさよ、只是のみを思ふが故に、女の身のあられもなく、日々大勢のたべものをわらわ一と手で拵ゆる、水汲み米かし薪わり、夫も水仕の勤めなれば、是非なれども夫よりまだ、つらきは五人の男衆に、なぶらるゝ迷惑さ、そなたへ忍ぶも母上の、お言葉重しと思ふゆへ、夫に又不思議なるは、日頃なじみし隣りの犬が、昨夜わらわの枕上へ、參りて人の物いふ如く、喜ばしげに告ぐるやう、是まで厚きお恵みにて、たべもの數多賜はりしが、あすは我等も此世を去り、めでたき身となるにつけて、そなたも此上なき喜びあり、是までの情けの禮謝に、見へ侍るとまさしくしく、申すと夢に見たりしが、何がさて水しめなんぞの、喜びなれば知れた事と、思へど其夢の告げに、違はず母の遺言も、達するからは早や首尾よく、身の暇を賜はれかしと、り我家の、飯にて命をつなぎながら、其報ひはせて我家の、仇となる不届きやつ、畜生同前の者とも知らず、二季の仕着せも致したり、願はずとも追出せば、身の皮ぬいで出てうせい、主の恩を知らぬものを、いぬねこに譬へたり、おのれが犬の心あれば、隣の犬を可愛ゆがり、毎日何かに隠して、食はせしも腹が立つ、早や片時も置かれねば、直ぐに失せると上着を剃ぎとり、身にそふつれ一重にして、踏付け蹴のけ突のめせば、未利女はなくく起上り、「私

し賤しき奉公は、致せど聊もお主のおだど、なる備事はせし事なく、只今申せし事どもは、善
 惡に侍らず、在りの儘に答へ侍り、又お隣りの犬とても、水仕の業の片手間に、人々のたべあ
 ましを口にくみなためないで、粗末にせじと喰べさせ侍り、そを叱らるゝのみならず、わけ
 くれ五人の男どもに、娼妓か辻君か、などの如くに侮られ、附け廻されてなぶらるゝを、兎や
 角として通れぬる、今の憂き身に比ぶれば、乞食非人が増ぞかし、いざお暇を戴き侍ると、
 云ひつゝ立ちて身の塵を、播ひ拂ひ、朝餉の膳に喰べあませし、食物を取出して、裏手の
 方へ密かにゆき、迦葉の犬をよびければ、何處よりか入り來りて、未利女の與へしものを食べ
 て、異なる聲して鳴きにける、是を聞きて舍利弗目蓮、迦葉の内の一と問より、其あたりを窺
 ふ處へ、如來もやをら立いで給ひお弟子達に打向ひて、「皆のものあれを見よ、あの破れ垣の
 内に佇み、何をか犬に施しいる、みすほらしき女こそ、世に珍らしき善女なり、皆な疾く出て
 禮を爲せど、宣ふを聞き我れも」と、破れ垣のほとりへ行きて、未利女を敬ひ禮拜すれば、
 未利女は不圖心つきて、面なげに見て云ひけるやう、「妾は今此内の、門を出づれば、そこよ
 りして、非人乞食となるものを、なぞてや左程に敬ひ給ふぞ、妾不憫と思ふ人は、只此犬に物
 を與へて、今より隣へおこたまじ、若し妾が居らぬ後に、此犬來らば下部どもに、打ちも殺し
 もせらるべし、あな便なやと憂はしく、云ふを待たず目蓮は、膝を進めて未利女に向ひ、「我

師如來の見定め給ふ、處ありて教へに任せ、我々ども皆禮をなす、善女の難義を救ふべし、其
 儘此方へ來らせ給へど、云ふを打聞き未利女は喜び、「あら難有や足らはぬものを、養ふてだ
 に給はらば、どのやうにも身にかけて、水仕の業を勤むべし、是れ身勝手を申すにあらず、只
 此犬を養ふためぞ、さらば今よりお言葉に、任せてお世話になるべきぞ、此は行くべき道なら
 ず、表の口より參るべしと、程もあらせず迦葉が宿の、表門より入り來れば、迦葉等太く憐れみ
 て、如來へ此由言上ぐれば、如來直ちに見え給ひて、大迦葉を呼出し、「此おどめは中々もて、
 水仕の業などする者ならず、近くは今日遠くはあした、王の輿にのるべき者なり、深くいたわ
 り置くべしと、示し給ふ其の處へ、須達五人の下人をつれて、無体に彼の黄金の箱を、取戻さ
 んど入り來るを、舍利弗立ちて是を支へ、「コソ理不盡なり先の程、如來の既に仰せし如くあ
 の箱の鍵なくば、我物とは云はれまじと、云へば須達は進みいで、「して其方には鍵ありや、
 よも我金の箱の鍵、そちに有るべきやうやあると、詰るを如來見返りて、よしなき事を我れ云
 はんや、迦葉の財に極まれる、證據を目前顯はすべし、ヤヨ目蓮最前の、犬を此處へと仰せの
 下に、ハツと答へて立上り、呼ばんとすれば彼の犬は、早や庭先へ跪き、障子越しに三たび鳴
 けば、如來端近く出でさせられ、犬の頂を撫で給ひ、「汝都提發菩提心、今速かに執着の、前世
 の念を懺悔して、一心一向に安樂の、佛とはなりぬかしと、法を授け給ひしかば、犬は頭を地

に垂れて、涙を流し鳴くよと見へしが、口より何を吐きいだして、其儘そこに息絶へたり、
 如來其吐きたるものを、目蓮に取上げさせて、「如何に須達あれ那的こそ、彼の黄金の箱の鍵
 なれ、又此犬は迦葉の父都提のなれる處にして、我伏藏に執着し、畜生となり角を守る、淺ま
 しくも又不憫のもの、されども今や前世の念を、捨て畜生を免れたり、いざ其鍵を合はせて見
 よと、鍵を迦葉に渡さすれば、迦葉は坐敷に積み上げし、金の箱の錠前を、件の鍵もて開け試
 むに、迦葉が一念のこもる處か、速によくあきければ、皆々驚き打守る、時に如來又須達に、
 「やよ長者あれ見たるか、是にても尙ほ云ひふんありや、扱又汝が家に使ふ、水仕女の未利女
 が母は、都提が母のなれる處、されば斯る事あるときの、證人とは爲りたるなり、此をもて速
 に、疑念を晴らして迦葉と睦み、亡父の罪を償へかし、そも又我れを誰とか見たる、是ぞ摩迦陀
 の悉達なり、亡き父のため衆生のため、世を捨て行をつみ、今諸天諸菩薩に、渴仰せらる、身
 のほまれは、富貴を捨てのいさはしなり、我れ佛に偽りなし、是をも未だ疑は、聽て未利女
 の有様を見て、衆生を度する我々が、欺かざるを覺るべし、又そこに居る五人の下僕、是まで
 未利女を侮りしが、今に見よ五人とも、彼れが履を掴むべし、ヤヨそこな不具もの、汚れたる
 身を以て、我立つ庭を汚すが上に、其棒ちぎれは何のため、我れに當らば當て、見よ、犬に劣
 りし身の行末、報ひも既に遠からじと、云捨て奥へ入り給ふ、折から須達の宿所より、慌た

しく使ひ來りて、長者に向ひ息を切つて、「只今波斯匿大王より、勅使來らせ給ひたり、急ぎ
 見え給ふべしと、告ぐるを聞きて夫を機に、須達は急ぎ戻りゆく、我門前に勅使の供、夥しく
 あるが中に、百人あまりの官女たち、門の内外に居餘れる、夫のみならず玄關に、王の輿を昇
 さすへたれば、コワ國王の後か、又姫宮の御入かど、喜び慌て内へ馳せ入り、愈心深き了簡も
 て、コワ如何なる仕合せに、遭ふ事かど一人浮きたち、損すれば又斯くの如く、徳のめぐるも
 早きもの、此有様をぞうぞして、隣りの乞食に見せしなと、さも仰山に取囉し上下の人数を
 數へさせて、未々のものまでへ、馬鹿叮嚀に馳走させ、頓て勅使の前へ出づれば、勅使は饗應
 を賞美せし上、「扱て勅使の義は外ならず、其方の召使ひに、未利女といふ女あるよし、波斯
 匿王聞召し、其者をお后に、差上ぐべき論言なり、と云はれて須達は顔ふくらし、「さて其外
 に何御用も、ムらぬにやと尋ねれば、「いや其外に別義はあらず、急ぎ未利女を渡すべし、受
 取用意は疾く致せり、と寢耳に水の詔、夢かど計に呆れしが、帝よりの勅使とありては、何事
 置きても上げねばならず、とは云へ未利女今は早や、眼を出せし後邊なり、隣りには居る由な
 れども、今更かうとも云はれぬ中と、思案に暮れて其座をさがり、忤の金童に語りければ、金
 童父を諫むるやう、「そは去る事に侍れども、先づ御怒りを忍ばれて、隣りにいます如來とや
 らへ、早く詫びて未利女を貰ひ、勅使に渡さば家のため、悪しかるまじと云はせも果てず、須

達悴をはたと呪め、「やい不所存もの何を云ふぞ、既に大金を奪ひとられ、其上親の耻まひ噂
さし、其者に何を以て、あやまり詫るやうあらんや、今勅使の御入なくば、何が差置き召使の、
五人の男を不具ながら、悪口したを聞きすてず、舌の根ぬかて置くべきか、家祭の恥は主の恥、
和子よりは是を聞き流すか、仮今國王の勅諭なりとも、未利女は暇をいだしぬと、云へば夫に
て濟む事よ、只埋らぬ大勢に、馳走をしたが無念なりと、云へば金童尙ほ云ふやう、「そは父
上のお言葉なれども、此に一つの不思議あり、是まではやつがれも、有るまじき事と思ひて、
聞流して置きたるが、けふ初めて驚きしは、彼の未利女と五人の男に、深き因縁あるよしな
り、其仔細を聞へ上げん、いつぞや或る人やつがれに、明白に告げゝるは、此程阿私陀仙人と
いふもの、頻頻沙羅の宮へ來りて、葦提希夫人の相を見し時、須達長者の水仕女なる、未利女
といへるは只今こそ、賤しき身なれど未々は、玉の輿に乗る相あり、又其家に召遣ふ五人の下
男に、扇提羅といふかたわあり、コワ是れ前世にかやうくの、罪あるゆへに不具となりて、
此世に生れし者なれば、昔の罪を償ふため、未利女の玉の輿を昇くよし、詳らかに語りしよし、
聞きしに違はぬけふの今、如來とやらの明言にて、萬づの事を計りたまへ、もしなきくんに詭
びにく、思召さばやつがれが、参りて術よく詭び申し、未利女を倍と貰ふべし、而して五人
の下男どもをば、残らず暇を遣はしたし、かゝる不男のかたわものは、餘所目に見てだに、汚

らはしく思ふが故なれ、近づくる人もなき、不吉の者に扶持を呉れて、召遣はん事思ひもよら
ず、是までは知らぬ過まつては、何憚りのあるべきと、賢くも諫めければ、須達是にて怒りも
くじけ、さらば汝然るべく、取計らへとぞ咤咐ける、扱又隣りの迦葉の家は、此奔走に引かへて、
彼の犬の死を深く悼み、件の金を掘出せし、處へ厚く葬りいとなみ、良事終り其の處へ、須達
の悴金童は、入り來りて迦葉に逢ひ、禮を厚くし敬ひて、扱てしかくくと未利女の事を、頼め
ば迦葉心得て、其旨如來に告げ申せば、如來は金童を近く召され、「汝は未だ若しと雖も、悟
り賢きものなるゆへ、親の恥をもそぐなり、異議なく未利女は渡すべけれど、そちが家の五
人のしもべに、輿を昇かせて迎ひに來よと、宣ふ言葉にいよゝ恐れて、「如何にも其義は先
程より、覺悟致して侍るなりと、申せば如來も驚き給ひて、「汝如何なる手段ありてか、五人
の扇提羅が、今未利夫人の乗る輿を、昇くべき由をどく知れりや、宿命通は得まじきにと、宣
ふを聞き平伏して、「某しいかでか不思議なる、宿命通とやらんを得べき、こはこれ何時ぞや
阿私陀仙が、云々の由申せしと、人づてに聞きけるゆゑ、僅に知りて侍るかしと、有の儘に告
げぬるを、聞きて如來も首肯し給ひ、「如何にも左にてあらんかし、さらば歸りて迎ひをおこ
しぬ、どくくせよとの仰せに任せ、金童急ぎ宿所に歸り、須達に様子を告げたる上、五人の
者を呼いだして、そちち罪業深くして、不具者と生れしを、我々は悟らざりしが、人並の交

りも、爲らぬをけふこそあらはに知れり、是まで汚れし素生を隠せば、さりととも心づかずして、召遣ひしは是非もなし、只今よりは未利夫人の、輿舁に身をかへて、過世の科を償へかし、若し又此義に背きなば、國中に觸れ流して、不通の者と致すべし、さりととも言譯あるならば、めいゝくに言聞かせよ、如何に〜と云詰められ、五人の下男盡く、一言もなく頭をかき、顔赤らめて平伏し、「かくまで事の顯はれし上は、何をか違背仕らん、如何なる事をも勤むべし、只穩便に願ひまつると、云ふに金童も顔色を、直して再び夫を云はず、即座に衣服を改めさせ、玉の輿を舁き持たせ、迦葉の家に赴けば、迦葉は頓て未利夫人を、件の輿に乗する程に、如來は自から五戒の内なる飲酒戒の一つを除きて、残る四戒を授け給ふ、コワ是れ如何なるいわれぞや、後に具さに知らるべし、扱も未利女は五人のもの、我乗物を舁くを見ても、驕る心は更らなく、只身の果報を喜びつゝ、如來を初めお弟子たち、迦葉に厚く禮謝を述べ、暇を告げてゆく空も、身も晴れやかにかさゝきの、波斯匿王の輿殿へ、須達の家より舁りけるは、前代未聞のためしといふべし、扱又金童は其跡にて、父須達に打向ひ、凡人ならぬ如來の功力、尊まざるばあるべからず、夫ゆへ何卒我家へ請じ、厚くもてなし參らせなば、未々よき事あるべきにと、勸むれども須達は聞かず、「そはひがごどの限りなり、あのよな者をここに招びては、又を損の上塗なり、夫よりも國王より、未利夫人を召されたる、御挨拶に下されし、あの菓物は

是までに、遂しか見聞させぬ者ぞ、帝よりの賜物なれば、只の菓にはあるまじ、汝あれをもてゆきて、何なるか聞きて來よ、必らず我家に來よなど、忘れても云ふ可からずと、呷附られて金童は、其くだものを携へて、隣りへゆきて忝しく、如來に其名を尋ね申せば、如來つか〜と御覽じて、「コワ世に稀なるくだものにて、名を檀奈羅樹といふ者にて、此ある所は補陀落山といふ、觀音の淨土あり、此山にのみ生ずるゆへ、たやすく人手に渡らぬ者なり、流石は波斯匿大王の、心ある賜物かな、いと珍らかなり誰も〜、とく來て見よと仰すれば、皆集りつゝ、篤と見て、喜ぶ事限りなし、此有様に金童も、俄に尊く思はれて、尙又如來に尋ぬるやう、「して此ものは何の爲めに、如何なる益の侍るにや、「されば此菓物を一つ食すれば、七日の内、ものほしからぬ奇特あり、此くだものにて一條の、物語りを聞かすべし、扱昔さるかたに、長那といへる者のあり、其妻を摩尸羅女とて、夫婦の中に二人の子あり、兄の方を早利とよび、弟の方を速利とよぶ、然るに其母病ひにて死す、長那深くも歎きしが、世の中の習ひにて、後妻を入れて暮らせしに、間もなく國に饑饉ありて、彼の長那饑死を、助からんと思案して、仙奈羅山といふ山に、此くだものあると聞き、是を取りに行きたる跡にて、後妻は心よからぬ者にて、二人の子を船にのせ、浦松和布莉らんと漕ぎ出し、一つの島に捨て歸りぬ、二人の子供は悲ひあまり、とても死ぬべき命ならば、潔ぎよく此世を去りて、我々是より一切の、

衆生の貧苦を救ふべき、誓ひを立てんと云ひつゝも、二人諸共失せけるが、其誓願空しから
 で、早利速利は觀音と、勢至の二菩薩になられたり、母摩尸羅女は阿彌陀となり、親子三人斯
 くの如く、三尊の契りを爲し、一切衆生の苦患を救ふ、是れ聊も偽りならず、其二人の子の捨
 てられたる、島といふは是れ則ち、補陀落山に侍るなり、二人の死したる其の處へ、此檀那羅
 樹生じつゝ、今に菓を結ふとかや、察するに今須達は、黄金に満ちたる長者なれば、國王餘の
 者を以てせず、かゝる實の木の實をもて、未利夫人の報ひとせられぬ、さりながら此菓物、苦
 々しくも須達には、身の差合ひとなるものあり、いでや未來の事を示さん、此檀那羅の種を蒔
 けば、千日にして花開き、實を結ぶ事百あまり八つ、此時須達死門に入らん、夫のみならず花
 咲くまで、劔難のもの百八人、聊もたがひなば、日月は地に落ん、餘所にありては實なれども、
 家に植へては伊蘭の如し、と宣はするを聞きて金童、「恐れながら其伊蘭とは、如何なる事を
 申すにや、「されば伊蘭といふ者は、矢張り一種の樹木なり、此木の一枝一葉を、嗅ぐ者は立
 どころに、其臭香に酔ひ伏して、死門に入るといふ毒木なり、されば上なき實と雖も、須達の
 ためには、大毒なれば、伊蘭の如しと云ひたるなり、尤も其毒木にも、旃檀といふものあり、
 仮令四十里に連なりし、伊蘭の林の中といふとも、嫩にならぬ旃檀の、苗生へ出る其時は、其
 香はしき香を以て、毒氣を挫く徳あるなり、又檀那羅樹も須達の身に、差合ひの毒になれど

も、好堅樹を植ゆる時は、其憂ひを免かれん、此の好堅樹といふ木の實は、芥子よりも小さけ
 れども、一夜の内に百丈育ちて、其の木影には五百の車を、隠す程に茂るなり、是等の事を立
 歸りて、須達へつふさに傳へよと、彼の菓を戻さるれば、金童難有く受取りて、急ぎ我が家へ持
 歸り、父に向ひて如來の仰せを、詳かに傳へければ、須達暫く考へ居しが、「コソ是れ深く察
 するに、世に二つなき菓物の、實なれば羨みて、毒など、偽るならん、其淺慕こそ可笑しけれ、
 實ども云はるゝ者が、毒になれば實でなし、實でなきものを國王より、謝禮に下さるいわれも
 なし、何と云はふが實一つで、七日の食をたもつとあらば、此の實をふせて育てんと、即座
 に木つくりの者をよびて、地を選び其實を伏せさせ、花さき實を待ちけるが、千日たちて如來
 の仰せに、少しも違はず須達が身に、大災難の出で来る事は、後の卷に委しく説くべし、扱又
 如來は此處よりして、故郷の摩迦陀國なる、迦毘羅城へ立戻りて、父淨飯王へ不孝を詫び、轎
 曇彌耶輸陀羅女、優陀夷夫婦を初めとして、群臣に逢ひたき旨、舍利弗にのたまひて、則ち彼
 を其御つかひの役にぞ當らせ給ひける

訂校釋迦八相倭文庫第參拾壹編終

訂校釋迦八相倭文庫第參拾貳編序

夫一見施女人（をれひごたびによにんをみれば）不離（さんあくをうをはなれず）三惡道（ながくさんづのぢうをむす）永結（ながくまんづのぢうをむす）三途業（いかにいりんやひごたひおかすにおいておや）何況（いかにいりんやひごたひおかすにおいておや）於一（於ニ）犯（犯）一定墮（さだめてむげんのこくにだす）無間獄（無間獄）と有（と有）ば、女人は煩惱（ぼんのう）の源、地獄（ぢごく）の使也（つかひなり）、一度犯（ひとたびおか）しぬれば、五百世（あひだ）の間、彼（あひだ）に隨（したがつ）て六趣（しゆ）に輪廻（りんえ）す、毒蛇（どくさ）は見れども女人（にょにん）は見ずと、又經文（きやうもん）にも説（さか）れたり、されども姪欲（いんよく）の止（やみ）がたき事、一角仙人（かくせん）四目居士（しもくこじ）、大樹仙人（おほじゆせん）杯（なむ）の説（せつ）を見つべし、凡流（おほそろてん）轉生（てんじやう）の業（ごう）は、只姪欲（いんよく）に依（よる）にこそ、然（さる）から勇（ゆう）ひ春（はる）の駒（こま）の、身（み）を損（そな）ひ且（また）秋（あき）の鹿（しか）の、命（いのち）を失（うしな）ふも皆是（これ）なり、係（か）れば茲（こゝ）に五々（いさゝか）の菩薩（ぼさつ）の、第二（だいじ）勢至（せいし）を姪婦（いんぷ）と變（か）せ、阿難（あなん）可難（かなん）の煩惱（ぼんのう）心（しん）を、自然（じぜん）と改（か）止（し）せしめしよしも、聊（いさゝか）彼盛遠（かのもりごほ）と、袈裟（けさ）御前（ごぜん）の譚（ものがたり）を、因（ちなみ）に綴（つづ）りし是（これ）も亦（また）、方便（へんべん）本（もと）とや云（い）まくののみ

嘉永八乙卯年孟春發行

萬亭應賀誌

校訂 釋迦八相倭文庫第參拾貳編

江戸萬 亭 應 賀

去程に又摩迦陀國なる、迦毘羅城にては悉達太子、王宮を出で給ひてより、橋曇彌夫人其外の御親屬は申すに及ばず、大臣あまたの群臣たちも、皆力なく思ふが上に、様々のさわり事のみかづゝありて味氣なく、早や十二年を越したれども、太子の安否更に聞えず、勿論いつぞや阿私陀仙が、告げたりし言葉には、太子一とたびは還幸を、爲させ給ふとありしゆへ、樂みて待つ甲斐もなく、年月を積むと雖も、其沙汰なければ自づから、皆仙人の言葉を疑ひ、淨飯王も此程は、いと御心を惱まされて、政道さへおろそかなりしが、或る夜御寢の御夢に、摩耶夫人のなきがら、納まり給ひし夕陽山の、御廟のはどりにおはしつゝ、麒麟鳳凰の顯はれいでしを、御覽じて覺め給ひしが、兼て此二つの者は、世に聖賢の現はるゝ、しるしに出ると知召せば、此頃の御もつれ氣に、殆んど力を得給ひて、殊なふ喜び此夢を、優陀夷光明にも語り聞かせて、共に心を慰めんと、其朝まだきに二人を召され、云々と語り給へば、優陀夷手を打て大ひに喜び、某しも又正しく、昨夜しかなる夢を見はべり、日も夜も違はざりけるは、いとも

不思議に候はずや、さあらは極めて悉達太子、此節還幸あるべき事、疑ひも候ふまじと、聞へばれば光明も、近く進みて申すやう、「君の御夢に違ひなき、優陀夷が夢の物語り、實に難有き例なり、そも麒麟鳳凰は、生きたる虫を食まず、又生きたる草を踏まず、尤も吉瑞の靈物なり、よしや尙ほ空だのめにて、太子は戻らせ給はずとも、御世萬歳の喜びは、此吉兆にて知られたり、必らず御心安かれと、祝し申して退きぬ、優陀夷は尙も近く進みて、「兼て御聞きに入置きし某太子の御還幸、次には悴榮特が、智慧を祈りの其爲めに、鶏足山の帝釋天へ、日々參詣の其日限も、今日を限りに候へば、はや身の暇を賜はれかしと、云ひつゝ、直ちに御前をすべりて、衣服を改め榮特は、いづくにぞ疾く〜と、急がし立つれば女房が、「扱は今よりいもの如く、御參詣なさるゝにや、榮特は今しがた、奥の方へ参りしが、毎度妾が聞ゆる如く、足らはぬ者を引連れて、遠々の御參詣、道とて埒のあかされば、お腹の立つはお道理なれど、戻り給ひていつとでも、夫の是のとお叱りを、聞きたび毎に胸迫り、わらわが身骨も痛ければ、御參詣にはお一人が、宜しからふと存じます、愚鈍なものを伴ひて、道にて腹立て給ひては、汚れを厭ふ神まいり、宜しき事は侍るまじと、本夫を思ひ子を思ふ、利發の言葉に優陀夷は首肯さ、「實に其言葉は道理なり、只一と筋に子を思ふ、暗にはあらねど家のため、如何にもしてあれが身の、愚鈍を祈り直さんとて、連れゆく度に何一つ、是はよいと云ふ事なく、往きも還

りも腹のみ立つを、思へば尊き神ほどけの、何とて利益あるべきぞ、こなたの心清ければこそ願ひも納受あるべきに、あゝ我れながら迷ふたり、されば今日は我れ一人、馬に鞭うち走らせ、潔きよく詣りて來ん、慾には限りなき者なれど、何とぞ槃特人並に、いろはのいの字も知るならば、外に望みは更にないと、云ふ内支度も調ひつゝ、厩より馬を引かせて、ひらりと打乗り乗りいだしぬ、女房は本夫を見送りて、局の廊下參り來しに、先に立ちし腰元が、わつと云ひつゝ、打伏すに、驚きあなたを窺へば、白き小袖を身にまとい、眞黒なる化生のものあり、さすが女房も肝を冷して、詰合ひの侍衆早や來られよと呼ぶ聲に、あなたの一と間に詰合ふさむらい、出で來りしかども又た、一と目見るより只呆れ、進み兼ねていたるうち、彼の變化は奥の方へ、馳けゆく後姿をば、女房は認めて顔色直し、彼の腰元と武士に向ひ、「のう恐れまいわのものは、妾が見知る所あれば、今に捕へて憂き目を見せん、先づ穩便にしてたもと、云ひつゝ、急ぎ我部屋へ、歸りて戸をあけ入らんとするに、伴の變化は内にいて、又も聲たて脅せども、優陀夷の女房は恐るゝ色なく、さそくに捕へて冠りし衣を、かなぐりのくれば思ふに違はず、顔眞つ黒に我子の槃特、愕きもせず口をあき、舌を出して笑へるさまは、阿呆鳥と見へにける、女房は呆れて物さへ云はれず、顔つくづくと打守り、只涙のみふりこぼすを、見つゝいよゝゝ笑ひて止まず、斯る處へ近き部屋に、住まはせらるゝ、耶輸陀羅女の、局來りて女房

に向ひ、優陀夷さまは御參詣に、もはや入らせ給ひしかど、問へば女房は涙を拂ひ、「ア、局のか本夫は早や、先に出てゆきたるが、此の槃特を見てたもれ、此の間より優陀夷に連れられ共に參詣に行きけるが、道にて何を致すにや、優陀夷は部屋に戻るや否や、後の事は云はずして、只此子が足らはぬ事を、くどくど口ついに、泣き給ふを聞きたびに、云はずと知れし愚鈍の者と、ついでと口に云ひたけれど、さすが女の口まめに、事を輕しむ事と思ひて、只聞いている其辛さは、今日は尙更満願ゆへ、伴なはるゝは知れてあれど、又叱らるゝを聞くがいやさに、そなたを頼みお部屋の内へ隠して貰ひ、けふは一人やりたるが、まア此様を見てたもれ、顔はまつくる此きぬは、定めて姫のお小袖ならん、是を着て廊下にたち、人をおどする悪いたづら、左程の智慧があるならば、少しは物の辨へあらんに、親の顔さへ見覺へぬ、たわけものも何うかして、父の怖さはちとばかり、知つていれども母親をば、悔りすぎた此始末、呆れ果てたる甘へやう、我子の阿呆は恨みぬが、此身の因果が悲しいと、はたと突きのけいと尙は、涙に咽せて伏したるを、局は見兼ねてさまゝに、勸り慰め槃特の、顔の墨を洗ひ落して、身繕ひなぞ致させつゝ、「ほんにこなさんとした事が、過ぎし頃から手習ひを初め、けふも先までおとなしく、お部屋に習ふて居給ひしが、いつの間やら顔を染め、耶輸陀羅さまの御衣服を持ちいで、悪るさも殊に寄つたもの、そうべつ人の子たるものが、母さまや父さまを

悔る事のあるべきや、是から佶とおとなしく、手習ひを精出さしやれ、そなたとお部屋のならご
 ら様とは、親と子は年違へど、若様は毎日ひにち、お手本もよくあがり、空で能くお読み
 遊ばす、サ母さまへの詫言に、先刻教へたいろはにはへど、能く書いてお見せなされ、硯や机
 もてこんど、身も氣も軽く立いでつ、部屋へ歸りて親と子の、機嫌どりなす手習道具、急ぎも
 て来て座敷に直し、墨すり手本押開き、筆を持たせて双紙を開き、あてがうても一字も書けず
 手をとつて教ゆれば、手ばかり任せて餘所見を爲し、局が書くに異ならねば、いろはにはへど
 の假名もじも、美事に持ちしを局はもちて、女房の側により、「コレ是を御覽せよ、是はと文字
 さへ書き給ふに、愚痴と思ふはそなたの僻目と、宥むる言葉に女房も、不圖其双紙を手にとり
 て見れば文字の出来のよさ、局に向ひて打は、えみ、「是はいつも忝けない、そなたのお世話で
 先づ是はとに、出来し事の喜ばしさ、優陀夷どのも今日出際に、いろはのいの字の一字でも、
 書かせたいと云はれしゆへ、歸らば見せて喜ばせん、いつもお世話になるばかり、お禮の申し
 やうもなしと、厚く、稿らひ契特が、持出したる姫の小袖を、渡してよしなに執成をと、頼みて
 局を歸しつゝ、机のそばへ寄りて見れば、契特は双紙の内に、手本にもなきものなぞ書きて、
 紙を費し居たりければ、「コヤのふ契特父さまが、今にもお戻りあつたなら、今書いた此双紙の
 いろはにはへどを又書いて、問へぬやうに讀み給へ、いつぞやより局も妾も、此字の讀みを教

へしが、能く覺へて居るかやと、問へば賢く心得顔に、首肯くものから女房は喜び、「さらば母
 に讀んで聞かしや、「はア何とやら云ふたが忘れた、「それ見や夫なら今一度、教へるが心にどめ
 て、覺へていやと手本廣げて、一字づゝ、いゝ、ろ、は、に、は、へ、ど、何んと吞込んでか
 の、「いや吞込まぬ、其様に長くては、ついで口には吞込めぬ、まちつと短くして下され、「ヲ
 、其筈々々そんない、「そんない、「そんないは入らぬ只いとばかりでよい、「そんないは入らぬ
 只いとばかりでよい、「はてさていとばかり、「はて扱ていとばかり、「いゝ、ろ、は、に、は、へ、ど、
 「サア吞込んだか、「短くなつて吞込みました、「ヲ、吞込んだら、一人で讀んで見や、「エ、何
 んどやら云ふた此頭の字は、何んとやら云ふたげな、「それは、「ほんにい、「其次は何んどやら
 忘れた、「それは、「ほんに、「其次は、「是は何んどやら、「夫も忘れたか、「是も忘れた、「エ、何
 んど云ふ愚鈍かや、四つ五つの小兒さへ、いろはにはへど假名文字ぐらゐは、聞き覺へにも
 讀むものを、たつたいろはの只三字を、日に千たびも萬たびも、嚙んでくゝめて教へても、側
 から忘れるたわけのもの、ちと鏡でも見たがよい、腮には髯も生へながら、なせ身に染みぬか其
 次は、はの字であるやと聲荒らげ、字を突立て教ゆれば、「これ母さま其やうに、大きな聲で教
 へては、咽喉につかへて吞込めぬ、まちつと小さな聲をして、吞込ませて下されと、あどなき
 事の可笑しさも、親の身にはいとつらく、持扱ふてゐる處へ、一人の腰元馳せ來り、優陀夷さ